県章

三重県公報

令和7年3月21日（金）
号　外

目　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	条　例		
1	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（デジタル改革推進課）	7
2	三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	（児童相談支援課）	9
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（長寿介護課）	18
4	三重県子ども条例	（少子化対策課）	35
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	（デジタル戦略企画課）	40
6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（地域づくり推進課）	47
7	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例	（総務課）	50
8	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例	（行財政改革推進課）	51
9	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	（人事課）	52
10	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	（同）	60
11	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	（同）	137
12	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（ダイバーシティ社会推進課）	139
13	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	140
14	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（同）	143
15	三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例	（環境生活総務課）	144
16	三重県手数料条例の一部を改正する条例	（建築開発課）	146
17	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例	（新産業振興課）	158
18	三重県県税条例の一部を改正する条例	（税務企画課）	171
19	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例	（障がい福祉課）	173
20	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例	（大気・水環境課）	177
21	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例	（同）	196
22	三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例	（少子化対策課）	203
23	三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例の一部を改正する条例	（くらし・交通安全課）	205
24	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	（教育委員会）	206
25	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	（同）	208
26	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	（同）	258
27	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	（同）	260
28	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例	（スポーツ推進課）	263
29	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	（病院事業庁）	264
30	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	（企業庁）	265
31	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	（病院事業庁）	267

32	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例	（警察本部）	269
33	三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例	（建築開発課）	270
34	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例	（財政課）	271
35	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	（県議会）	273
36	三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	（同）	275
37	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	（同）	279

公布された条例のあらまし

◎　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第１号）

1　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理することとしました。

2　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第２号）

1　児童福祉法第12条の４第２項の規定に基づき、三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。

2　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第３号）

1　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　三重県子ども条例（条例第４号）

1　子どもを取り巻く環境の変化や、子どもの権利侵害が増加している状況を踏まえ、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に必要な基本的事項を整備するため、三重県子ども条例の全部を改正することとしました。

2　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第５号）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に鑑み、個人番号の利用事務に関する規定を整備することとしました。

2　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎　三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第６号）

1　地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。

2　この条例は、令和７年４月１日及び同年５月26日から施行することとしました。

◎　三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第７号）

１　三重県中勢児童相談所の名称を変更することに伴い、行政機関の設置に係る規定の改正を行うこととしました。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例（条例第８号）

１　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第９号）

１　特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、令和６年12月24日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、特別職に属する職員等の給料及び報酬の額の改定を行うこととしました。

２　この条例は、公布の日及び令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第10号）

１　人事委員会の議会及び知事に対する令和６年10月16日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。

２　この条例は、公布の日（一部令和７年４月１日）から施行することとしました。

◎　会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

１　一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うこととしました。

２　この条例は、公布の日及び令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

１　語学指導等を行う外国青年招致事業の運用の改善を図るため、国際交流員及び外国語指導助手の報酬の額の改定を行うこととしました。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

１　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定等を整備することとしました。

２　この条例は、令和７年４月１日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

１　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第15号）

１　基金を地域環境保全活動に関する事業に要する経費の財源に充てるため、基金の額及び積立ての規定等を整備することとしました。

２　この条例は、令和７年４月１日から施行することとしました。

◎　三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1　宅地造成等規制法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年4月1日及び同年5月26日から施行することとしました。

◎　三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1　試験研究機関における試験等手数料単価の見直し等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎　三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1　道路交通法の一部改正に鑑み、自動車税の減免についての規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年3月24日から施行することとしました。

◎　三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1　施設の利用状況等に鑑み、事業及び施設に関する規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和8年4月1日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎　三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1　宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を行うことに鑑み、土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年5月26日から施行することとしました。

◎　水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例（条例第21号）

1　水道法施行令の一部改正等に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎　三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。

2　この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◎　三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1　道路交通法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。

2　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎　公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1　県立中学校の設置及び令和7年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うこととしました。

2　この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◎　公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 25 号）

1　人事委員会の議会及び知事に対する令和 6 年 10 月 16 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。

2　この条例は、公布の日（一部令和 7 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎　公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

1　公立学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に鑑み、公立学校の会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正を行うこととしました。

2　この条例は、公布の日及び令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎　公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）

1　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定等を整備することとしました。

2　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎　三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）

1　三重県営松阪野球場の施設整備に鑑み、施設等の利用に係る料金についての規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和 7 年 6 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎　三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）

1　三重県地域医療構想等との整合を図りつつ策定した「三重県病院事業　中期経営計画（令和 6 年度～令和 9 年度）」等に鑑み、病床数に関する規定等を整備することとしました。

2　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎　企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 30 号）

1　人事委員会の議会及び知事に対する令和 6 年 10 月 16 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行うこととしました。

2　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎　病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 31 号）

1　人事委員会の議会及び知事に対する令和 6 年 10 月 16 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行うこととしました。

2　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎　三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）

1　厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うこととしました。

2　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎　三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例（条例第 33 号）

1　宅地造成等規制法の一部改正に鑑み、三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止することとしました。

2　この条例は、令和 7 年 5 月 26 日から施行することとしました。

◎　三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

1　国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を基金の財源とするため、設置の規定等を整備することとしました。

2　この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎　三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）

1　特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、令和 6 年 12 月 24 日付けの三重県特別職報酬等審議会の答申に鑑み、三重県議会議員の議員報酬の額の改定を行うこととしました。

2　この条例は、公布の日（一部令和 7 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎　三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整理することとしました。

2　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎　三重県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者の申出等について、電磁的記録による申出等を可能とするため、規定を整備することとしました。

2　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条　　例

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第一条　三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第一条　この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十三条第一項の趣旨にのっとり、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。	（目的） 第一条　この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第十六条第一項の趣旨にのっとり、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げ	（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げ

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　（略）	一　（略）
二　特定個人情報　番号法第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。	二　特定個人情報　番号法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
三　個人番号利用事務実施者　番号法第二条第十三項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。	三　個人番号利用事務実施者　番号法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
四　情報提供ネットワークシステム　番号法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	四　情報提供ネットワークシステム　番号法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
五・六　（略）	五・六　（略）

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二号

三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第一条　この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（この条例で定める基準の目的）

第三条　この条例で定める基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

（この条例で定める基準と一時保護施設）

第四条　知事は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるとともに、この条例で定める基準を超えて、常に、一時保護施設の設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2　この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、この条例で定める基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

（一般原則）

第五条　一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2　一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4　一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5　一時保護施設の構造及び設備は、採光、換気等の入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止について十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策）

第六条　一時保護施設においては、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に職員に周知するよう努めなければならない。

2　一時保護施設においては、非常災害に備えるため、少なくとも毎月一回は、避難訓練及び消火訓練を行わなければならない。

3　前項に定めるもののほか、一時保護施設は、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条　一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下、この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第八条　一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第九条　一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第十条　知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2　一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十一条　一時保護施設においては、正当な理由がなく、児童の権利を制限してはならない。

2　一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十二条　一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第十三条　一時保護施設においては、合理的な理由がなく、児童の所持する物の持込みを

禁止してはならない。

2　一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3　一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第十四条　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第十五条　一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備）

第十六条　一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十九条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第二十条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三　児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五　少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六　少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可

能な居室を設けること。

七　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

八　学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十　居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十一　児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二　児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（職員の一般的要件）

第十七条　一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第十八条　一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第十九条　一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2　児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3　心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

4　学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第二十条　一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人

以上を置かなければならない。

2　一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3　一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第二十一条　一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2　一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3　指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4　一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十二条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　精神保健福祉士の資格を有する者

四　学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五　学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六　学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八　学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの

十　三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

2　知事が行う前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十三条　心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十四条　学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2　学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を二人以上置くものにあっては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十五条　一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2　前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十六条　一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3　一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4　一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5　一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第二十七条　一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一

時保護施設内で調理する方法（第二十五条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2　一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5　一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第二十八条　児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3　一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第二十九条　一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2　学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第三十条　一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2　一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3　一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5　一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第三十一条　児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第三十二条　一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一　入所する児童の支援に関する事項

二　その他施設の管理についての重要事項

（帳簿の整備）

第三十三条　一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第三十四条　一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第三十五条　知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第三十六条　一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（設備に関する経過措置）

2　この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十六条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。次項において「児童福

社施設設備運営基準」という。）第四十一条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

3　一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員及び夜間の職員体制につき、この条例で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第四十二条及び第四十六条の規定を準用する。

（管理栄養士に関する経過措置）

4　この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間における第十九条第一項の規定の適用については、同項中「栄養士又は管理栄養士」とあるのは、「栄養士」とする。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

5　令和八年三月三十一日までの間は、第二十一条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正）

第一条　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成十八年三重県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準） 第三条　認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　施設整備 イ～ヘ　（略） ト　認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園には、当該食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (ｲ)　（略） (ﾛ)　当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、栄養等に関する指導が受けられること。	（認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準） 第三条　認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　施設整備 イ～ヘ　（略） ト　認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園には、当該食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (ｲ)　（略） (ﾛ)　当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士又は管理栄養士により、栄養等に関する指導が受けられること。

改正後	改正前
（ハ）～（ホ）　（略）	（ハ）～（ホ）　（略）
チ～ヌ　（略）	チ～ヌ　（略）
四～七　（略）	四～七　（略）

（三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条　三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の配置） 第十三条　救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。	（職員の配置） 第十三条　救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　栄養士又は管理栄養士	六　栄養士
七　（略）	七　（略）
（職員の配置） 第十八条　更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。	（職員の配置） 第十八条　更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　栄養士又は管理栄養士	六　栄養士
七　（略）	七　（略）

（三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条　三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第二十七条　乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員（個別の対応が必要な児童等への面接又は援助を行う職員を	（職員） 第二十七条　乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員（個別の対応が必要な児童等への面接又は援助を行う職員を

いう。以下同じ。）、家庭支援専門相談員（児童の早期の家庭への復帰又は親子関係の再構築等を支援するために、相談その他必要な援助を行う職員をいう。以下同じ。）、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。	いう。以下同じ。）、家庭支援専門相談員（児童の早期の家庭への復帰又は親子関係の再構築等を支援するために、相談その他必要な援助を行う職員をいう。以下同じ。）、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
2・3　（略）	2・3　（略）
（職員）	（職員）
第五十四条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	第五十四条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
2　（略）	2　（略）
（職員）	（職員）
第六十二条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	第六十二条　主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
2　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、前項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第四項及び第七十条第三項において同じ。）を置かなけ	2　主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、前項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第四項及び第七十条第三項において同じ。）を置かなけ

ればならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

3　（略）

4　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5・6　（略）

（職員）

第七十条　児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一　児童四十人以下を通わせる施設　栄養士又は管理栄養士

二～五　（略）

2～4　（略）

（職員）

第七十八条　児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談

ればならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

3　（略）

4　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5・6　（略）

（職員）

第七十条　児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一　児童四十人以下を通わせる施設　栄養士

二～五　（略）

2～4　（略）

（職員）

第七十八条　児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談

改正後	改正前
員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2　（略） （職員） 第八十五条　児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～4　（略）	員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2　（略） （職員） 第八十五条　児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～4　（略）

（三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条　三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員） 第五条　軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がないものに限る。）にあっては第四号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。	（職員） 第五条　軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がないものに限る。）にあっては第四号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。

改正後	改正前
一～三　（略）	一～三　（略）
四　栄養士又は管理栄養士	四　栄養士
五・六　（略）	五・六　（略）
2～6　（略）	2～6　（略）
附　則	附　則
1～9　（略）	1～9　（略）
10　軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がないものに限る。）にあっては第五号から第八号までに掲げる職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第八号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。	10　軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がないものに限る。）にあっては第五号から第八号までに掲げる職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第八号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　栄養士又は管理栄養士	五　栄養士
六～八　（略）	六～八　（略）
11～34　（略）	11～34　（略）

（三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条　三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第六条　養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第七号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。	第六条　養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第七号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。

ては第七号に掲げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。	げる職員（調理員に限る。）を置かないことができる。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　栄養士又は管理栄養士	六　栄養士
七　（略）	七　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。	3　第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。
一　養護老人ホーム　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者	一　養護老人ホーム　生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者	二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
三　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者	三　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
四　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数が百以上の病院の場合に限る。）	四　病院　栄養士（病床数が百以上の病院の場合に限る。）
五　（略）	五　（略）
4～6　（略）	4～6　（略）

（三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条　三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第五条　特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効	第五条　特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見

果的な運営が見込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる職員を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士又は管理栄養士

六・七　（略）

2～4　（略）

5　特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6　（略）

（職員）

第三十一条　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる職員を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士又は管理栄養士

六・七　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三

込まれる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる職員を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士

六・七　（略）

2～4　（略）

5　特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6　（略）

（職員）

第三十一条　地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる職員を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士

六・七　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三

改正後	改正前
号、第五号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。 一　特別養護老人ホーム　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 三　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四　病院（病床数が百床以上のものに限る。）　栄養士又は管理栄養士 五　（略） 4　（略） 5　地域密着型特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所に生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。 6　（略）	号、第五号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。 一　特別養護老人ホーム　生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 三　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四　病院（病床数が百床以上のものに限る。）　栄養士 五　（略） 4　（略） 5　地域密着型特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該事業所に生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者を置かないことができる。 6　（略）

（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第七条　三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者） 第百三十六条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所生活介護事業所」という。）	（従業者） 第百三十六条　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所生活介護事業所」という。）

ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この節及び次節において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者をいう。以下この条、第百三十八条第三項及び第百三十九条第七項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この項、第百三十九条及び第百四十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号に掲げる短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士又は管理栄養士

五・六　（略）

2・3　（略）

（従業者）

第百六十二条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生

ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この節及び次節において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う者をいう。以下この条、第百三十八条第三項及び第百三十九条第七項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この項、第百三十九条及び第百四十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号に掲げる短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士

五・六　（略）

2・3　（略）

（従業者）

第百六十二条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる基準該当短期入所生

活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号に掲げる短期入所生活介護従業者を置かないことができる。	活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待する場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号に掲げる短期入所生活介護従業者を置かないことができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　栄養士又は管理栄養士	三　栄養士
四・五　（略）	四・五　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（従業者）	（従業者）
第百六十九条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。	第百六十九条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。
一　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士	一　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
二　療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又	二　療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及

改正後	改正前
は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士 三　（略） 四　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士 2・3　（略）	び理学療法士又は作業療法士 三　（略） 四　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 2・3　（略）

（三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条　三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者） 第四条　（略） 2・3　（略） 4　指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5・6　（略）	（従業者） 第四条　（略） 2・3　（略） 4　指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 5・6　（略）

（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第九条　三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者） 第百十七条　指定介護予防短期入所生活介	（従業者） 第百十七条　指定介護予防短期入所生活介

護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下この節及び次節において「指定短期入所生活介護」という。）の事業を行う者をいう。以下この条、第百十九条第三項及び第百二十条第七項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この項、第百二十条及び第百三十条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士又は管理栄養士

護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、利用定員（指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下この節及び次節において「指定短期入所生活介護」という。）の事業を行う者をいう。以下この条、第百十九条第三項及び第百二十条第七項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この項、第百二十条及び第百三十条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士

五・六　（略）	五・六　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（従業者）	（従業者）
第百四十四条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を置かないことができる。	第百四十四条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を置かないことができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　栄養士又は管理栄養士	三　栄養士
四・五　（略）	四・五　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（従業者）	（従業者）
第百五十一条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。	第百五十一条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。
一　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この節において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士	一　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この節において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

改正後	改正前
二　療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士	二　療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この章において同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士
三　（略）	三　（略）
四　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士	四　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所　医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士
2・3　（略）	2・3　（略）

（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第十条　三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。	第七条　指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　栄養士又は管理栄養士	三　栄養士
四・五　（略）	四・五　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定	4　第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定

児童発達支援の単位（指定児童発達支援の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士又は管理栄養士及び同項第四号の調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。第四十八条第三項において同じ。）の職務に従事させることができる。	児童発達支援の単位（指定児童発達支援の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。第四十八条第三項において同じ。）の職務に従事させることができる。
5 ～ 7　（略）	5 ～ 7　（略）

（三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第十一条　三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第五条　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。	第五条　指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。
一 ～ 三　（略）	一 ～ 三　（略）
四　栄養士又は管理栄養士	四　栄養士
五・六　（略）	五・六　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項各号（第一号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の調理員	3　第一項各号（第一号を除く。）及び前項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第五号の調理員を、併せて設置す

を、併せて設置する他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。第三十六条第三項において同じ。）の職務に従事させることができる。	る他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。第三十六条第三項において同じ。）の職務に従事させることができる。
4　（略）	4　（略）

（三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十二条　三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員配置の基準） 第九条　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。 一・二　（略） 三　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員　一以上 四～六　（略） 2　（略）	（職員配置の基準） 第九条　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。 一・二　（略） 三　栄養士又は調理員　一以上 四～六　（略） 2　（略）

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

三重県子ども条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一　見　勝　之

三重県条例第四号

三重県子ども条例

三重県子ども条例（平成二十三年三重県条例第五号）の全部を改正する。

目次

前文
第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本的施策（第十一条―第十七条）
第三章　施策の総合的・計画的な推進（第十八条―第二十三条）
附則

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらに権利の主体である。そして、その権利を保障することは社会の責務である。

全ての子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があり、その権利が保障される中で、家庭や学校をはじめとする地域社会での経験を通して、人生を豊かに生きる力を身につけることができる。

しかしながら、遊ぶ時間や場所を奪われ、加えて、デジタル化の進展により、実体験や対面でのコミュニケーションの機会が十分に得られない子どもがいる。また、ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえることができず、生きづらさを感じている子どもがいる。さらに、児童虐待やいじめなどの権利侵害事例も多く発生している。

今こそ、全ての子どもが、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な遊びや体験をしながらのびのびと育ち、人との関わりの中で多様な価値観に出会うことで、自分も他の人も大切な存在であることを実感し、将来に夢や希望を持って暮らせる社会にしなければならない。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、権利の主体として、豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重を目指して、子どもをまんなかに相互に連携し、協働して、社会全体で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め、もって全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　子ども　十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。

二　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

三　学校等関係者　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設の設置者、管理者、教員及び職員をいう。

四　事業者　他人を使用して事業を行う者をいう。

五　子ども・子育て支援団体　子ども又は子育て家庭に対する支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条　全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は、次に掲げる事項をはじめとした子どもの権利を保障することを基本理念として行われなければならない。

一　子どもは、生まれながらにして一つの人格として権利を有し尊重されるべき者であり、いかなる理由による差別も受けることがない。

二　子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる。

三　子どもは、自分の意見を表明することができるとともに、多様な社会的活動に参画することができる。

四　子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。

（県の責務）

第四条　県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を優先して考慮するため、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3　県は、子どもに関する施策の実施に当たっては、市町と連携するとともに、市町が行う子どもに関する施策に協力するものとする。

4　県は、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援に努めるものとする。

5　県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

（保護者の役割）

第五条　保護者は、基本理念にのっとり、子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに、県、市町、子ども・子育て支援団体等から必要な支援を受けながら、子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう努めるものとする。

（学校等関係者の役割）

第六条　学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

２　学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講に努めるものとする。

３　学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもが子どもの権利について学び、及び意見を表明することができるよう支援するものとする。

（事業者の役割）

第七条　事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な職場環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

（子ども・子育て支援団体の役割）

第八条　子ども・子育て支援団体は、基本理念にのっとり、それぞれの専門性を生かした子ども又は子育て家庭に対する活動を通じて、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

（県民の役割）

第九条　県民は、基本理念にのっとり、子どもに関する施策について関心と理解を深めるとともに、子どもに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（連携及び協働）

第十条　保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民は、第五条から前条までに規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第二章　基本的施策

（子どもの安全・安心の確保）

第十一条　県は、虐待、いじめその他の権利侵害（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを通じて行われるものを含む。）から子どもを守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

２　県は、子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図ることができるよう、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

３　子どもを虐待から守ること及びいじめの防止等のための施策については、別に条例で定める。

（子どもの権利について学ぶ機会の提供）

第十二条　県は、子どもの権利について、保護者、学校等関係者及び県民並びに子ども自身が学ぶ機会を提供するものとする。

（子どもの育ちへの支援）

第十三条　県は、生まれ育った環境等にかかわらず、全ての子どもが自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

一　子どもの育ちにとって重要な時期である乳幼児期からの切れ目のない支援

二　子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援

三　子どもの多様な学び、遊び及び自然体験をはじめとした体験活動等の支援

四　子どもが安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりの支援

2　県は、貧困の状況にある子ども、児童養護施設又は里親のもとで暮らす子どもその他の特別な支援又は配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その成長が保障されるよう必要な支援に努めるものとする。

（子どもの意見表明及び社会参画の促進）

第十四条　県は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

2　県は、前項の規定により、子どもが意見を表明するに当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子どもが意見を表明することができるよう努めるものとする。

3　県は、子どもが社会の一員として尊重され、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

（子育て家庭への支援）

第十五条　県は、様々な不安又は悩みに直面する子育て家庭を支援するため、多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他の子育て家庭に寄り添った支援に努めるものとする。

（人材の育成及び環境の整備）

第十六条　県は、子ども又は子育て家庭を支えるための人材の育成を行うとともに、保護者、学校等関係者、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民が行う子ども又は子育て家庭を支える活動並びに市町が行う子どもに関する施策の促進が図られるよう、環境の整備を行うものとする。

（相談への対応）

第十七条　県は、子ども又は子育て家庭からの相談に対応する窓口（ソーシャルネットワーキングサービスその他のインターネットを活用したものを含む。）を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする。

第三章　施策の総合的・計画的な推進

（計画の策定）

第十八条　県は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子どもに関する施策についての計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2　県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

3　計画は、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づく都道府県こども計画と一体のものとして作成するものとする。

4　知事は、計画を定め、又は当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

（子どもの視点に立った情報の提供）

第十九条　県は、子どもに関する施策について、子どもが情報に触れ、及び理解を深めることができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

（広報及び啓発）

第二十条　県は、子どもに関する施策について、県民の関心と理解を深めるため、必要な

広報及び啓発を行うものとする。

（調査）

第二十一条　知事は、子どもの生活に関する意識、実態その他この条例に基づき県が行う子どもに関する施策の推進に必要な事項を定期的に調査し、その結果を公表するものとする。

（年次報告）

第二十二条　知事は、毎年、計画に基づく子どもに関する施策の実施状況を評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、子どもに関する施策への反映に努めるものとする。

（財政上の措置）

第二十三条　県は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第四条関係）

機関	事務
教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて三重県教育

改正前

別表第一（第四条関係）

機関	事務
一　知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
二　知事	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
三　知事	私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
四　教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて三重県教育

		委員会規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報

		委員会規則で定めるもの
五　教育委員会	県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であって三重県教育委員会規則で定めるもの	
六　教育委員会	県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって三重県教育委員会規則で定めるもの	

別表第二（第四条関係）

機関	事務	特定個人情報
一　知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 二　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 三　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報

| | | |

| | | |

一	知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
二～四	（略）	（略）	（略）
五	知事	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六～十	（略）	（略）	（略）

二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報（以下「生活困窮外国人の保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
三～五	（略）	（略）	（略）
六	知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
二十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
三十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
四十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
五十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
六十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
七十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
八十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
九十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百二十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百三十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百四十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百五十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百六十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百七十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十五	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十六	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十七	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十八	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百八十九	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百九十	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百九十一	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百九十二	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百九十三	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
百九十四	知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活困窮外国人の保

六・七（略）	（略）	（略）
八　知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦につき民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務で厚生労働省令で定めるもの	生活困窮外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
九　知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの

七・八（略）	（略）	（略）
九　知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦につき民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
十　知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活困窮外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの

十一	知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十	知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
		生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの

十一	知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
		生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの
十	知事	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの
		生活困窮外国人の保護関係情報であつて規則で定めるもの

附　則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第六号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二（第二条関係）	別表第二（第二条関係）
一から五　（略）	一から五　（略）
五の二　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下この項において「法」という。）、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号。以下この項において「政令」という。）及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イからハ　（略）	五の二　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下この項において「法」という。）、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号。以下この項において「政令」という。）及び同法の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イからハ　（略） ニ　政令第一条の二の規定による調理師養成施設の指定申請の受理及び知事への送付 ホ　政令第一条の三第二項の規定による調理師養成施設の内容変更の申請の受理及び知事への送付 ヘ　政令第一条の四の規定による調理師養成施設の入所者数及び卒業者数の届出の受理及び知事への送付 ト　政令第一条の五の規
（略）	（略）
四日市市	四日市市

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの　（略） ニ　（略）	
五の三から三十三　（略）	（略）
三十四　削除	

カ　イからワまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの　（略） チ　（略） ワ　事業の廃止届出の受理及び知事への送付 カ　事業の名称等の変更又は定による調理師養成施	
五の三から三十三　（略）	（略）
三十四　三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号。以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務 イ　条例第六条第一項の規定による設計の確認（条例第七条による申請書の受理及び条例第七条第二項の規定による確認の通知を含む。） ロ　条例第六条第二項の規定による設計の確認の協議 ハ　条例第九条の規定による設計の変更の確認 ニ　条例第十一条第一項の規定による氏名等の変更、工事の中止等の届出の受理 ホ　条例第十一条第二項の規定による宅地開発事業の承継の届出の受理	津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市

三十五　（略）	（略）

三十五　（略）	（略）
三十四の二　三重県宅地開発事業の基準に関する条例及び同条例の施行のための規則に基づく宅地開発事業に係る協議書、申請書及び届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの（前項に掲げる市を除く。）に規則で定めるもの	市町の区域の全部又は一部が都市計画法第四条第二項の都市計画区域及び準都市計画区域外である市町

ヘ　条例第十二条の規定による工事の検査
ト　条例第十二条の二の規定による建築の承認
チ　条例第十三条の規定による監督処分
リ　条例第十四条の規定による報告の徴収及び立入検査
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの

附　則

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　別表第二第五号の二の項の改正規定　令和七年四月一日

二　別表第二第三十四号の項及び同表第三十四号の二の項の改正規定並びに次項　令和七年五月二十六日

2　前項第二号に掲げる規定の施行の日の前日において現に三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例（令和七年三重県条例第三十三号）による廃止前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）第六条第一項の規定による確認を受け、工事が施工されている宅地開発事業については、なお従前の例による。

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第七号

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例

三重県行政機関設置条例（平成十七年三重県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（児童相談所） 第八条　（略） 2　児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	（児童相談所） 第八条　（略） 2　児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

改正後

名称	位置	所管区域
（略）	（略）	（略）
三重県中央児童相談所	津市	津市、松阪市及び多気郡
（略）	（略）	（略）

改正前

名称	位置	所管区域
（略）	（略）	（略）
三重県中勢児童相談所	津市	津市、松阪市及び多気郡
（略）	（略）	（略）

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の際、改正前の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長（以下この項において「旧行政機関の長」という。）がした処分その他の手続又は旧行政機関の長に対してなされた申請その他の手続は、旧行政機関の長に相当する改正後の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長がした処分その他の手続又は当該行政機関の長に対してなされた申請その他の手続とみなす。

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第八号

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部を改正する条例

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成十四年三重県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（書類の閲覧等） 第四十一条　知事等は、次に掲げる書類又はその写しについて、閲覧又は写しの交付の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は写しを交付しなければならない。 一　（略） 二　公益認定法第二十一条第五項に規定する財産目録等 三　（略） ２・３　（略）	（書類の閲覧等） 第四十一条　知事等は、次に掲げる書類又はその写しについて、閲覧又は写しの交付の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は写しを交付しなければならない。 一　（略） 二　公益認定法第二十一条第四項に規定する財産目録等 三　（略） ２・３　（略）

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次ページに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第九号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第一条　知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第四条　知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十五	（期末手当） 第四条　知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十

第二条　知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料） 第一条　知事及び副知事の給料の額は、次のとおりとする。 知事　月額　百三十万円 副知事　月額　百二万五千円 （期末手当） 第四条　知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一　六月　百分の百七十二・五	（給料） 第一条　知事及び副知事の給料の額は、次のとおりとする。 知事　月額　百二十八万円 副知事　月額　百一万円 （期末手当） 第四条　知事及び副知事には期末手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 一　六月　百分の百七十

改正後	改正前
二　十二月　百分の百七十二・五	二　十二月　百分の百七十五

（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第三条　三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料以外の給与） 第三条　教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十五 2　（略）	（給料以外の給与） 第三条　教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十 2　（略）

第四条　三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料） 第二条　教育長の給料の額は、月額八十二万一千円の範囲内で知事が定める。 （給料以外の給与） 第三条　教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）	（給料） 第二条　教育長の給料の額は、月額八十万八千円の範囲内で知事が定める。 （給料以外の給与） 第三条　教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）

改正後	改正前
第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　六月　百分の百七十二・五 二　十二月　百分の百七十二・五 2　（略）	第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　六月　百分の百七十 二　十二月　百分の百七十五 2　（略）

（常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第五条　常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料以外の給与） 第二条　委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十五	（給料以外の給与） 第二条　委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十

第六条　常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料） 第一条　常勤の人事委員会委員（以下「委員」という。）の給料の額は、月額六十七万三千円の範囲内で知事が定める。 （給料以外の給与） 第二条　委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月	（給料） 第一条　常勤の人事委員会委員（以下「委員」という。）の給料の額は、月額六十六万三千円の範囲内で知事が定める。 （給料以外の給与） 第二条　委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月

改正後	改正前
額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。
一　六月　百分の百七十二・五	一　六月　百分の百七十
二　十二月　百分の百七十二・五	二　十二月　百分の百七十五

（識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正）

第七条　識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料以外の給与） 第二条　常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。	（給料以外の給与） 第二条　常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。
一　（略）	一　（略）
二　十二月　百分の百七十五	二　十二月　百分の百七十

第八条　識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料） 第一条　識見を有する者のうちから、選任された常勤の監査委員（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額六十七万三千円の範囲内で知事がこれを定める。	（給料） 第一条　識見を有する者のうちから、選任された常勤の監査委員（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額六十六万三千円の範囲内で知事がこれを定める。

改正後	改正前
（給料以外の給与） 第二条　常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　六月　百分の百七十二・五 二　十二月　百分の百七十二・五	（給料以外の給与） 第二条　常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　六月　百分の百七十 二　十二月　百分の百七十五

（公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正）

第九条　公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料以外の給与） 第二条　管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十五 2　（略）	（給料以外の給与） 第二条　管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　（略） 二　十二月　百分の百七十 2　（略）

第十条　公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

（給料） 第一条　公営企業管理者（以下「管理者」という。）の給料の額は、月額八十二万一千円の範囲内で知事が定める。 （給料以外の給与） 第二条　管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　六月　百分の百七十二・五 二　十二月　百分の百七十二・五 2　（略）	（給料） 第一条　公営企業管理者（以下「管理者」という。）の給料の額は、月額八十万八千円の範囲内で知事が定める。 （給料以外の給与） 第二条　管理者には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一　六月　百分の百七十 二　十二月　百分の百七十五 2　（略）

（特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第十一条　特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十六年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

区分		報酬額		旅費額
教育委員会の委員		月額	六六、〇〇〇円	知事及び副知事の旅費相当額
		日額	二一、〇〇〇円	
選挙管理委員会の委員	委員長	月額	六六、〇〇〇円	
		日額	二一、〇〇〇円	
	委員	月額	五八、〇〇〇円	
		日額	二一、〇〇〇円	
人事委員会の委員	委員長	月額	六六、〇〇〇円	
		日額	二一、〇〇〇円	
	委員	月額	五八、〇〇〇円	
		日額	二一、〇〇〇円	

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき設置			
日額二一、五〇〇円以内で予算の範囲内において	内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額　二二、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		委員	月額　一八、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
	海区漁業調整委員会の委員	会長	月額　四一、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		委員	月額　三六、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
	収用委員会の委員及び予備委員	会長	月額　二九、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		委員	月額　二五、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		予備委員	日額　二一、〇〇〇円
	監査委員	議会選出委員	月額　五八、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		識見を有する者からの選任委員	月額　七七、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
	労働委員会の委員	その他の委員	月額　五八、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		公益委員	月額　六〇、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		会長	月額　六六、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
	公安委員会の委員	委員	月額　六二、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円
		委員長	月額　七二、〇〇〇円
			日額　二一、〇〇〇円

される附属機関の委員その他の構成員	いて知事が定める額	
その他	日額一九、五〇〇円以内又は月額二一五、〇〇〇円以内で予算の範囲内において知事が定める額	一般職に属する県職員の旅費相当額

附　則

（施行期日等）

1　この条例中第一条、第三条、第五条、第七条、第九条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から、その他の規定は令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月の期末手当から適用する。

（期末手当の内払）

3　第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第三条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第十二条　（略） 2　（略） 3　扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万九百円とする。 4・5　（略） （初任給調整手当） 第十七条の三　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内の期間、採用の日（第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	（扶養手当） 第十二条　（略） 2　（略） 3　扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。 4・5　（略） （初任給調整手当） 第十七条の三　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十五年以内の期間、採用の日（第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一　医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額三十七万四百円	一　医師又は歯科医師の資格を有する職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額三十六万九千五百円
二　（略）	二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第二十一条　（略）	第二十一条　（略）
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十二・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
3　特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。	3　特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」とする。
4　定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五	4　定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。

十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

5 ～ 7　（略）

（勤勉手当）

第二十二条　（略）

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一　前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百二・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五）、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額

二　前項の職員のうち特定職員　当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額

三　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十八・七五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつて

5 ～ 7　（略）

（勤勉手当）

第二十二条　（略）

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一　前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

二　前項の職員のうち特定職員　当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額

三　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額

は、百分の六十一・二五）を乗じて得た額の総額	
3～5　（略）	3～5　（略）

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第6条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級	10　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	264,100	290,100	312,600	337,800	376,200	418,400	468,300	531,800
	2	184,700	234,300	265,100	291,700	314,300	339,700	378,800	420,800	471,400	534,700
	3	186,000	235,800	266,100	293,200	316,000	341,500	381,100	423,300	474,400	537,800
	4	187,200	237,300	267,100	294,700	317,500	343,300	383,300	425,700	477,400	540,900
	5	188,400	238,800	268,100	296,200	318,900	345,000	385,200	427,600	480,400	544,000
	6	190,200	240,300	269,100	297,700	320,200	346,700	387,500	429,700	483,400	546,300
	7	191,800	241,800	270,100	299,100	321,500	348,300	389,600	431,800	486,400	548,800
	8	193,500	243,300	271,100	300,400	322,800	350,000	391,600	434,000	489,500	551,200
	9	195,200	244,800	272,100	301,600	324,100	351,600	393,600	435,900	492,200	553,600
	10	197,000	246,200	273,100	303,100	325,900	353,300	395,900	438,000	495,300	555,400
	11	198,700	247,600	274,100	304,600	327,700	354,900	398,100	440,100	498,300	557,200
	12	200,400	249,000	275,100	306,000	329,400	356,500	400,300	442,000	501,400	559,100
	13	202,100	250,200	276,100	307,400	331,100	358,000	402,500	443,700	504,100	560,800
	14	203,900	251,400	277,100	308,500	332,800	359,700	404,800	445,500	506,400	562,200
	15	205,700	252,600	278,100	309,500	334,500	361,300	407,000	447,400	508,700	563,500
	16	207,500	253,800	279,200	310,700	336,200	362,900	409,300	449,300	511,000	564,600
	17	208,900	254,900	280,200	311,900	337,800	364,500	411,100	451,100	513,000	565,900
	18	210,600	256,000	281,500	313,500	339,500	366,300	413,000	452,900	514,400	566,900
	19	212,300	257,100	282,800	315,100	341,200	367,800	414,900	454,700	515,900	567,800
	20	213,900	258,200	284,000	316,700	342,800	369,400	416,700	456,400	517,300	568,700
	21	215,500	259,200	285,300	318,200	344,300	370,800	418,500	458,200	518,500	569,600
	22	217,200	260,200	286,600	319,800	345,900	372,400	420,300	459,700	519,900	
	23	218,900	261,200	287,800	321,400	347,500	374,000	422,100	461,100	521,400	
	24	220,600	262,200	289,000	323,000	349,000	375,500	423,900	462,600	522,900	
	25	222,300	263,200	290,100	324,500	350,400	377,400	425,500	464,000	524,000	
	26	224,100	264,100	291,300	326,200	352,100	379,300	427,000	465,300	525,100	
	27	225,500	265,000	292,600	327,800	353,700	381,200	428,500	466,600	526,300	
	28	226,900	265,900	293,900	329,400	355,300	383,000	430,000	467,800	527,500	
	29	228,300	266,700	295,200	330,800	356,500	384,500	431,500	468,800	528,500	
	30	229,500	267,500	296,200	332,500	358,000	386,300	432,800	469,500	529,400	
	31	230,600	268,300	297,200	334,200	359,500	388,000	434,100	470,200	530,300	
	32	231,700	269,100	298,300	335,800	361,000	389,600	435,300	470,900	531,200	
	33	232,800	269,800	299,400	337,000	362,700	391,300	436,500	471,600	532,000	
	34	233,900	270,600	300,600	338,900	364,500	392,700	437,800	472,300	532,900	
	35	235,000	271,400	301,700	340,600	366,200	394,100	439,100	472,900	533,600	
	36	236,100	272,100	302,900	342,200	367,900	395,500	440,300	473,500	534,100	
	37	237,200	272,800	304,100	343,700	369,300	396,900	441,500	474,000	534,800	
	38	238,200	273,600	305,400	345,300	370,600	398,100	442,300	474,600	535,400	
	39	239,200	274,400	306,700	346,900	371,800	399,300	443,100	475,200	536,200	
	40	240,100	275,100	308,000	348,500	373,200	400,300	443,900	475,800	536,800	

		41	241,000	275,800	309,300	350,200	374,300	401,400	444,500	476,300	537,300	
		42	241,900	276,600	310,600	352,000	375,200	402,600	445,100	476,800		
		43	242,700	277,400	311,900	353,800	376,200	403,700	445,700	477,200		
		44	243,500	278,100	313,200	355,600	377,300	404,800	446,300	477,500		
		45	244,200	278,800	314,500	357,100	378,100	405,500	447,000	477,800		
		46	244,800	279,500	315,800	358,500	379,000	406,200	447,800			
		47	245,400	280,200	317,100	359,900	379,900	406,900	448,200			
		48	246,000	280,900	318,200	361,300	380,700	407,600	448,900			
		49	246,600	281,600	319,100	362,800	381,500	408,200	449,400			
		50	247,200	282,300	320,400	363,600	382,300	408,800	449,800			
		51	247,800	283,000	321,700	364,600	383,100	409,300	450,200			
		52	248,300	283,700	323,000	365,600	383,800	409,700	450,600			
		53	248,800	284,300	324,200	366,500	384,500	410,100	451,000			
		54	249,200	285,000	325,500	367,600	385,200	410,300	451,400			
		55	249,500	285,600	326,700	368,500	385,900	410,600	451,800			
		56	249,800	286,300	327,900	369,500	386,600	410,900	452,100			
		57	250,100	286,900	329,200	370,400	387,100	411,200	452,400			
		58	250,400	287,600	330,300	371,100	387,700	411,500	452,800			
		59	250,700	288,200	331,400	371,800	388,300	411,800	453,100			
		60	251,000	288,900	332,500	372,400	389,000	412,100	453,400			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		61	251,300	289,500	333,200	372,800	389,400	412,300	453,700			
		62	251,600	290,200	334,100	373,400	390,000	412,600				
		63	251,900	290,800	334,800	374,100	390,600	412,900				
		64	252,200	291,300	335,600	374,800	391,100	413,200				
		65	252,500	291,800	336,400	375,100	391,500	413,400				
		66	252,800	292,400	336,800	375,800	392,100	413,700				
		67	253,100	292,900	337,400	376,500	392,700	414,000				
		68	253,400	293,500	338,100	377,100	393,200	414,300				
		69	253,700	294,000	338,900	377,400	393,600	414,500				
		70	254,000	294,500	339,600	377,900	394,100	414,800				
		71	254,300	295,100	340,300	378,500	394,600	415,100				
		72	254,600	295,700	340,900	379,100	395,200	415,300				
		73	254,900	296,200	341,400	379,400	395,500	415,500				
		74	255,200	296,700	342,000	380,000	395,900	415,800				
		75	255,500	297,100	342,500	380,700	396,300	416,100				
		76	255,800	297,400	343,100	381,300	396,700	416,300				
		77	256,100	297,600	343,400	381,700	397,000	416,500				
		78	256,400	297,900	343,900	382,200	397,300	416,800				
		79	256,700	298,100	344,300	382,800	397,600	417,100				
		80	257,000	298,400	344,700	383,300	397,800	417,300				
		81	257,300	298,600	345,100	383,800	398,000	417,500				
		82	257,600	298,800	345,600	384,400	398,300	417,800				
		83	257,900	299,100	346,100	384,900	398,600	418,100				
		84	258,200	299,300	346,600	385,200	398,800	418,300				

	85	258,500	299,600	346,900	385,600	399,000	418,500				
	86	258,800	299,900	347,300	386,100	399,300					
	87	259,100	300,200	347,700	386,500	399,600					
	88	259,400	300,500	348,100	386,900	399,800					
	89	259,700	300,800	348,400	387,300	400,000					
	90	260,000	301,100	348,800	387,800	400,300					
	91	260,300	301,400	349,200	388,200	400,600					
	92	260,600	301,800	349,600	388,600	400,800					
	93	260,900	302,000	349,800	388,900	401,000					
	94		302,200	350,200							
	95		302,500	350,600							
	96		302,900	351,000							
	97		303,100	351,200							
	98		303,400	351,600							
	99		303,800	352,000							
	100		304,200	352,300							
	101		304,400	352,600							
	102		304,700	353,000							
	103		305,000	353,400							
	104		305,300	353,800							
	105		305,500	354,300							
	106		305,800	354,700							
	107		306,100	355,100							
	108		306,400	355,500							
	109		306,600	356,000							
	110		307,000	356,400							
	111		307,400	356,700							
	112		307,700	357,000							
	113		307,900	357,500							
	114		308,100								
	115		308,400								
	116		308,800								
	117		309,000								
	118		309,200								
	119		309,500								
	120		309,800								
	121		310,200								
	122		310,400								
	123		310,700								
	124		311,000								
	125		311,300								
	特										832,000
定年再用時勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前任短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		194,800	222,300	262,800	282,500	297,700	323,400	365,500	399,000	450,800	531,500

備考(一)　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
(二)　この表の10級の特号給は、第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

別表第二（第6条関係）

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,800	233,400	257,700	293,200	322,800	345,200	367,600	396,300	433,300
	2	214,200	235,700	259,800	294,500	324,500	346,900	369,300	398,100	435,100
	3	216,700	238,000	262,100	295,800	326,200	348,500	371,000	399,800	437,000
	4	219,100	240,300	264,400	297,000	327,900	350,100	372,700	401,500	438,900
	5	221,600	242,500	266,600	298,200	329,400	351,700	374,400	403,100	440,300
	6	224,100	244,600	268,100	299,200	330,800	352,800	376,000	404,600	441,900
	7	226,600	246,800	269,400	300,200	332,100	353,900	377,600	406,100	443,500
	8	228,900	248,700	270,700	301,100	333,400	355,000	379,200	407,600	444,900
	9	231,200	250,700	272,000	301,700	334,700	356,100	380,700	409,000	446,300
	10	233,400	252,500	273,300	302,400	336,200	357,800	382,300	410,600	448,000
	11	235,600	254,400	274,600	303,100	337,700	359,500	383,900	412,200	449,600
	12	237,700	255,900	275,900	303,800	339,200	361,100	385,400	413,700	451,000
	13	239,800	257,400	277,200	304,500	340,700	362,700	386,900	415,200	451,900
	14	241,900	259,400	278,400	305,200	342,100	364,400	388,600	417,300	453,500
	15	244,000	260,900	279,500	305,900	343,400	366,000	390,300	419,300	455,300
	16	245,700	262,500	281,000	306,500	344,700	367,600	392,000	421,400	457,100
	17	247,400	264,100	282,300	307,200	346,000	369,200	393,500	423,100	458,600
	18	249,100	265,400	283,600	308,000	347,600	370,800	395,100	424,700	460,400
	19	250,700	266,600	284,900	308,700	349,200	372,400	396,700	426,300	462,200
	20	252,400	267,700	286,100	309,500	350,800	374,000	398,300	427,800	463,900
	21	254,100	269,000	287,300	310,200	352,300	375,600	399,900	429,300	465,500
	22	255,800	270,200	287,900	311,000	353,900	377,200	401,500	430,900	467,200
	23	257,400	271,500	288,500	312,000	355,500	378,800	403,100	432,300	468,800
	24	259,000	272,800	289,100	312,900	357,000	380,400	404,700	433,700	470,600
	25	260,600	274,200	289,600	313,800	358,500	382,000	406,200	434,800	472,100
	26	261,900	275,600	290,200	315,100	360,100	383,600	408,200	436,200	473,500
	27	263,100	276,900	290,800	316,400	361,700	385,200	410,200	437,700	475,000
	28	264,300	278,200	291,300	317,700	363,200	386,800	412,200	439,200	476,300
	29	265,500	279,200	291,800	319,000	364,700	388,400	413,700	440,500	477,500
	30	266,800	280,500	292,400	320,500	366,300	390,000	415,400	442,200	478,200
	31	268,100	281,800	292,900	321,800	367,900	391,700	417,000	443,800	478,900
	32	269,400	283,000	293,400	322,900	369,500	393,400	418,700	445,400	479,500
	33	270,700	284,200	293,900	323,900	370,900	395,100	420,300	446,800	480,000
	34	272,200	284,800	294,500	325,100	372,600	397,100	421,800	448,500	480,700
	35	273,500	285,400	295,000	326,300	374,300	399,000	423,300	450,200	481,300
	36	274,900	286,000	295,500	327,400	375,900	400,900	424,700	451,800	481,900
	37	275,900	286,500	296,000	328,500	377,500	402,600	425,900	453,200	482,200
	38	277,200	287,100	296,600	329,700	379,100	404,000	427,400	453,900	482,800
	39	278,500	287,700	297,200	330,900	380,700	405,200	428,900	454,600	483,300
	40	279,700	288,300	297,800	332,000	382,400	406,500	430,300	455,300	483,800
	41	280,900	288,800	298,500	333,100	384,100	407,500	431,800	455,700	484,300
	42	281,500	289,400	299,200	334,300	386,100	408,600	433,100	456,200	484,700
	43	282,100	290,000	299,900	335,500	388,100	409,600	434,300	456,800	485,100
	44	282,700	290,500	300,600	336,700	390,100	410,600	435,500	457,400	485,500

	45	283,100	291,000	301,200	337,900	391,800	411,700	436,500	458,000	485,800
	46	283,700	291,500	302,100	339,100	393,500	412,900	437,200	458,700	
	47	284,200	292,000	302,900	340,300	395,000	414,000	438,000	459,200	
	48	284,700	292,500	303,700	341,500	396,500	415,100	438,700	459,700	
	49	285,200	293,100	304,500	342,700	397,700	416,300	439,200	460,200	
	50	285,800	293,600	305,600	344,000	398,700	417,100	439,600	460,500	
	51	286,300	294,200	306,700	345,200	399,700	417,900	440,000	460,800	
	52	286,800	294,800	307,700	346,400	400,700	418,500	440,300	461,200	
	53	287,300	295,400	308,700	347,600	401,800	419,000	440,600	461,600	
	54	287,900	296,100	309,800	349,000	402,900	419,700	440,900	461,800	
	55	288,400	296,800	310,800	350,300	404,000	420,400	441,200	462,100	
	56	288,900	297,500	311,900	351,600	405,100	421,000	441,500	462,300	
	57	289,400	298,100	312,900	352,500	406,400	421,700	441,700	462,700	
	58	289,900	299,000	314,000	353,800	407,200	422,100	442,000	462,900	
	59	290,400	299,800	315,100	355,000	408,000	422,700	442,300	463,100	
	60	290,900	300,600	316,200	356,200	408,600	423,300	442,600	463,300	
	61	291,400	301,400	317,200	357,400	409,100	423,700	442,900	463,700	
	62	291,900	302,300	318,300	358,800	409,800	424,100	443,200		
	63	292,400	303,200	319,400	360,200	410,500	424,600	443,500		
	64	292,900	304,100	320,500	361,600	411,200	425,100	443,800		
	65	293,400	304,900	321,500	362,900	411,500	425,600	444,000		
	66	293,900	305,800	322,600	364,400	412,200	426,200	444,300		
	67	294,400	306,600	323,700	365,900	412,900	426,600	444,600		
	68	294,900	307,400	324,800	367,300	413,400	427,000	444,900		
	69	295,400	308,300	325,800	368,500	413,800	427,400	445,100		
	70	295,900	309,200	327,000	369,900	414,200	427,700	445,400		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	71	296,400	310,100	328,200	371,200	414,700	428,000	445,700		
	72	296,900	311,000	329,400	372,600	415,200	428,300	445,900		
	73	297,400	311,800	330,100	373,700	415,700	428,600	446,100		
	74	298,000	312,700	331,400	374,900	416,100	428,900	446,400		
	75	298,600	313,600	332,700	376,100	416,600	429,200	446,700		
	76	299,100	314,400	334,000	377,300	417,100	429,400	447,000		
	77	299,600	315,100	335,300	378,600	417,600	429,600	447,200		
	78	300,200	316,000	336,700	379,800	418,100	429,900	447,500		
	79	300,800	316,900	338,100	381,000	418,700	430,200	447,800		
	80	301,400	317,900	339,500	382,100	419,200	430,400	448,100		
	81	302,000	318,800	340,800	383,200	419,600	430,600	448,300		
	82	302,700	319,900	342,400	384,400	420,200	430,900	448,600		
	83	303,400	320,900	343,900	385,500	420,700	431,200	448,900		
	84	304,000	321,900	345,400	386,700	420,900	431,400	449,200		
	85	304,600	322,800	346,800	387,800	421,200	431,600	449,400		
	86	305,300	323,800	348,300	388,400	421,700	431,900			
	87	306,000	324,800	349,800	388,900	422,000	432,200			
	88	306,700	325,800	351,200	389,400	422,300	432,400			
	89	307,400	326,800	352,500	390,000	422,600	432,600			
	90	308,200	328,100	353,700	390,600	423,000	432,900			
	91	309,000	329,300	354,900	391,200	423,400	433,200			
	92	309,700	330,500	356,200	391,800	423,800	433,400			
	93	310,200	331,700	357,500	392,100	424,100	433,600			
	94	311,100	333,000	359,000	392,600					
	95	312,000	334,200	360,500	393,100					
	96	312,800	335,400	361,900	393,600					

	97	313,600	336,600	363,200	394,000					
	98	314,600	337,900	364,400	394,400					
	99	315,500	339,100	365,500	394,900					
	100	316,400	340,300	366,700	395,400					
	101	317,300	341,700	367,800	395,800					
	102	318,300	342,600	368,900	396,300					
	103	319,300	343,600	370,000	396,800					
	104	320,200	344,700	371,100	397,300					
	105	321,000	345,800	372,300	397,600					
	106	321,600	346,900	372,800	398,000					
	107	322,200	347,900	373,400	398,500					
	108	322,800	348,900	374,000	398,800					
	109	323,300	350,100	374,600	399,100					
	110	323,800	351,100	375,100	399,600					
	111	324,200	352,100	375,500	400,100					
	112	324,700	353,000	376,000	400,600					
	113	325,500	353,900	376,400	400,900					
	114	326,200	354,800	376,800	401,400					
	115	326,900	355,800	377,300	401,900					
	116	327,500	356,800	377,800	402,400					
	117	328,100	357,800	378,200	402,700					
	118	328,800	358,200	378,700	403,200					
	119	329,500	358,800	379,300	403,700					
	120	330,300	359,400	379,800	404,200					
	121	330,900	359,700	380,000	404,600					
	122	331,200	360,100	380,500	405,100					
	123	331,700	360,500	381,000	405,500					
	124	332,200	360,900	381,400	406,000					
	125	332,500	361,300	381,900	406,400					
	126		361,700	382,400						
	127		362,100	382,900						
	128		362,500	383,400						
	129		362,900	383,700						
	130		363,300	384,200						
	131		363,700	384,700						
	132		364,100	385,200						
	133		364,300	385,500						
	134		364,800	386,000						
	135		365,200	386,400						
	136		365,500	386,800						
	137		365,800	387,100						
	138		366,200	387,600						
	139		366,700	388,100						
	140		367,200	388,600						
	141		367,500	388,900						
	142		368,000							
	143		368,500							
	144		369,000							
	145		369,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		249,000	260,800	265,000	296,600	313,400	327,700	351,400	387,000	419,000

備考　この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第6条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	184,000	236,200	314,400	358,200	399,800
	2	185,200	240,600	316,300	359,600	401,900
	3	186,500	243,400	318,200	361,000	404,000
	4	187,700	246,200	320,100	362,300	406,000
	5	188,900	248,900	321,900	363,500	407,900
	6	191,100	250,600	323,700	364,700	409,800
	7	193,200	252,100	325,500	365,900	411,700
	8	195,400	253,600	327,200	367,000	413,500
	9	197,600	255,100	328,900	368,100	415,500
	10	199,700	257,200	330,900	369,500	417,500
	11	201,800	259,300	332,900	370,800	419,500
	12	203,900	261,300	334,900	372,100	421,400
	13	206,000	263,300	336,700	373,400	423,100
	14	208,000	265,600	338,700	374,800	425,200
	15	210,000	267,900	340,600	376,200	427,200
	16	211,900	270,100	342,500	377,500	429,300
	17	213,600	272,300	344,300	378,800	430,900
	18	215,500	274,700	345,900	380,200	432,700
	19	217,400	277,100	347,500	381,600	434,400
	20	219,300	279,500	349,100	383,000	436,000
	21	221,200	281,800	350,700	384,400	437,700
	22	223,100	283,900	351,700	385,800	439,600
	23	224,900	286,000	352,700	387,200	441,500
	24	226,700	288,000	353,700	388,600	443,200
	25	228,500	290,000	354,800	390,000	444,600
	26	230,700	291,900	356,100	391,500	446,300
	27	232,700	293,800	357,300	392,900	448,200
	28	234,700	295,700	358,500	394,300	450,100
	29	236,600	297,600	359,700	395,700	451,700
	30	237,900	299,100	360,800	397,200	453,400
	31	239,000	300,600	361,900	398,700	455,100
	32	240,100	302,100	363,000	400,200	456,600
	33	241,500	303,600	364,100	401,700	458,000
	34	243,000	305,100	365,100	403,300	458,800
	35	244,500	306,600	366,100	404,900	459,600
	36	246,000	308,000	367,100	406,600	460,400
	37	247,500	309,400	368,000	407,800	461,100
	38	249,100	310,300	368,900	409,200	461,700
	39	250,700	311,200	369,700	410,600	462,400
	40	252,300	312,100	370,500	411,900	463,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	253,900	312,900	371,200	413,200	463,600
	42	255,400	313,400	372,000	414,500	464,300
	43	256,900	313,900	372,800	416,000	465,000
	44	258,400	314,400	373,600	417,500	465,600
	45	259,900	314,900	374,400	418,700	466,000
	46	261,200	315,400	375,200	419,900	466,600
	47	262,400	315,900	376,000	421,500	467,300
	48	263,600	316,400	376,800	423,000	467,800
	49	264,800	316,800	377,600	424,300	468,400
	50	265,900	317,300	378,900	425,700	468,900
	51	267,000	317,800	380,200	427,100	469,500
	52	268,100	318,300	381,400	428,500	470,000
	53	269,200	318,700	382,100	429,900	470,500
	54	270,300	319,200	383,100	431,300	471,000
	55	271,300	319,600	383,900	432,700	471,400
	56	272,300	320,000	384,600	434,100	471,900
	57	273,300	320,400	385,300	435,200	472,400
	58	274,000	320,800	386,000	436,500	
	59	274,600	321,200	386,700	437,900	
	60	275,200	321,600	387,400	439,200	
	61	275,800	322,000	388,000	440,000	
	62	276,400	322,600	388,700	440,800	
	63	277,000	323,200	389,500	441,700	
	64	277,600	323,800	390,300	442,600	
	65	278,200	324,300	390,900	443,400	
	66	278,800	324,900	391,700	444,200	
	67	279,400	325,500	392,400	444,800	
	68	280,000	326,100	393,100	445,600	
	69	280,600	326,600	393,700	446,000	
	70	281,300	327,200	394,400		
	71	282,000	327,800	395,100		
	72	282,700	328,400	395,800		
	73	283,300	328,900	396,500		
	74	284,000	329,600	397,100		
	75	284,700	330,300	397,700		
	76	285,400	331,000	398,400		
	77	286,000	331,700	399,100		
	78	286,700	332,400	399,600		
	79	287,400	333,100	400,200		
	80	288,000	333,800	400,800		
	81	288,600	334,500	401,300		
	82	289,300	335,300	401,900		
	83	290,000	336,000	402,500		
	84	290,600	336,600	403,000		

	85	291,200	337,100	403,500		
	86	291,900	337,600	404,000		
	87	292,600	338,000	404,500		
	88	293,200	338,400	405,200		
	89	293,800	338,700	405,600		
	90	294,500	339,200			
	91	295,200	339,600			
	92	295,800	340,000			
	93	296,400	340,300			
	94	297,100	340,700			
	95	297,700	341,100			
	96	298,300	341,500			
	97	298,600	342,000			
	98	299,200	342,500			
	99	299,800	343,000			
	100	300,300	343,500			
	101	300,800	344,000			
	102	301,200	344,500			
	103	301,600	345,000			
	104	302,000	345,500			
	105	302,400	345,900			
	106	302,900	346,300			
	107	303,400	346,800			
	108	303,700	347,200			
	109	303,900	347,700			
	110	304,300	348,100			
	111	304,600	348,500			
	112	304,800	348,900			
	113	305,100	349,400			
	114	305,400	349,800			
	115	305,700	350,200			
	116	306,000	350,600			
	117	306,300	351,100			
	118	306,600	351,500			
	119	306,800	351,900			
	120	307,100	352,300			
	121	307,400	352,700			
定年再用時勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前任短時間勤務職員		円 224,600	円 266,400	円 291,400	円 334,200	円 383,200

備考　この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第6条関係）

医　療　職　給　料　表

イ　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	294,200	372,800	429,500	487,200
	2	296,500	375,400	431,500	489,000
	3	298,800	377,900	433,500	490,800
	4	301,000	380,400	435,400	492,600
	5	303,100	382,900	437,300	494,400
	6	306,600	385,600	438,900	496,100
	7	310,100	388,300	440,500	497,800
	8	313,500	390,900	442,100	499,500
	9	316,900	393,000	443,700	501,200
	10	320,400	395,500	445,500	503,300
	11	323,800	398,000	447,300	505,400
	12	327,200	400,500	449,100	507,500
	13	330,600	403,100	450,900	509,500
	14	334,100	405,800	452,700	511,400
	15	337,500	408,400	454,500	513,500
	16	340,900	410,900	456,300	515,500
	17	344,300	413,300	457,900	517,400
	18	347,400	415,500	459,900	519,400
	19	350,500	417,600	461,800	521,400
	20	353,600	419,700	463,700	523,200
	21	356,800	421,800	465,100	525,000
	22	359,900	423,300	466,900	526,800
	23	363,000	424,800	468,700	528,600
	24	366,000	426,300	470,500	530,400
	25	369,000	427,700	472,300	532,000
	26	371,300	429,200	474,100	533,800
	27	373,600	430,700	475,900	535,600
	28	375,800	432,100	477,700	537,400
	29	377,700	433,500	479,500	539,000
	30	379,400	435,000	481,300	540,800
	31	381,100	436,500	483,100	542,600
	32	382,900	437,900	484,900	544,300
	33	384,700	439,300	486,700	545,900
	34	386,500	440,800	488,600	547,700
	35	388,100	442,300	490,500	549,400
	36	389,500	443,700	492,400	551,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	390,900	445,100	494,300	552,600
	38	392,400	446,500	496,000	554,200
	39	393,900	447,900	497,800	555,600
	40	395,400	449,300	499,600	557,200
	41	396,900	450,700	501,200	558,700
	42	397,600	452,100	503,000	560,100
	43	398,200	453,500	504,800	561,500
	44	398,900	454,900	506,400	562,800
	45	399,800	456,300	507,800	564,000
	46	400,400	457,700	509,500	565,000
	47	401,000	459,100	511,300	566,000
	48	401,600	460,500	513,000	567,000
	49	402,200	461,900	514,500	568,000
	50	402,700	463,600	515,800	568,900
	51	403,200	465,200	517,100	569,800
	52	403,700	466,800	518,400	570,700
	53	404,200	468,400	519,400	571,500
	54	404,600	469,600	520,700	572,400
	55	405,000	470,800	522,000	573,300
	56	405,400	471,900	523,300	574,200
	57	405,800	472,900	524,300	575,100
	58	406,200	473,900	525,100	576,000
	59	406,600	474,800	525,900	576,900
	60	407,000	475,600	526,700	577,600
	61	407,400	476,300	527,600	578,500
	62	407,800	477,000	528,400	579,400
	63	408,200	477,700	529,200	580,300
	64	408,600	478,300	529,900	581,200
	65	408,900	479,000	530,700	582,100
	66		479,700	531,500	
	67		480,300	532,200	
	68		480,900	533,100	
	69		481,200	534,000	
	70		481,800	534,800	
	71		482,500	535,700	
	72		483,200	536,600	
	73		483,600	537,400	
	74		484,200	538,300	
	75		484,900	539,200	
	76		485,600	539,900	

	77		486,000	540,700	
	78		486,600	541,600	
	79		487,200	542,500	
	80		487,700	543,400	
	81		488,200	544,200	
	82		488,700	545,100	
	83		489,200	546,000	
	84		489,700	546,900	
	85		490,100	547,700	
	86		490,600	548,600	
	87		491,000	549,500	
	88		491,500	550,400	
	89		492,000	551,200	
	90		492,600		
	91		493,200		
	92		493,600		
	93		494,100		
	94		494,700		
	95		495,300		
	96		495,800		
	97		496,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		304,500	347,200	402,300	476,100

備考　この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	261,300	306,300	343,900	382,300
	2	191,200	231,100	262,500	307,800	345,600	384,600
	3	193,400	232,500	263,600	309,300	347,300	386,900
	4	195,500	233,900	264,700	310,800	348,900	389,200
	5	197,600	235,200	265,800	312,300	350,500	391,500
	6	199,700	236,400	266,600	313,700	352,200	394,100
	7	201,800	237,400	267,400	315,100	353,800	396,700
	8	203,700	238,400	268,200	316,500	355,400	399,300
	9	205,600	239,500	269,000	317,800	357,000	401,400
	10	207,600	240,700	269,800	319,200	358,700	403,600
	11	209,600	242,000	270,600	320,600	360,400	405,800
	12	211,800	243,300	271,400	322,000	362,000	408,000
	13	213,500	244,600	272,200	323,400	363,500	410,000
	14	215,600	245,900	273,000	325,000	365,200	412,000
	15	218,000	247,200	273,800	326,500	366,800	414,000
	16	220,200	248,400	274,600	328,000	368,400	416,000
	17	222,500	249,600	275,400	329,500	370,000	417,800
	18	223,700	250,800	276,200	331,100	371,600	419,700
	19	224,900	252,000	277,000	332,600	373,200	421,600
	20	226,100	253,200	277,800	334,100	374,800	423,400
	21	227,300	254,300	278,600	335,600	376,400	425,200
	22	228,300	255,200	279,400	337,200	378,400	426,800
	23	229,300	256,000	280,200	338,700	380,400	428,400
	24	230,200	256,800	281,000	340,200	382,400	429,900
	25	231,200	257,600	281,800	341,700	383,800	431,400
	26	232,200	258,400	282,700	343,300	385,500	432,700
	27	233,100	259,200	283,600	344,900	387,200	434,000
	28	234,000	260,000	284,400	346,400	388,900	435,300
	29	234,900	260,800	285,200	347,700	390,600	436,600
	30	235,800	261,600	286,100	349,200	392,100	437,800
	31	236,700	262,400	287,000	350,700	393,600	439,000
	32	237,600	263,200	287,800	352,200	395,100	440,100
	33	238,400	264,000	288,600	353,700	396,400	441,300
	34	239,200	264,800	289,700	355,200	397,700	442,400
	35	240,000	265,500	290,700	356,700	399,000	443,600
	36	240,800	266,300	291,700	358,100	400,100	444,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	241,600	267,200	292,700	359,500	401,200	445,900
	38	242,400	268,000	293,800	361,100	402,300	446,700
	39	243,200	268,800	294,800	362,600	403,400	447,100
	40	244,000	269,600	295,800	364,100	404,500	447,800
	41	244,600	270,400	296,800	365,300	405,300	448,300
	42	245,200	271,200	297,800	366,400	406,100	448,700
	43	245,800	272,000	298,800	367,600	406,900	449,100
	44	246,300	272,800	299,800	368,700	407,700	449,500
	45	246,800	273,500	300,800	369,700	408,100	449,900
	46	247,400	274,300	302,000	370,500	408,700	450,300
	47	247,900	275,100	303,100	371,500	409,200	450,700
	48	248,300	275,900	304,200	372,600	409,600	451,000
	49	248,700	276,600	305,300	373,600	410,000	451,300
	50	249,200	277,400	306,400	374,600	410,200	451,700
	51	249,700	278,100	307,500	375,600	410,500	452,000
	52	250,200	278,800	308,600	376,500	410,800	452,300
	53	250,500	279,500	309,700	377,300	411,100	452,600
	54	250,800	280,200	310,800	378,100	411,400	
	55	251,100	280,900	311,900	379,000	411,700	
	56	251,400	281,600	313,000	379,800	412,000	
	57	251,700	282,300	314,000	380,300	412,200	
	58	252,000	283,000	315,000	381,100	412,500	
	59	252,300	283,700	316,000	381,900	412,800	
	60	252,600	284,300	317,000	382,700	413,100	
	61	252,900	284,900	318,000	383,100	413,300	
	62	253,200	285,600	319,000	383,800	413,600	
	63	253,500	286,300	320,000	384,500	413,900	
	64	253,800	286,900	320,900	385,100	414,200	
	65	254,100	287,500	321,800	385,500	414,400	
	66	254,400	288,200	322,600	386,000		
	67	254,700	288,900	323,300	386,600		
	68	255,000	289,500	324,000	387,200		
	69	255,300	290,100	324,600	387,600		
	70	255,600	290,800	325,300	388,100		
	71	255,900	291,500	325,900	388,600		
	72	256,100	292,100	326,500	389,100		
	73	256,300	292,700	327,100	389,700		
	74	256,600	293,200	327,300	390,200		
	75	256,900	293,600	327,800	390,800		
	76	257,100	294,000	328,300	391,400		

	77	257,300	294,400	328,900	391,900		
	78	257,600	294,700	329,400	392,400		
	79	257,900	295,000	329,900	392,900		
	80	258,100	295,300	330,300	393,400		
	81	258,300	295,600	330,900	393,700		
	82	258,600	295,900	331,400	394,200		
	83	258,900	296,200	331,800	394,600		
	84	259,100	296,500	332,300	395,000		
	85	259,300	296,700	332,800	395,400		
	86		296,900	333,200			
	87		297,100	333,400			
	88		297,300	333,700			
	89		297,700	334,100			
	90		297,900	334,500			
	91		298,100	334,800			
	92		298,300	335,100			
	93		298,700	335,400			
	94		298,900	335,600			
	95		299,100	336,000			
	96		299,400	336,300			
	97		299,700	336,500			
	98		299,900	336,800			
	99		300,100	337,100			
	100		300,400	337,400			
	101		300,700	337,600			
	102		300,900	337,900			
	103		301,100	338,200			
	104		301,400	338,400			
	105		301,700	338,600			
	106			338,800			
	107			339,200			
	108			339,400			
	109			339,600			
	110			340,000			
	111			340,400			
	112			340,800			
	113			341,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		195,800	222,400	250,900	290,100	331,200	373,800

備考　この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,300	241,800	280,400	295,800	313,100	345,000
	2	209,300	244,100	281,500	296,400	314,300	346,700
	3	211,200	246,400	282,600	297,000	315,500	348,400
	4	213,100	248,700	283,600	297,500	316,600	350,100
	5	215,000	251,100	284,600	298,000	317,700	351,800
	6	216,900	252,300	285,100	298,600	318,800	353,500
	7	218,800	253,300	285,600	299,200	319,900	355,200
	8	220,500	254,400	286,100	299,700	321,000	356,800
	9	222,300	255,400	286,600	300,200	322,100	358,300
	10	224,400	256,700	287,100	300,800	323,100	360,000
	11	226,400	257,900	287,600	301,400	324,100	361,700
	12	228,400	258,900	288,100	301,900	325,100	363,400
	13	230,400	259,700	288,600	302,400	326,100	364,800
	14	232,500	260,600	289,100	303,000	327,300	366,500
	15	234,600	261,300	289,600	303,600	328,500	368,200
	16	236,700	262,200	290,100	304,100	329,700	369,900
	17	238,800	263,300	290,600	304,600	330,800	371,700
	18	240,900	264,400	291,100	305,300	332,000	373,700
	19	243,100	265,500	291,600	306,000	333,100	375,700
	20	245,200	266,600	292,100	306,700	334,200	377,700
	21	247,300	267,700	292,600	307,400	335,300	379,400
	22	248,700	268,800	293,100	308,300	336,500	381,500
	23	250,000	269,900	293,600	309,200	337,600	383,600
	24	251,300	271,000	294,100	310,100	338,700	385,600
	25	252,500	272,000	294,600	310,900	339,800	387,500
	26	253,500	273,100	295,100	311,800	341,000	389,100
	27	254,500	274,200	295,600	312,700	342,100	390,900
	28	255,500	275,200	296,100	313,600	343,200	392,700
	29	256,400	276,200	296,600	314,400	344,300	394,400
	30	257,300	276,900	297,200	315,300	345,500	396,100
	31	258,000	277,600	298,000	316,200	346,600	398,000
	32	258,700	278,300	298,800	317,100	347,700	399,700
	33	259,500	279,000	299,500	317,900	348,800	401,400
	34	260,300	279,600	300,300	319,000	350,100	403,100
	35	261,100	280,100	301,100	320,100	351,400	404,900
	36	261,800	280,600	301,900	321,200	352,700	406,600
	37	262,500	281,100	302,600	322,300	353,900	408,200
	38	263,400	281,700	303,400	323,400	355,400	409,900
	39	264,300	282,200	304,200	324,500	356,900	411,700
	40	265,100	282,700	304,900	325,600	358,400	413,500

41	265,900	283,100	305,700	326,700	359,600	415,000
42	266,800	283,600	306,500	327,900	361,100	416,500
43	267,600	284,100	307,300	329,000	362,500	418,000
44	268,400	284,600	308,100	330,100	363,900	419,300
45	269,200	285,100	308,800	330,900	365,300	420,400
46	269,900	285,600	309,800	332,000	366,300	421,500
47	270,600	286,100	310,800	333,100	367,700	422,600
48	271,200	286,600	311,700	334,100	369,000	423,800
49	271,800	287,100	312,600	335,100	370,300	425,100
50	272,300	287,600	313,600	336,100	371,700	426,200
51	272,800	288,100	314,600	337,100	373,000	427,400
52	273,200	288,600	315,500	338,100	374,300	428,500
53	273,600	289,100	316,400	339,300	375,800	429,700
54	274,100	289,600	317,400	340,600	377,000	430,700
55	274,600	290,100	318,400	341,800	378,100	431,800
56	275,000	290,600	319,400	343,000	379,300	432,900
57	275,400	291,100	320,200	343,900	380,400	433,900
58	275,800	291,900	321,200	345,100	381,300	434,400
59	276,200	292,700	322,200	346,200	382,300	435,000
60	276,600	293,400	323,100	347,500	383,200	435,400
61	277,000	294,100	324,000	348,500	383,800	436,000
62	277,400	295,000	325,000	349,400	384,600	436,500
63	277,800	295,900	326,000	350,500	385,400	436,900
64	278,200	296,700	326,900	351,700	386,200	437,400
65	278,600	297,500	327,800	352,800	386,900	437,900
66	279,000	298,400	329,000	354,000	387,600	438,300
67	279,400	299,200	330,200	355,200	388,300	438,600
68	279,800	300,000	331,400	356,200	388,900	438,900
69	280,200	300,800	332,100	357,200	389,500	439,300
70	280,700	301,700	333,200	358,200	390,100	
71	281,200	302,600	334,300	359,300	390,800	
72	281,600	303,500	335,200	360,400	391,400	
73	282,000	304,400	336,300	361,200	392,100	
74	282,600	305,300	337,000	362,300	392,600	
75	283,200	306,200	338,100	363,400	393,200	
76	283,700	307,100	339,200	364,400	393,700	
77	284,200	307,900	340,300	365,100	394,100	
78	284,800	308,900	341,500	365,900	394,700	
79	285,400	309,900	342,600	366,700	395,200	
80	285,900	310,800	343,700	367,400	395,500	
81	286,400	311,300	344,800	368,000	395,800	
82	286,900	312,200	345,900	368,500	396,300	
83	287,400	313,100	346,900	369,000	396,700	
84	287,900	313,900	348,000	369,500	397,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	85	288,400	314,700	348,900	370,100	397,300	
	86	288,900	315,700	349,900	370,600	397,800	
	87	289,400	316,700	350,800	371,100	398,300	
	88	289,900	317,700	351,800	371,600	398,700	
	89	290,400	318,600	352,700	372,000	399,000	
	90	290,900	319,700	353,500	372,400	399,400	
	91	291,400	320,700	354,300	373,000	399,900	
	92	291,900	321,700	355,100	373,500	400,300	
	93	292,400	322,500	355,700	373,800	400,700	
	94	293,000	323,200	356,300	374,300		
	95	293,600	323,900	356,900	374,700		
	96	294,200	324,500	357,500	375,000		
	97	294,800	325,000	357,900	375,600		
	98	295,300	325,300	358,300	376,100		
	99	295,800	325,900	358,800	376,600		
	100	296,300	326,500	359,200	377,100		
	101	296,800	326,900	359,700	377,700		
	102	297,300	327,500	360,100	378,200		
	103	297,800	328,100	360,600	378,700		
	104	298,200	328,600	361,000	379,100		
	105	298,600	329,000	361,300	379,700		
	106	299,100	329,500	361,800	380,200		
	107	299,600	330,000	362,200	380,700		
	108	299,900	330,500	362,500	381,200		
	109	300,100	330,900	362,900	381,800		
	110	300,400	331,300	363,400	382,200		
	111	300,600	331,600	363,900	382,700		
	112	300,900	331,900	364,400	383,200		
	113	301,200	332,200	364,900	383,800		
	114	301,400	332,600	365,400			
	115	301,700	332,900	365,900			
	116	301,900	333,200	366,300			
	117	302,200	333,400	366,700			
	118	302,500	333,700	367,100			
	119	302,800	334,000	367,600			
	120	303,100	334,200	368,100			
	121	303,400	334,400	368,500			
	122	303,800	334,700	369,000			
	123	304,100	335,000	369,500			
	124	304,400	335,300	370,000			
	125	304,600	335,500	370,300			
	126	304,800	335,800				
	127	305,100	336,200				
	128	305,500	336,400				

	129	305,700	336,600				
	130	306,000	336,800				
	131	306,400	337,200				
	132	306,800	337,400				
	133	307,000	337,700				
	134	307,300	338,100				
	135	307,600	338,500				
	136	307,900	338,900				
	137	308,100	339,200				
	138	308,400	339,600				
	139	308,700	340,000				
	140	309,000	340,400				
	141	309,200	340,700				
	142	309,600	341,100				
	143	310,000	341,400				
	144	310,300	341,800				
	145	310,500	342,100				
	146	310,700	342,500				
	147	311,000	342,900				
	148	311,400	343,300				
	149	311,600	343,600				
	150	311,800	344,000				
	151	312,100	344,400				
	152	312,400	344,800				
	153	312,800	345,100				
	154	313,000					
	155	313,200					
	156	313,500					
	157	313,800					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		242,500	263,000	270,300	280,700	297,100	334,700

備考　この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職務の級の決定及び昇給の基準） 第八条　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の第二項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 一　五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十七歳）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。） 二　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 ５～８　（略） （扶養手当） 第十二条　扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第二号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。	（職務の級の決定及び昇給の基準） 第八条　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定にかかわらず、五十五歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員に関する第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 ５～８　（略） （扶養手当） 第十二条　扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。

一～六　（略）

3　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万三千円、同項第二号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）とする。

4　扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5　（略）

（地域手当）

第十二条の二　（略）

2　地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

三　三級地　百分の十二

四　四級地　百分の八

五　五級地　百分の四（人事委員会規則で定める地域及び公署にあつては、百分の四・七）

一　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二～七　（略）

3　扶養手当の月額は、前項第一号及び第二号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万九百円とする。

4　扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5　（略）

（地域手当）

第十二条の二　（略）

2　地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一・二　（略）

三　三級地　百分の十五

四　四級地　百分の十二

五　五級地　百分の十

六　六級地　百分の六

3　（略）	3　（略）
（住居手当）	（住居手当）
第十二条の五　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	第十二条の五　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
一　（略）	一　（略）
二　第十三条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの	二　第十三条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの
2・3　（略）	2・3　（略）
（通勤手当）	（通勤手当）
第十三条　（略）	第十三条　（略）
2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　前項第一号に掲げる職員　支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が十五万円を超えるときは、支給単位期間につき、十五万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一	一　前項第一号に掲げる職員　支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合におい
七　七級地　百分の三（人事委員会規則で定める地域及び公署にあっては、百分の四・七）	七　七級地　百分の三（人事委員会規則で定める地域及び公署にあっては、百分の

3　第一項第一号又は第三号に掲げる職員は前号に定める額又は前号に定める額を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額を乗じて得た額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額を乗じて得た額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し（人事委員会規則で定める基準を満たす場合に限る。）、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4 ～ 7　（略）

（管理職員特別勤務手当）

第十七条の二　前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。

で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4 ～ 7　（略）

（管理職員特別勤務手当）

第十七条の二　前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項に規定する場合　同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二　（略）

4　（略）

（期末手当）

第二十一条　（略）

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四　（略）

3　特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4　定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・

一　第一項に規定する場合　同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二　（略）

4　（略）

（期末手当）

第二十一条　（略）

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十五を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、特定職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。第二十二条第二項及び附則第二十二項において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四　（略）

3　特定職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十六・二五」とする。

4　定年前再任用短時間勤務職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分

五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

5～7　（略）

（勤勉手当）

第二十二条　（略）

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一　前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二十五（特定管理職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

二　前項の職員のうち特定職員　当該特定職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・二五を乗じて得た額の総額

三　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定管理職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」とする。

5～7　（略）

（勤勉手当）

第二十二条　（略）

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一　前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百二・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五）、十二月に支給する場合には百分の百七・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十七・五）を乗じて得た額の総額

二　前項の職員のうち特定職員　当該特定職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額

三　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十八・

3 ～ 5　（略）	3 ～ 5　（略）
（特定の職員についての適用除外）	（特定の職員についての適用除外）
第二十三条の二　（略）	第二十三条の二　（略）
2　第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十七条の三及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	2　第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十二条の五、第十七条の三、第十九条、第十九条の二及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第6条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級	10　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	268,100	301,600	324,100	358,000	411,100	461,100	513,000	553,600
	2	184,700	234,300	269,100	303,100	325,900	359,700	413,000	466,600	519,900	560,800
	3	186,000	235,800	270,100	304,600	327,700	361,300	414,900	471,600	525,100	566,900
	4	187,200	237,300	271,100	306,000	329,400	362,900	416,700	476,300	529,400	571,900
	5	188,400	238,800	272,100	307,400	331,100	364,500	418,500	480,300	532,900	575,900
	6	190,200	240,300	273,100	308,500	332,800	366,300	420,300	483,800	536,200	578,900
	7	191,800	241,800	274,100	309,500	334,500	367,800	422,100	486,800	539,200	581,400
	8	193,500	243,300	275,100	310,700	336,200	369,400	423,900	489,300	541,700	583,400
	9	195,200	244,800	276,100	311,900	337,800	370,800	425,500	491,300	543,700	
	10	197,000	246,200	277,100	313,500	339,500	372,400	427,000			
	11	198,700	247,600	278,100	315,100	341,200	374,000	428,500			
	12	200,400	249,000	279,200	316,700	342,800	375,500	430,000			
	13	202,100	250,200	280,200	318,200	344,300	377,400	431,500			
	14	203,900	251,400	281,500	319,800	345,900	379,300	432,800			
	15	205,700	252,600	282,800	321,400	347,500	381,200	434,100			
	16	207,500	253,800	284,000	323,000	349,000	383,000	435,300			
	17	208,900	254,900	285,300	324,500	350,400	384,500	436,500			
	18	210,600	256,000	286,600	326,200	352,100	386,300	437,800			
	19	212,300	257,100	287,800	327,800	353,700	388,000	439,100			
	20	213,900	258,200	289,000	329,400	355,300	389,600	440,300			
	21	215,500	259,200	290,100	330,800	356,500	391,300	441,500			
	22	217,200	260,200	291,300	332,500	358,000	392,700	442,300			
	23	218,900	261,200	292,600	334,200	359,500	394,100	443,100			
	24	220,600	262,200	293,900	335,800	361,000	395,500	443,900			
	25	222,300	263,200	295,200	337,000	362,700	396,900	444,500			
	26	224,100	264,100	296,200	338,900	364,500	398,100	445,100			
	27	225,500	265,000	297,200	340,600	366,200	399,300	445,700			
	28	226,900	265,900	298,300	342,200	367,900	400,300	446,300			
	29	228,300	266,700	299,400	343,700	369,300	401,400	447,000			
	30	229,500	267,500	300,600	345,300	370,600	402,600	447,800			
	31	230,600	268,300	301,700	346,900	371,800	403,700	448,200			
	32	231,700	269,100	302,900	348,500	373,200	404,800	448,900			
	33	232,800	269,800	304,100	350,200	374,300	405,500	449,400			
	34	233,900	270,600	305,400	352,000	375,200	406,200	449,800			
	35	235,000	271,400	306,700	353,800	376,200	406,900	450,200			
	36	236,100	272,100	308,000	355,600	377,300	407,600	450,600			
	37	237,200	272,800	309,300	357,100	378,100	408,200	451,000			
	38	238,200	273,600	310,600	358,500	379,000	408,800	451,400			
	39	239,200	274,400	311,900	359,900	379,900	409,300	451,800			
	40	240,100	275,100	313,200	361,300	380,700	409,700	452,100			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	241,000	275,800	314,500	362,800	381,500	410,100	452,400			
	42	241,900	276,600	315,800	363,600	382,300	410,300	452,800			
	43	242,700	277,400	317,100	364,600	383,100	410,600	453,100			
	44	243,500	278,100	318,200	365,600	383,800	410,900	453,400			
	45	244,200	278,800	319,100	366,500	384,500	411,200	453,700			
	46	244,800	279,500	320,400	367,600	385,200	411,500				
	47	245,400	280,200	321,700	368,500	385,900	411,800				
	48	246,000	280,900	323,000	369,500	386,600	412,100				
	49	246,600	281,600	324,200	370,400	387,100	412,300				
	50	247,200	282,300	325,500	371,100	387,700	412,600				
	51	247,800	283,000	326,700	371,800	388,300	412,900				
	52	248,300	283,700	327,900	372,400	389,000	413,200				
	53	248,800	284,300	329,200	372,800	389,400	413,400				
	54	249,200	285,000	330,300	373,400	390,000	413,700				
	55	249,500	285,600	331,400	374,100	390,600	414,000				
	56	249,800	286,300	332,500	374,800	391,100	414,300				
	57	250,100	286,900	333,200	375,100	391,500	414,500				
	58	250,400	287,600	334,100	375,800	392,100	414,800				
	59	250,700	288,200	334,800	376,500	392,700	415,100				
	60	251,000	288,900	335,600	377,100	393,200	415,300				
	61	251,300	289,500	336,400	377,400	393,600	415,500				
	62	251,600	290,200	336,800	377,900	394,100	415,800				
	63	251,900	290,800	337,400	378,500	394,600	416,100				
	64	252,200	291,300	338,100	379,100	395,200	416,300				
	65	252,500	291,800	338,900	379,400	395,500	416,500				
	66	252,800	292,400	339,600	380,000	395,900	416,800				
	67	253,100	292,900	340,300	380,700	396,300	417,100				
	68	253,400	293,500	340,900	381,300	396,700	417,300				
	69	253,700	294,000	341,400	381,700	397,000	417,500				
	70	254,000	294,500	342,000	382,200	397,300	417,800				
	71	254,300	295,100	342,500	382,800	397,600	418,100				
	72	254,600	295,700	343,100	383,300	397,800	418,300				
	73	254,900	296,200	343,400	383,800	398,000	418,500				
	74	255,200	296,700	343,900	384,400	398,300					
	75	255,500	297,100	344,300	384,900	398,600					
	76	255,800	297,400	344,700	385,200	398,800					
	77	256,100	297,600	345,100	385,600	399,000					
	78	256,400	297,900	345,600	386,100	399,300					
	79	256,700	298,100	346,100	386,500	399,600					
	80	257,000	298,400	346,600	386,900	399,800					
	81	257,300	298,600	346,900	387,300	400,000					
	82	257,600	298,800	347,300	387,800	400,300					
	83	257,900	299,100	347,700	388,200	400,600					
	84	258,200	299,300	348,100	388,600	400,800					

	85	258,500	299,600	348,400	388,900	401,000					
	86	258,800	299,900	348,800							
	87	259,100	300,200	349,200							
	88	259,400	300,500	349,600							
	89	259,700	300,800	349,800							
	90	260,000	301,100	350,200							
	91	260,300	301,400	350,600							
	92	260,600	301,800	351,000							
	93	260,900	302,000	351,200							
	94		302,200	351,600							
	95		302,500	352,000							
	96		302,900	352,300							
	97		303,100	352,600							
	98		303,400	353,000							
	99		303,800	353,400							
	100		304,200	353,800							
	101		304,400	354,300							
	102		304,700	354,700							
	103		305,000	355,100							
	104		305,300	355,500							
	105		305,500	356,000							
	106		305,800	356,400							
	107		306,100	356,700							
	108		306,400	357,000							
	109		306,600	357,500							
	110		307,000								
	111		307,400								
	112		307,700								
	113		307,900								
	114		308,100								
	115		308,400								
	116		308,800								
	117		309,000								
	118		309,200								
	119		309,500								
	120		309,800								
	121		310,200								
	122		310,400								
	123		310,700								
	124		311,000								
	125		311,300								
	特										832,000
定年再用時勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前任短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		194,800	222,300	262,800	282,500	297,700	323,400	365,500	399,000	450,800	531,500

備考　（一）　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
（二）　この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第６条の２の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

別表第二（第6条関係）

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,800	233,400	257,700	298,200	334,700	356,100	386,900	423,100	468,800
	2	214,200	235,700	259,800	299,200	336,200	357,800	388,600	424,700	475,000
	3	216,700	238,000	262,100	300,200	337,700	359,500	390,300	426,300	480,000
	4	219,100	240,300	264,400	301,100	339,200	361,100	392,000	427,800	484,300
	5	221,600	242,500	266,600	301,700	340,700	362,700	393,500	429,300	488,300
	6	224,100	244,600	268,100	302,400	342,100	364,400	395,100	430,900	491,800
	7	226,600	246,800	269,400	303,100	343,400	366,000	396,700	432,300	494,800
	8	228,900	248,700	270,700	303,800	344,700	367,600	398,300	433,700	497,300
	9	231,200	250,700	272,000	304,500	346,000	369,200	399,900	434,800	499,500
	10	233,400	252,500	273,300	305,200	347,600	370,800	401,500	436,200	
	11	235,600	254,400	274,600	305,900	349,200	372,400	403,100	437,700	
	12	237,700	255,900	275,900	306,500	350,800	374,000	404,700	439,200	
	13	239,800	257,400	277,200	307,200	352,300	375,600	406,200	440,500	
	14	241,900	259,400	278,400	308,000	353,900	377,200	408,200	442,200	
	15	244,000	260,900	279,500	308,700	355,500	378,800	410,200	443,800	
	16	245,700	262,500	281,000	309,500	357,000	380,400	412,200	445,400	
	17	247,400	264,100	282,300	310,200	358,500	382,000	413,700	446,800	
	18	249,100	265,400	283,600	311,000	360,100	383,600	415,400	448,500	
	19	250,700	266,600	284,900	312,000	361,700	385,200	417,000	450,200	
	20	252,400	267,700	286,100	312,900	363,200	386,800	418,700	451,800	
	21	254,100	269,000	287,300	313,800	364,700	388,400	420,300	453,200	
	22	255,800	270,200	287,900	315,100	366,300	390,000	421,800	453,900	
	23	257,400	271,500	288,500	316,400	367,900	391,700	423,300	454,600	
	24	259,000	272,800	289,100	317,700	369,500	393,400	424,700	455,300	
	25	260,600	274,200	289,600	319,000	370,900	395,100	425,900	455,700	
	26	261,900	275,600	290,200	320,500	372,600	397,100	427,400	456,200	
	27	263,100	276,900	290,800	321,800	374,300	399,000	428,900	456,800	
	28	264,300	278,200	291,300	322,900	375,900	400,900	430,300	457,400	
	29	265,500	279,200	291,800	323,900	377,500	402,600	431,800	458,000	
	30	266,800	280,500	292,400	325,100	379,100	404,000	433,100	458,700	
	31	268,100	281,800	292,900	326,300	380,700	405,200	434,300	459,200	
	32	269,400	283,000	293,400	327,400	382,400	406,500	435,500	459,700	
	33	270,700	284,200	293,900	328,500	384,100	407,500	436,500	460,200	
	34	272,200	284,800	294,500	329,700	386,100	408,600	437,200	460,500	
	35	273,500	285,400	295,000	330,900	388,100	409,600	438,000	460,800	
	36	274,900	286,000	295,500	332,000	390,100	410,600	438,700	461,200	
	37	275,900	286,500	296,000	333,100	391,800	411,700	439,200	461,600	
	38	277,200	287,100	296,600	334,300	393,500	412,900	439,600	461,800	
	39	278,500	287,700	297,200	335,500	395,000	414,000	440,000	462,100	
	40	279,700	288,300	297,800	336,700	396,500	415,100	440,300	462,300	
	41	280,900	288,800	298,500	337,900	397,700	416,300	440,600	462,700	
	42	281,500	289,400	299,200	339,100	398,700	417,100	440,900	462,900	
	43	282,100	290,000	299,900	340,300	399,700	417,900	441,200	463,100	
	44	282,700	290,500	300,600	341,500	400,700	418,500	441,500	463,300	
	45	283,100	291,000	301,200	342,700	401,800	419,000	441,700	463,700	
	46	283,700	291,500	302,100	344,000	402,900	419,700	442,000		
	47	284,200	292,000	302,900	345,200	404,000	420,400	442,300		
	48	284,700	292,500	303,700	346,400	405,100	421,000	442,600		

	49	285,200	293,100	304,500	347,600	406,400	421,700	442,900	
	50	285,800	293,600	305,600	349,000	407,200	422,100	443,200	
	51	286,300	294,200	306,700	350,300	408,000	422,700	443,500	
	52	286,800	294,800	307,700	351,600	408,600	423,300	443,800	
	53	287,300	295,400	308,700	352,500	409,100	423,700	444,000	
	54	287,900	296,100	309,800	353,800	409,800	424,100	444,300	
	55	288,400	296,800	310,800	355,000	410,500	424,600	444,600	
	56	288,900	297,500	311,900	356,200	411,200	425,100	444,900	
	57	289,400	298,100	312,900	357,400	411,500	425,600	445,100	
	58	289,900	299,000	314,000	358,800	412,200	426,200	445,400	
	59	290,400	299,800	315,100	360,200	412,900	426,600	445,700	
	60	290,900	300,600	316,200	361,600	413,400	427,000	445,900	
	61	291,400	301,400	317,200	362,900	413,800	427,400	446,100	
	62	291,900	302,300	318,300	364,400	414,200	427,700	446,400	
	63	292,400	303,200	319,400	365,900	414,700	428,000	446,700	
	64	292,900	304,100	320,500	367,300	415,200	428,300	447,000	
	65	293,400	304,900	321,500	368,500	415,700	428,600	447,200	
	66	293,900	305,800	322,600	369,900	416,100	428,900	447,500	
	67	294,400	306,600	323,700	371,200	416,600	429,200	447,800	
	68	294,900	307,400	324,800	372,600	417,100	429,400	448,100	
	69	295,400	308,300	325,800	373,700	417,600	429,600	448,300	
	70	295,900	309,200	327,000	374,900	418,100	429,900	448,600	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	71	296,400	310,100	328,200	376,100	418,700	430,200	448,900	
	72	296,900	311,000	329,400	377,300	419,200	430,400	449,200	
	73	297,400	311,800	330,100	378,600	419,600	430,600	449,400	
	74	298,000	312,700	331,400	379,800	420,200	430,900		
	75	298,600	313,600	332,700	381,000	420,700	431,200		
	76	299,100	314,400	334,000	382,100	420,900	431,400		
	77	299,600	315,100	335,300	383,200	421,200	431,600		
	78	300,200	316,000	336,700	384,400	421,700	431,900		
	79	300,800	316,900	338,100	385,500	422,000	432,200		
	80	301,400	317,900	339,500	386,700	422,300	432,400		
	81	302,000	318,800	340,800	387,800	422,600	432,600		
	82	302,700	319,900	342,400	388,400	423,000	432,900		
	83	303,400	320,900	343,900	388,900	423,400	433,200		
	84	304,000	321,900	345,400	389,400	423,800	433,400		
	85	304,600	322,800	346,800	390,000	424,100	433,600		
	86	305,300	323,800	348,300	390,600				
	87	306,000	324,800	349,800	391,200				
	88	306,700	325,800	351,200	391,800				
	89	307,400	326,800	352,500	392,100				
	90	308,200	328,100	353,700	392,600				
	91	309,000	329,300	354,900	393,100				
	92	309,700	330,500	356,200	393,600				
	93	310,200	331,700	357,500	394,000				
	94	311,100	333,000	359,000	394,400				
	95	312,000	334,200	360,500	394,900				
	96	312,800	335,400	361,900	395,400				

	97	313,600	336,600	363,200	395,800					
	98	314,600	337,900	364,400	396,300					
	99	315,500	339,100	365,500	396,800					
	100	316,400	340,300	366,700	397,300					
	101	317,300	341,700	367,800	397,600					
	102	318,300	342,600	368,900	398,000					
	103	319,300	343,600	370,000	398,500					
	104	320,200	344,700	371,100	398,800					
	105	321,000	345,800	372,300	399,100					
	106	321,600	346,900	372,800	399,600					
	107	322,200	347,900	373,400	400,100					
	108	322,800	348,900	374,000	400,600					
	109	323,300	350,100	374,600	400,900					
	110	323,800	351,100	375,100	401,400					
	111	324,200	352,100	375,500	401,900					
	112	324,700	353,000	376,000	402,400					
	113	325,500	353,900	376,400	402,700					
	114	326,200	354,800	376,800	403,200					
	115	326,900	355,800	377,300	403,700					
	116	327,500	356,800	377,800	404,200					
	117	328,100	357,800	378,200	404,600					
	118	328,800	358,200	378,700	405,100					
	119	329,500	358,800	379,300	405,500					
	120	330,300	359,400	379,800	406,000					
	121	330,900	359,700	380,000	406,400					
	122	331,200	360,100	380,500						
	123	331,700	360,500	381,000						
	124	332,200	360,900	381,400						
	125	332,500	361,300	381,900						
	126		361,700	382,400						
	127		362,100	382,900						
	128		362,500	383,400						
	129		362,900	383,700						
	130		363,300	384,200						
	131		363,700	384,700						
	132		364,100	385,200						
	133		364,300	385,500						
	134		364,800	386,000						
	135		365,200	386,400						
	136		365,500	386,800						
	137		365,800	387,100						
	138		366,200	387,600						
	139		366,700	388,100						
	140		367,200	388,600						
	141		367,500	388,900						
	142		368,000							
	143		368,500							
	144		369,000							
	145		369,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		249,000	260,800	265,000	296,600	313,400	327,700	351,400	387,000	419,000

備考　この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三（第6条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	184,000	236,200	328,900	378,800	430,900
	2	185,200	240,600	330,900	380,200	432,700
	3	186,500	243,400	332,900	381,600	434,400
	4	187,700	246,200	334,900	383,000	436,000
	5	188,900	248,900	336,700	384,400	437,700
	6	191,100	250,600	338,700	385,800	439,600
	7	193,200	252,100	340,600	387,200	441,500
	8	195,400	253,600	342,500	388,600	443,200
	9	197,600	255,100	344,300	390,000	444,600
	10	199,700	257,200	345,900	391,500	446,300
	11	201,800	259,300	347,500	392,900	448,200
	12	203,900	261,300	349,100	394,300	450,100
	13	206,000	263,300	350,700	395,700	451,700
	14	208,000	265,600	351,700	397,200	453,400
	15	210,000	267,900	352,700	398,700	455,100
	16	211,900	270,100	353,700	400,200	456,600
	17	213,600	272,300	354,800	401,700	458,000
	18	215,500	274,700	356,100	403,300	458,800
	19	217,400	277,100	357,300	404,900	459,600
	20	219,300	279,500	358,500	406,600	460,400
	21	221,200	281,800	359,700	407,800	461,100
	22	223,100	283,900	360,800	409,200	461,700
	23	224,900	286,000	361,900	410,600	462,400
	24	226,700	288,000	363,000	411,900	463,200
	25	228,500	290,000	364,100	413,200	463,600
	26	230,700	291,900	365,100	414,500	464,300
	27	232,700	293,800	366,100	416,000	465,000
	28	234,700	295,700	367,100	417,500	465,600
	29	236,600	297,600	368,000	418,700	466,000
	30	237,900	299,100	368,900	419,900	466,600
	31	239,000	300,600	369,700	421,500	467,300
	32	240,100	302,100	370,500	423,000	467,800
	33	241,500	303,600	371,200	424,300	468,400
	34	243,000	305,100	372,000	425,700	468,900
	35	244,500	306,600	372,800	427,100	469,500
	36	246,000	308,000	373,600	428,500	470,000
	37	247,500	309,400	374,400	429,900	470,500
	38	249,100	310,300	375,200	431,300	471,000
	39	250,700	311,200	376,000	432,700	471,400
	40	252,300	312,100	376,800	434,100	471,900
	41	253,900	312,900	377,600	435,200	472,400
	42	255,400	313,400	378,900	436,500	
	43	256,900	313,900	380,200	437,900	
	44	258,400	314,400	381,400	439,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	259,900	314,900	382,100	440,000	
	46	261,200	315,400	383,100	440,800	
	47	262,400	315,900	383,900	441,700	
	48	263,600	316,400	384,600	442,600	
	49	264,800	316,800	385,300	443,400	
	50	265,900	317,300	386,000	444,200	
	51	267,000	317,800	386,700	444,800	
	52	268,100	318,300	387,400	445,600	
	53	269,200	318,700	388,000	446,000	
	54	270,300	319,200	388,700		
	55	271,300	319,600	389,500		
	56	272,300	320,000	390,300		
	57	273,300	320,400	390,900		
	58	274,000	320,800	391,700		
	59	274,600	321,200	392,400		
	60	275,200	321,600	393,100		
	61	275,800	322,000	393,700		
	62	276,400	322,600	394,400		
	63	277,000	323,200	395,100		
	64	277,600	323,800	395,800		
	65	278,200	324,300	396,500		
	66	278,800	324,900	397,100		
	67	279,400	325,500	397,700		
	68	280,000	326,100	398,400		
	69	280,600	326,600	399,100		
	70	281,300	327,200	399,600		
	71	282,000	327,800	400,200		
	72	282,700	328,400	400,800		
	73	283,300	328,900	401,300		
	74	284,000	329,600	401,900		
	75	284,700	330,300	402,500		
	76	285,400	331,000	403,000		
	77	286,000	331,700	403,500		
	78	286,700	332,400	404,000		
	79	287,400	333,100	404,500		
	80	288,000	333,800	405,200		
	81	288,600	334,500	405,600		
	82	289,300	335,300			
	83	290,000	336,000			
	84	290,600	336,600			
	85	291,200	337,100			
	86	291,900	337,600			
	87	292,600	338,000			
	88	293,200	338,400			

	89	293,800	338,700			
	90	294,500	339,200			
	91	295,200	339,600			
	92	295,800	340,000			
	93	296,400	340,300			
	94	297,100	340,700			
	95	297,700	341,100			
	96	298,300	341,500			
	97	298,600	342,000			
	98	299,200	342,500			
	99	299,800	343,000			
	100	300,300	343,500			
	101	300,800	344,000			
	102	301,200	344,500			
	103	301,600	345,000			
	104	302,000	345,500			
	105	302,400	345,900			
	106	302,900	346,300			
	107	303,400	346,800			
	108	303,700	347,200			
	109	303,900	347,700			
	110	304,300	348,100			
	111	304,600	348,500			
	112	304,800	348,900			
	113	305,100	349,400			
	114	305,400	349,800			
	115	305,700	350,200			
	116	306,000	350,600			
	117	306,300	351,100			
	118	306,600	351,500			
	119	306,800	351,900			
	120	307,100	352,300			
	121	307,400	352,700			
定年再用時勤職員 前任短間務員		基準給料月額 円 224,600	基準給料月額 円 266,400	基準給料月額 円 291,400	基準給料月額 円 334,200	基準給料月額 円 383,200

備考　この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第6条関係）

医　療　職　給　料　表

イ　医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	294,200	403,100	457,900	552,600
	2	296,500	405,800	459,900	558,700
	3	298,800	408,400	461,800	564,000
	4	301,000	410,900	463,700	568,900
	5	303,100	413,300	465,100	573,300
	6	306,600	415,500	466,900	577,600
	7	310,100	417,600	468,700	581,200
	8	313,500	419,700	470,500	584,200
	9	316,900	421,800	472,300	586,700
	10	320,400	423,300	474,100	589,000
	11	323,800	424,800	475,900	
	12	327,200	426,300	477,700	
	13	330,600	427,700	479,500	
	14	334,100	429,200	481,300	
	15	337,500	430,700	483,100	
	16	340,900	432,100	484,900	
	17	344,300	433,500	486,700	
	18	347,400	435,000	488,600	
	19	350,500	436,500	490,500	
	20	353,600	437,900	492,400	
	21	356,800	439,300	494,300	
	22	359,900	440,800	496,000	
	23	363,000	442,300	497,800	
	24	366,000	443,700	499,600	
	25	369,000	445,100	501,200	
	26	371,300	446,500	503,000	
	27	373,600	447,900	504,800	
	28	375,800	449,300	506,400	
	29	377,700	450,700	507,800	
	30	379,400	452,100	509,500	
	31	381,100	453,500	511,300	
	32	382,900	454,900	513,000	
	33	384,700	456,300	514,500	
	34	386,500	457,700	515,800	
	35	388,100	459,100	517,100	
	36	389,500	460,500	518,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	390,900	461,900	519,400	
	38	392,400	463,600	520,700	
	39	393,900	465,200	522,000	
	40	395,400	466,800	523,300	
	41	396,900	468,400	524,300	
	42	397,600	469,600	525,100	
	43	398,200	470,800	525,900	
	44	398,900	471,900	526,700	
	45	399,800	472,900	527,600	
	46	400,400	473,900	528,400	
	47	401,000	474,800	529,200	
	48	401,600	475,600	529,900	
	49	402,200	476,300	530,700	
	50	402,700	477,000	531,500	
	51	403,200	477,700	532,200	
	52	403,700	478,300	533,100	
	53	404,200	479,000	534,000	
	54	404,600	479,700	534,800	
	55	405,000	480,300	535,700	
	56	405,400	480,900	536,600	
	57	405,800	481,200	537,400	
	58	406,200	481,800	538,300	
	59	406,600	482,500	539,200	
	60	407,000	483,200	539,900	
	61	407,400	483,600	540,700	
	62	407,800	484,200	541,600	
	63	408,200	484,900	542,500	
	64	408,600	485,600	543,400	
	65	408,900	486,000	544,200	
	66		486,600	545,100	
	67		487,200	546,000	
	68		487,700	546,900	
	69		488,200	547,700	
	70		488,700	548,600	
	71		489,200	549,500	
	72		489,700	550,400	
	73		490,100	551,200	
	74		490,600		
	75		491,000		
	76		491,500		

	77		492,000		
	78		492,600		
	79		493,200		
	80		493,600		
	81		494,100		
	82		494,700		
	83		495,300		
	84		495,800		
	85		496,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		304,500	347,200	402,300	476,100

備考　この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	265,800	317,800	363,500	417,800
	2	191,200	231,100	266,600	319,200	365,200	419,700
	3	193,400	232,500	267,400	320,600	366,800	421,600
	4	195,500	233,900	268,200	322,000	368,400	423,400
	5	197,600	235,200	269,000	323,400	370,000	425,200
	6	199,700	236,400	269,800	325,000	371,600	426,800
	7	201,800	237,400	270,600	326,500	373,200	428,400
	8	203,700	238,400	271,400	328,000	374,800	429,900
	9	205,600	239,500	272,200	329,500	376,400	431,400
	10	207,600	240,700	273,000	331,100	378,400	432,700
	11	209,600	242,000	273,800	332,600	380,400	434,000
	12	211,800	243,300	274,600	334,100	382,400	435,300
	13	213,500	244,600	275,400	335,600	383,800	436,600
	14	215,600	245,900	276,200	337,200	385,500	437,800
	15	218,000	247,200	277,000	338,700	387,200	439,000
	16	220,200	248,400	277,800	340,200	388,900	440,100
	17	222,500	249,600	278,600	341,700	390,600	441,300
	18	223,700	250,800	279,400	343,300	392,100	442,400
	19	224,900	252,000	280,200	344,900	393,600	443,600
	20	226,100	253,200	281,000	346,400	395,100	444,800
	21	227,300	254,300	281,800	347,700	396,400	445,900
	22	228,300	255,200	282,700	349,200	397,700	446,700
	23	229,300	256,000	283,600	350,700	399,000	447,100
	24	230,200	256,800	284,400	352,200	400,100	447,800
	25	231,200	257,600	285,200	353,700	401,200	448,300
	26	232,200	258,400	286,100	355,200	402,300	448,700
	27	233,100	259,200	287,000	356,700	403,400	449,100
	28	234,000	260,000	287,800	358,100	404,500	449,500
	29	234,900	260,800	288,600	359,500	405,300	449,900
	30	235,800	261,600	289,700	361,100	406,100	450,300
	31	236,700	262,400	290,700	362,600	406,900	450,700
	32	237,600	263,200	291,700	364,100	407,700	451,000
	33	238,400	264,000	292,700	365,300	408,100	451,300
	34	239,200	264,800	293,800	366,400	408,700	451,700
	35	240,000	265,500	294,800	367,600	409,200	452,000
	36	240,800	266,300	295,800	368,700	409,600	452,300

	37	241,600	267,200	296,800	369,700	410,000	452,600
	38	242,400	268,000	297,800	370,500	410,200	
	39	243,200	268,800	298,800	371,500	410,500	
	40	244,000	269,600	299,800	372,600	410,800	
	41	244,600	270,400	300,800	373,600	411,100	
	42	245,200	271,200	302,000	374,600	411,400	
	43	245,800	272,000	303,100	375,600	411,700	
	44	246,300	272,800	304,200	376,500	412,000	
	45	246,800	273,500	305,300	377,300	412,200	
	46	247,400	274,300	306,400	378,100	412,500	
	47	247,900	275,100	307,500	379,000	412,800	
	48	248,300	275,900	308,600	379,800	413,100	
	49	248,700	276,600	309,700	380,300	413,300	
	50	249,200	277,400	310,800	381,100	413,600	
	51	249,700	278,100	311,900	381,900	413,900	
	52	250,200	278,800	313,000	382,700	414,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	250,500	279,500	314,000	383,100	414,400	
	54	250,800	280,200	315,000	383,800		
	55	251,100	280,900	316,000	384,500		
	56	251,400	281,600	317,000	385,100		
	57	251,700	282,300	318,000	385,500		
	58	252,000	283,000	319,000	386,000		
	59	252,300	283,700	320,000	386,600		
	60	252,600	284,300	320,900	387,200		
	61	252,900	284,900	321,800	387,600		
	62	253,200	285,600	322,600	388,100		
	63	253,500	286,300	323,300	388,600		
	64	253,800	286,900	324,000	389,100		
	65	254,100	287,500	324,600	389,700		
	66	254,400	288,200	325,300	390,200		
	67	254,700	288,900	325,900	390,800		
	68	255,000	289,500	326,500	391,400		
	69	255,300	290,100	327,100	391,900		
	70	255,600	290,800	327,300	392,400		
	71	255,900	291,500	327,800	392,900		
	72	256,100	292,100	328,300	393,400		
	73	256,300	292,700	328,900	393,700		
	74	256,600	293,200	329,400	394,200		
	75	256,900	293,600	329,900	394,600		
	76	257,100	294,000	330,300	395,000		

	77	257,300	294,400	330,900	395,400		
	78	257,600	294,700	331,400			
	79	257,900	295,000	331,800			
	80	258,100	295,300	332,300			
	81	258,300	295,600	332,800			
	82	258,600	295,900	333,200			
	83	258,900	296,200	333,400			
	84	259,100	296,500	333,700			
	85	259,300	296,700	334,100			
	86		296,900	334,500			
	87		297,100	334,800			
	88		297,300	335,100			
	89		297,700	335,400			
	90		297,900	335,600			
	91		298,100	336,000			
	92		298,300	336,300			
	93		298,700	336,500			
	94		298,900	336,800			
	95		299,100	337,100			
	96		299,400	337,400			
	97		299,700	337,600			
	98		299,900	337,900			
	99		300,100	338,200			
	100		300,400	338,400			
	101		300,700	338,600			
	102		300,900	338,800			
	103		301,100	339,200			
	104		301,400	339,400			
	105		301,700	339,600			
	106			340,000			
	107			340,400			
	108			340,800			
	109			341,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		195,800	222,400	250,900	290,100	331,200	373,800

備考　この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,300	241,800	284,600	298,000	322,100	364,800
	2	209,300	244,100	285,100	298,600	323,100	366,500
	3	211,200	246,400	285,600	299,200	324,100	368,200
	4	213,100	248,700	286,100	299,700	325,100	369,900
	5	215,000	251,100	286,600	300,200	326,100	371,700
	6	216,900	252,300	287,100	300,800	327,300	373,700
	7	218,800	253,300	287,600	301,400	328,500	375,700
	8	220,500	254,400	288,100	301,900	329,700	377,700
	9	222,300	255,400	288,600	302,400	330,800	379,400
	10	224,400	256,700	289,100	303,000	332,000	381,500
	11	226,400	257,900	289,600	303,600	333,100	383,600
	12	228,400	258,900	290,100	304,100	334,200	385,600
	13	230,400	259,700	290,600	304,600	335,300	387,500
	14	232,500	260,600	291,100	305,300	336,500	389,100
	15	234,600	261,300	291,600	306,000	337,600	390,900
	16	236,700	262,200	292,100	306,700	338,700	392,700
	17	238,800	263,300	292,600	307,400	339,800	394,400
	18	240,900	264,400	293,100	308,300	341,000	396,100
	19	243,100	265,500	293,600	309,200	342,100	398,000
	20	245,200	266,600	294,100	310,100	343,200	399,700
	21	247,300	267,700	294,600	310,900	344,300	401,400
	22	248,700	268,800	295,100	311,800	345,500	403,100
	23	250,000	269,900	295,600	312,700	346,600	404,900
	24	251,300	271,000	296,100	313,600	347,700	406,600
	25	252,500	272,000	296,600	314,400	348,800	408,200
	26	253,500	273,100	297,200	315,300	350,100	409,900
	27	254,500	274,200	298,000	316,200	351,400	411,700
	28	255,500	275,200	298,800	317,100	352,700	413,500
	29	256,400	276,200	299,500	317,900	353,900	415,000
	30	257,300	276,900	300,300	319,000	355,400	416,500
	31	258,000	277,600	301,100	320,100	356,900	418,000
	32	258,700	278,300	301,900	321,200	358,400	419,300
	33	259,500	279,000	302,600	322,300	359,600	420,400
	34	260,300	279,600	303,400	323,400	361,100	421,500
	35	261,100	280,100	304,200	324,500	362,500	422,600
	36	261,800	280,600	304,900	325,600	363,900	423,800
	37	262,500	281,100	305,700	326,700	365,300	425,100
	38	263,400	281,700	306,500	327,900	366,300	426,200
	39	264,300	282,200	307,300	329,000	367,700	427,400
	40	265,100	282,700	308,100	330,100	369,000	428,500

41	265,900	283,100	308,800	330,900	370,300	429,700
42	266,800	283,600	309,800	332,000	371,700	430,700
43	267,600	284,100	310,800	333,100	373,000	431,800
44	268,400	284,600	311,700	334,100	374,300	432,900
45	269,200	285,100	312,600	335,100	375,800	433,900
46	269,900	285,600	313,600	336,100	377,000	434,400
47	270,600	286,100	314,600	337,100	378,100	435,000
48	271,200	286,600	315,500	338,100	379,300	435,400
49	271,800	287,100	316,400	339,300	380,400	436,000
50	272,300	287,600	317,400	340,600	381,300	436,500
51	272,800	288,100	318,400	341,800	382,300	436,900
52	273,200	288,600	319,400	343,000	383,200	437,400
53	273,600	289,100	320,200	343,900	383,800	437,900
54	274,100	289,600	321,200	345,100	384,600	438,300
55	274,600	290,100	322,200	346,200	385,400	438,600
56	275,000	290,600	323,100	347,500	386,200	438,900
57	275,400	291,100	324,000	348,500	386,900	439,300
58	275,800	291,900	325,000	349,400	387,600	
59	276,200	292,700	326,000	350,500	388,300	
60	276,600	293,400	326,900	351,700	388,900	
61	277,000	294,100	327,800	352,800	389,500	
62	277,400	295,000	329,000	354,000	390,100	
63	277,800	295,900	330,200	355,200	390,800	
64	278,200	296,700	331,400	356,200	391,400	
65	278,600	297,500	332,100	357,200	392,100	
66	279,000	298,400	333,200	358,200	392,600	
67	279,400	299,200	334,300	359,300	393,200	
68	279,800	300,000	335,200	360,400	393,700	
69	280,200	300,800	336,300	361,200	394,100	
70	280,700	301,700	337,000	362,300	394,700	
71	281,200	302,600	338,100	363,400	395,200	
72	281,600	303,500	339,200	364,400	395,500	
73	282,000	304,400	340,300	365,100	395,800	
74	282,600	305,300	341,500	365,900	396,300	
75	283,200	306,200	342,600	366,700	396,700	
76	283,700	307,100	343,700	367,400	397,000	
77	284,200	307,900	344,800	368,000	397,300	
78	284,800	308,900	345,900	368,500	397,800	
79	285,400	309,900	346,900	369,000	398,300	
80	285,900	310,800	348,000	369,500	398,700	
81	286,400	311,300	348,900	370,100	399,000	
82	286,900	312,200	349,900	370,600	399,400	
83	287,400	313,100	350,800	371,100	399,900	
84	287,900	313,900	351,800	371,600	400,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	85	288,400	314,700	352,700	372,000	400,700	
	86	288,900	315,700	353,500	372,400		
	87	289,400	316,700	354,300	373,000		
	88	289,900	317,700	355,100	373,500		
	89	290,400	318,600	355,700	373,800		
	90	290,900	319,700	356,300	374,300		
	91	291,400	320,700	356,900	374,700		
	92	291,900	321,700	357,500	375,000		
	93	292,400	322,500	357,900	375,600		
	94	293,000	323,200	358,300	376,100		
	95	293,600	323,900	358,800	376,600		
	96	294,200	324,500	359,200	377,100		
	97	294,800	325,000	359,700	377,700		
	98	295,300	325,300	360,100	378,200		
	99	295,800	325,900	360,600	378,700		
	100	296,300	326,500	361,000	379,100		
	101	296,800	326,900	361,300	379,700		
	102	297,300	327,500	361,800	380,200		
	103	297,800	328,100	362,200	380,700		
	104	298,200	328,600	362,500	381,200		
	105	298,600	329,000	362,900	381,800		
	106	299,100	329,500	363,400	382,200		
	107	299,600	330,000	363,900	382,700		
	108	299,900	330,500	364,400	383,200		
	109	300,100	330,900	364,900	383,800		
	110	300,400	331,300	365,400			
	111	300,600	331,600	365,900			
	112	300,900	331,900	366,300			
	113	301,200	332,200	366,700			
	114	301,400	332,600	367,100			
	115	301,700	332,900	367,600			
	116	301,900	333,200	368,100			
	117	302,200	333,400	368,500			
	118	302,500	333,700	369,000			
	119	302,800	334,000	369,500			
	120	303,100	334,200	370,000			
	121	303,400	334,400	370,300			
	122	303,800	334,700				
	123	304,100	335,000				
	124	304,400	335,300				
	125	304,600	335,500				
	126	304,800	335,800				
	127	305,100	336,200				
	128	305,500	336,400				

	129	305,700	336,600				
	130	306,000	336,800				
	131	306,400	337,200				
	132	306,800	337,400				
	133	307,000	337,700				
	134	307,300	338,100				
	135	307,600	338,500				
	136	307,900	338,900				
	137	308,100	339,200				
	138	308,400	339,600				
	139	308,700	340,000				
	140	309,000	340,400				
	141	309,200	340,700				
	142	309,600	341,100				
	143	310,000	341,400				
	144	310,300	341,800				
	145	310,500	342,100				
	146	310,700	342,500				
	147	311,000	342,900				
	148	311,400	343,300				
	149	311,600	343,600				
	150	311,800	344,000				
	151	312,100	344,400				
	152	312,400	344,800				
	153	312,800	345,100				
	154	313,000					
	155	313,200					
	156	313,500					
	157	313,800					
	158	314,100					
	159	314,400					
	160	314,700					
	161	315,100					
	162	315,400					
	163	315,700					
	164	316,000					
	165	316,400					
	166	316,700					
	167	317,000					
	168	317,300					
	169	317,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		242,500	263,000	270,300	280,700	297,100	334,700

備考　この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与に関する特例） 第五条　法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	（給与に関する特例） 第五条　法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	417,000
2	478,000
3	541,000
4	624,000
5	725,000
6	827,000

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	464,000
3	525,000
4	606,000
5	704,000
6	803,000

2　法第三条第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	349,000
2	385,000
3	413,000

号給	給料月額
	円
1	339,000
2	374,000
3	401,000

3　〜6　（略）

（給与条例の適用除外等）

第六条　（略）

2　（略）

3　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める

3　〜6　（略）

（給与条例の適用除外等）

第六条　（略）

2　（略）

3　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める

改正後	改正前
職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。	職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。

第四条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。	（給与条例の適用除外等） 第六条　（略） 2　（略） 3　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年三重県条例第七十二号）第五条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「前条第一項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び第一号任期付研究員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定任期付職員についての給与の特例） 第四条　第二条第一項の規定により任期を	（特定任期付職員についての給与の特例） 第四条　第二条第一項の規定により任期を

定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	395,000
2	443,000
3	495,000
4	558,000
5	637,000
6	743,000
7	867,000

2 ～ 5　（略）

（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）

第五条　（略）

2　特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

3　特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学

定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	383,000
2	430,000
3	480,000
4	542,000
5	618,000
6	721,000
7	842,000

2 ～ 5　（略）

（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等）

第五条　（略）

2　特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。

3　特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学

改正後	改正前
校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。	校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」とする。

第六条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定任期付職員についての給与の特例） 第四条　（略） 2・3　（略）	（特定任期付職員についての給与の特例） 第四条　（略） 2・3　（略）
	4　任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
4　第二項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	5　第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等） 第五条　職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条	（特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等） 第五条　職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条

例」という。）第六条から第九条まで、第十二条、第十二条の五、第十四条、第十四条の二第二項、第十五条、第十七条及び第十七条の三の規定並びに公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校給与条例」という。）第九条、第九条の三から第十二条の三まで、第十五条、第十五条の三、第十八条、第十九条第一項、第二十条、第二十二条の二及び第二十五条から第二十五条の三までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2　特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項第一号の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、給与条例第二十二条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。

3　特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の三第一項、第二十三条第二項及び第二十四条第二項第一号の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与

例」という。）第六条から第九条まで、第十二条、第十二条の五、第十四条、第十四条の二第二項、第十五条、第十七条の三の規定並びに公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校給与条例」という。）第九条、第九条の三から第十二条の三まで、第十五条、第十五条の三、第十八条、第十九条第一項、第二十条、第二十二条の二、第二十四条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2　特定任期付職員に対する給与条例第三条第一項、第十七条の二第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、給与条例第三条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、給与条例第十七条の二第一項中「人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第二十一条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。

3　特定任期付職員に対する公立学校給与条例第五条第一項、第六条第一項、第九条の二、第二十二条の三第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、公立学校給与条例第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条の規定」と、公立学校給与条例第六条第一項及び第九条

条例第六条第一項及び第九条の二中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の九十五」と、公立学校給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」とする。	及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定」と、公立学校給与条例第二十二条の三第一項中「規則で指定する職」とあるのは「規則で指定する職及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、公立学校給与条例第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。
（企業職員である特定任期付職員についての給与の特例） 第六条　企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）第四条、第四条の三、第六条、第七条第二項、第八条、第十条及び第十一条の規定並びに病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）第四条、第五条、第七条、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十四条及び第十六条の規定は、企業職員（特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。）である特定任期付職員には、適用しない。	（企業職員である特定任期付職員についての給与の特例） 第六条　任命権者は、企業職員（特定地方独立行政法人の職員を除く。以下この条において同じ。）である特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。 2　企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）第四条、第四条の三、第六条、第七条第二項、第八条、第十条、第十一条及び第十六条の規定並びに病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）第四条、第五条、第七条、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十四条、第十六条及び第十九条の規定は、企業職員である特定任期付職員には、適用しない。
2・3　（略）	3・4　（略）

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第七条　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 1 ～ 9　（略） 10　新条例第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十七条の三及び第二十三条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 11 ～ 14　（略）	附　則 1 ～ 9　（略） 10　新条例第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十二条の五、第十七条の三、第十九条、第十九条の二及び第二十三条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 11 ～ 14　（略）

（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第八条　職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 1　（略） （改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置） 2　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第一条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律	附　則 1　（略） （改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置） 2　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第一条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律

前再任用短時間勤務職員とみなして、同条第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合を含む。）、附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号に規定する定年により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）」とする。 （改正後の職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置） 3　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号に規定する定年により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）」とする。 （改正後の職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置） 3　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号に規定する定年により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三

用する。	用する。
4　（略）	4　（略）
（改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）	（改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
5　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第四条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第四条、第五条第二項、第七条の二第一項、第八条の三第二項、第八条の四第一項及び第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。	5　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第四条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第四条、第五条第二項、第七条の二第一項、第八条の三第二項、第八条の四第一項及び第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
（改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）	（改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）
6　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつ	6　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつ

て、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。」とする。	て、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であって、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。」とする。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第七条及び第八条の規定並びに附則第六項から第十一項まで及び第十三項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「第一条改正後給与条例」という。）第十二条第三項及び第十七条の三第一項第一号並びに別表第一から別表第四までの規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第五項において「第三条改正後任期付研究員条例」という。）第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第五項において「第五条改正後任期付職員条例」という。）第四条第一項の規定は令和六年四月一日から、第一条改正後給与条例第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二条第二項の規定、第三条改正後任期付研究員条例第六条第三項の規定並びに第五条改正後任期付職員条例第五条第二項及び第三項の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3　令和六年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条改正後給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4　施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条改正後給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条改正後給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5　第一条改正後給与条例の規定、第三条改正後任期付研究員条例の規定及び第五条改正後任期付職員条例の規定（以下この項においてこれらを「新条例等の規定」という。）を適用する場合においては、旧条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例等の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

6　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

7　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

8　切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第七号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職

務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「六　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは「六　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）七　配偶者（婚姻の届出をした者）」と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万二千円」と、「とする」とあるのは「、前項第七号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

9　切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与条例第十二条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

10　切替日から令和十年三月三十一日までの間における給与条例第十二条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第十号）附則第九項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

11　切替日以後に新たに給与条例第八条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第二十九号）附則第二項第一号に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十九条の二の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

12　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

13　職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（任期付短時間勤務職員についての職員給与条例の特例） 第二十四条　任期付短時間勤務職員についての職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の	（任期付短時間勤務職員についての職員給与条例の特例） 第二十四条　任期付短時間勤務職員についての職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条の二第二項	第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十七条の三及び第二十三条	第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十二条の五及び第十三条の二
	（略）	（略）

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十三条の二第二項	第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十二条の五、第十七条の三、第十九条、第十九条の二及び第二十三条	第八条第二項から第八項まで、第十二条、第十二条の五及び第十三条の二
	（略）	（略）

附則別表　号給の切替表

イ　行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							
特								特

ロ　公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	

61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ハ　研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新　号　給		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	2
19	11	3	3
20	12	4	4
21	13	5	5
22	14	6	6
23	15	7	7
24	16	8	8
25	17	9	9
26	18	10	10
27	19	11	11
28	20	12	12
29	21	13	13
30	22	14	14
31	23	15	15
32	24	16	16
33	25	17	17
34	26	18	18
35	27	19	19
36	28	20	20
37	29	21	21
38	30	22	22
39	31	23	23
40	32	24	24
41	33	25	25
42	34	26	26
43	35	27	27
44	36	28	28
45	37	29	29
46	38	30	30
47	39	31	31
48	40	32	32
49	41	33	33
50	42	34	34

51	43	35	35
52	44	36	36
53	45	37	37
54	46	38	38
55	47	39	39
56	48	40	40
57	49	41	41
58	50	42	
59	51	43	
60	52	44	
61	53	45	
62	54	46	
63	55	47	
64	56	48	
65	57	49	
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62		
71	63		
72	64		
73	65		
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ニ　医療職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新　号　給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4

51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ホ　医療職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34

51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	
55	51	47	43	
56	52	48	44	
57	53	49	45	
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58		
67	63	59		
68	64	60		
69	65	61		
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82			
87	83			
88	84			
89	85			
90	86			
91	87			
92	88			
93	89			
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			

101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

ヘ　医療職給料表（三）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38

51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		

101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十一号

会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条　会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）	（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、百分の百二十二・五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）

第二条　会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、百分の百二十五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）	（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この条例のうち、第一条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

3　新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、新条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十二号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年三重県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（報酬） 第二条　（略） 2　前項で定める報酬の額は、年額四百三十二万円の範囲内で、任命権者が知事と協議して定める。 3～5　（略）	（報酬） 第二条　（略） 2　前項で定める報酬の額は、年額三百九十六万円の範囲内で、任命権者が知事と協議して定める。 3～5　（略）

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除） 第九条の二　任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。 2　（略） （介護休暇） 第十六条　介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除） 第九条の二　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。 2　（略） （介護休暇） 第十六条　介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十八条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当

であると認められる場合における休暇とする。	
2・3　（略）	2・3　（略）
第十八条　（略）	第十八条　（略）
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）	
第十八条の二　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	
2　任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	
（勤務環境の整備に関する措置）	
第十八条の三　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
一　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施	
二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	
三　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を職員の勤務時間、休暇等に関する規則（三重県人事委員会規則一三―一二）第六条の七第一項に規定する時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第九条の二第一項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うも

のに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第二十八条　（略） 2　（略） 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第二十八条　（略） 2　（略） 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十五号

三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例

三重県環境保全基金条例（平成二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（積立て） 第二条　基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、次に掲げる額を積み立てるものとする。	（基金の額及び積立て） 第二条　基金の額は、四億円とする。 2　基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、次に掲げる額を積み立てるものとし、当該積立てが行われた場合の基金の額は、積立て相当額が増加するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（運用益金の処理及び使途） 第四条　基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、第二条第一号及び第二号に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。	（運用益金の処理及び使途） 第四条　基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。ただし、第二条第二項第一号及び第二号に規定する額の運用から生じる収益は、この基金に編入するものとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
（処分） 第五条　基金は、前条に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。この場合において、第二条の規定により積み立てられた同条第一号に規定する額及びその運用から生じる収益として基金に編入された額に相当する額は前条第五号に規定する事業に要する経費の財源に、第二条の規定により積み立てられた同条第二号に規定する額及びその運用から生じ	（処分） 第五条　基金は、前条に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。この場合において、第二条第二項の規定により積み立てられた同項第一号に規定する額及びその運用から生じる収益として基金に編入された額に相当する額は前条第五号に規定する事業に要する経費の財源に、同項の規定により積み立てられた同項第二号に規定する額及びその運用から

る収益として基金に編入された額に相当する額は前条第六号に規定する事業に要する経費の財源に充てるものとする。	生じる収益として基金に編入された額に相当する額は同条第六号に規定する事業に要する経費の財源に充てるものとする。
附　則	附　則
1　（略）	1　（略）
2　基金には、当分の間、予算の定めるところにより、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部の額を積み立てることができるものとする。	2　基金には、当分の間、予算の定めるところにより、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部の額を積み立てることができるものとし、当該積立てが行われた場合の基金の額は、積立て相当額が増加するものとする。
3・4　（略）	3・4　（略）
5　附則第二項に規定する繰り入れた額の一部の額に相当する額については第二条の規定により積み立てられた同条第一号に規定する額に相当する額を財源として、予算の定めるところにより三重県財政調整基金に積み立てることができるものとする。	5　附則第二項に規定する繰り入れた額の一部の額に相当する額については第二条第二項の規定により積み立てられた同項第一号に規定する額に相当する額を財源として、予算の定めるところにより三重県財政調整基金に積み立てることができるものとする。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十六号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

第一条　三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
三十三の一～四十三の四	（略）	（略）	（略）
四十三の四	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第一項の規定に基づく主任介護支援専門員研修事務手数料	主任介護支援専門員研修事務手数料	三万四百円
四十三の五	介護保険法施行令第三十七条の十第一項の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修事務手数料	主任介護支援専門員更新研修事務手数料	二万円

改正後

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
三十三の一～四十三の四	（略）	（略）	（略）
四十三の四	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第一項の規定に基づく主任介護支援専門員研修事務手数料及びこれに準ずるものとして知事が指定する研修の実施	主任介護支援専門員研修事務手数料	四万五千円
四十三の五	介護保険法施行令第三十七条の十第一項の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修事務手数料	主任介護支援専門員更新研修事務手数料	三万円

十三百五	建築士法第二十三条第一項又は第三項の規定に基づく建築士事務所建築士事務所登録手数料	二万三千円	五十四百三	（略）
三百三	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）	五十四百三	（略）
三百三	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）	三万三千円	五十四百三	（略）
十三百五	建築士法第二十三条第一項又は第三項の規定に基づく建築士事務所建築士事務所登録手数料	一万七千円	五十四百三	（略）

十三百五	建築士法第二十三条第一項又は第三項の規定に基づく建築士事務所建築士事務所登録手数料	一万七千円	五十四百三	（略）
三百三	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の規定に基づく宅地建物取引業の免許又は同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）	三万三千円	五十四百三	（略）

別表第二十六（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	指定機関
一～十四　（略）	（略）	（略）
十五　（略）	（略）	（略）
十五の二～三百五十六　（略）	（略）	（略）
三百五十七　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の申請に対する審査	登録申請手数料	法律第二十八条第一項の規定により知事が指定する者
三百五十八　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第二項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の更新の申請に対する審査	登録更新申請手数料	法律第二十八条第一項の規定により知事が指定する者
三百五十九～四百六十三　（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

別表第二十六（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	指定機関
一～十四　（略）	（略）	（略）
十五　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の申請に対する審査	登録申請手数料（一万二千円）	法律第二十八条第一項の規定により知事が指定する者
十六　高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第二項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の更新の申請に対する審査	登録更新申請手数料（一万二千円）	法律第二十八条第一項の規定により知事が指定する者
十七　（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

第二条　三重県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（手数料の名称、金額等）	（手数料の名称、金額等）

第二条　（略）

2　（略）

3　別表第二十六の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
一から三百五十の七の十	（略）	（略）	（略）

第二条　（略）

2　（略）

3　別表第二十九の上欄に掲げる事務について中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関の定めるところにより、当該機関に納付するものとし、納付された手数料は当該機関の収入とする。

別表第一（第二条関係）

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
一から三百五十の七の十	（略）	（略）	（略）
三百五十の十八	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく許可（土石の堆積（同法第二条第四号に規定する土石の堆積をいう。以下この項から第三百五十五の二十一号の二十一の項まで及び別表第二十七において同じ。））	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	別表第二十六に定める金額

		宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条の二十第一項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十九条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査
		手数料	許可申請手数料	金額	別表第二十七に定める工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）に関する手数料
		宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十九条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査
		宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十五条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものを除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十九条第一項又は第三項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査
		手数料	許可申請手数料	金額	別表第二十七に定める工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）に関する手数料

| | | |

二十一の三百五十五

宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定に基づく許可（土石の堆積に係るものに限る。）の申請に対する審査

土石の堆積に関する工事の申請手数料

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が十一万円を超えるときは、十一万円）

イ　土石の堆積に関する工事の設計の変更（ロに規定する変更をする土地の面積が一万円の変更の場合を除く。）　当該変更に係る部分の土地の面積に応じ別表第二十六に規定する額

ロ　イの変更以外の変更　工事の設計の変更に伴い新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ別表第二十六に規定する額

ハ　その他　一万円

| | | |

二十三の二	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第十八号）第八条の書面の交付	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可があったものとみなされた土地の検査（同法第十条第一項又は第三十一条第一項の規定により、同法第十二条第一項又は第三十四条第一項の規定に基づく検査を除く。）の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく検査手数料	四千円
二十三の二	宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく検査の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可をした場合における工事の中間検査手数料	別表第二十一の項に応じ別に定める金額	
二十三の二	宅地造成及び特定盛土等規制法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づく検査の申請に対する審査	宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可をした場合における工事の中間検査手数料	別表第二十一の項に応じ別に定める金額の一万円の変更に対する額その他	

別表第二十七（土石の堆積に関する工事の許

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の金額
五百平方メートル以内のもの	一万九千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三万円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四万円
二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	五万六千円
三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六万九千円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	九万一千円
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	十三万円
二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	二十一万円
四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	三十三万円
七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	四十八万円
十万平方メートルを超えるもの	六十二万円

別表第二十六（宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請手数料）

面積	手数料の額
五百平方メートル以内のもの	一万九千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	三万円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四万円
二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	五万六千円
三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	六万九千円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	九万一千円
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	十三万円
二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	二十一万円
四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	三十三万円
七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	四十八万円
十万平方メートルを超えるもの	六十二万円

別表第二十五（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）　（略）

十四	三百六	十六	三百五	備考
				（略）

別表第二十五（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）　（略）

十四	三百六	十六	三百五	審査の請求に対する料	申請手数面の交付申	備考
				（略）	（略）	（略）

可申請手数料）

土石の堆積をする土地の面積	手数料の金額
五百平方メートル以内のもの	一万五千円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万七千円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万九千円
二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	二万二千円
三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	二万九千円
五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三万二千円
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	三万八千円
二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	五万一千円
四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	六万七千円
七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	九万八千円
十万平方メートルを超えるもの	十一万円

別表第二十八（宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査手数料）

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の金額
五百平方メートル以内のもの	四千四百円
五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	四千五百円
千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	四千七百円
二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの	五千円
三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五千五百円

五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	六千四百円
一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	八千五百円
二万平方メートルを超え四万平方メートル以内のもの	一万二千円
四万平方メートルを超え七万平方メートル以内のもの	一万九千円
七万平方メートルを超え十万平方メートル以内のもの	二万七千円
十万平方メートルを超えるもの	四万五千円

別表第二十九　（略）

別表第二十六　（略）

附　則

この条例のうち、第一条の規定は令和七年四月一日、第二条の規定は同年五月二十六日から施行する。

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十七号

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例（昭和三十三年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第二条関係）

区分	分析等の種類	項目	単位	金額
全般	定性分析	一　蛍光X線分析	一測定につき	四、九三〇円
	定量分析	一　原子吸光分析、プラズマ発光分析又は分析類似これらに分析する分光分析	一成分につき	三、〇六〇
		二　蛍光X線分析	一測定につき	五、〇七〇
		三　イ　線分析	一測定につき	六、五七〇
		ロ　もので分析三成分までの試料について	一測定につき	八、四五〇

改正前

別表第一（第二条関係）

区分	分析等の種類	項目	単位	金額
全般	定性分析	一　蛍光X線分析	一測定につき	四、一四〇円
	定量分析	一　原子吸光分析、プラズマ発光分析又は分析類似これらに分析する分光分析	一成分につき	二、八七〇
		二　蛍光X線分析	一測定につき	三、六一〇
		三　イ　線分析	一測定につき	五、五七〇
		ロ　もので分析三成分までの試料について	一測定につき	七、五四〇

別表第二（第二条関係）

区分	試験等の種類	項目	単位	金額
食品	物性試験	一　破断特性		
		一　試料につき		四、一八〇円
		二　光学顕微鏡組織		
		一　測定につき		二、三八〇
		三　食品の粘度測定		
		一　試料につき		四、三一〇
		四　デンプンの糊化特性		
		一　試料につき		三、五一〇

備考	測定	析・観察領域小分	三　線測定放射率赤外のえる超分き三成
（略）	使用する測定機器をもつて測定するものを要するもの	二　イ　析型ギャネル　Ｘ線分散　観察子顕微鏡　走査電	一　測定につき
		ロ　加工もしない要を	
	一　測定につき	一　箇所につき	二、〇七〇
	一　測定につき	一　測定につき	一、一七〇
	一　測定につき	一　測定につき	二、〇七〇
	三、八〇五	一、五〇五	九、〇五〇

別表第二（第二条関係）

区分	試験等の種類	項目	単位	金額
食品	物性試験	一　破断特性		
		一　試料につき		三、七二〇円
		二　光学顕微鏡組織		
		一　測定につき		二、三七〇
		三　食品の粘度測定		
		一　試料につき		四、〇一〇
		四　デンプンの糊化特性		
		一　試料につき		三、六二〇

備考	測定	析・観察領域小分	三　線測定放射率赤外のえる超分き三成
（略）	使用する測定機器をもつて測定するものを要するもの	二　イ　析型ギャネル　Ｘ線分散　観察子顕微鏡　走査電	一　測定につき
		ロ　加工もしない要を	
	一　測定につき	一　箇所につき	一、四三〇
	一　測定につき	一　測定につき	七、七〇
	二、九〇二	二、三〇	七、七〇

別表第三（第二一条関係）

区分	試験等の種類	項目	単位	金額
器具機械部品、機械材料、金属	試験	強度		
		一　硬さ		
		イ　埋込み又は研磨をしもしくはなめらかにした試験片について五点の平均をもつて測定するもの		
			一、六一〇	円

備考	試験的区分	生物	化学	水質	特性
（略）		火落菌検査	分析	醸造用水	評価
		二、七、一〇	五、六、〇	四、八、五、〇	五、六、二、〇
		二、七、一〇	五、六、〇	四、二、〇	五、八、七、〇

別表第三（第二一条関係）

区分	試験等の種類	項目	単位	金額
器具機械部品、機械材料、金属	試験	強度		
		一　硬さ		
		イ　埋込み又は研磨をしもしくはなめらかにした試験片について五点の平均をもつて測定するもの		
			一、六一〇	円

備考	試験的区分	生物	化学	水質	特性
（略）		火落菌検査	分析	醸造用水	評価
		二、七、一〇	五、六、〇	四、二、〇	五、八、七、〇
		二、七、一〇	五、六、〇	四、二、〇	五、八、七、〇

器具及び電気

四　イ　ものさし又はノギスを用いて測定するもの

試料	測定位置	実物強度試験	三　折曲げ、引張り、抗衝撃又は耐力試験	ロ　もやすり掛け又は研磨をするもの
試料につき一の項の表の三の項目	試料につき一の項の表の四の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の五の項目
〇	九、一	〇	六、一	〇

ロ　もやすり掛け又は研磨をするもの

試料	測定位置	実物強度試験	三　折曲げ、引張り、抗衝撃又は耐力試験	ロ　もやすり掛け又は研磨をするもの
試料につき一の項の表の五の項目	試料につき一の項の表の四の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の五の項目
〇	九、一	〇	六、一	〇

器具及び電気

四　イ　ものさし又はノギスを用いて測定するもの

試料	測定位置	実物強度試験	三　折曲げ、引張り、抗衝撃又は耐力試験	ロ　もやすり掛け又は研磨をするもの
試料につき一の項の表の五の項目	試料につき一の項の表の四の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の五の項目
〇	九、一	〇	六、一	〇

ロ　もやすり掛け又は研磨をするもの

試料	測定位置	実物強度試験	三　折曲げ、引張り、抗衝撃又は耐力試験	ロ　もやすり掛け又は研磨をするもの
試料につき一の項の表の五の項目	試料につき一の項の表の四の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の二の項目	試料につき一の項の表の五の項目
〇	九、一	〇	六、一	〇

| 試験組織 | 測定精密 | 破壊試験非 | | |

試験性能	試験測定	変位
三　電池燃料電圧電流特性	二　電極式）回転試験（触媒燃料電池	ひずみゲージ単軸ロゼット多軸
一につき一試料	五までのもの	一につき一測定
一の測定につき一試料	一につき一試料	一につき測定
八、四、九、〇	一、〇、九	四、九、八、六、一、六、〇
一の測定につき一試料	一につき一試料	一につき測定
るも超えのを超え定料に一〇、四、七円加えたを七つ測え定き料に一〇、四、七円加えたを七つ測え定き料に一〇、四、七円加えたを七つ測え定き

試験環境電磁

一　イミュニティ試験

イ　放射

ロ　試験場

一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
十三	十三
十四	十四
十五	十五
十六	十六
十七	十七
十八	十八
十九	十九
二十	二十
二十一	二十一
二十二	二十二
二十三	二十三
二十四	二十四
二十五	二十五
二十六	二十六
二十七	二十七
二十八	二十八
二十九	二十九
三十	三十
三十一	三十一
三十二	三十二
三十三	三十三
三十四	三十四
三十五	三十五
三十六	三十六
三十七	三十七
三十八	三十八
三十九	三十九
四十	四十
四十一	四十一
四十二	四十二
四十三	四十三
四十四	四十四
四十五	四十五
四十六	四十六
四十七	四十七
四十八	四十八
四十九	四十九
五十	五十
五十一	五十一
五十二	五十二
五十三	五十三
五十四	五十四
五十五	五十五
五十六	五十六
五十七	五十七
五十八	五十八
五十九	五十九
六十	六十
六十一	六十一
六十二	六十二
六十三	六十三
六十四	六十四
六十五	六十五
六十六	六十六
六十七	六十七
六十八	六十八
六十九	六十九
七十	七十
七十一	七十一
七十二	七十二
七十三	七十三
七十四	七十四
七十五	七十五
七十六	七十六
七十七	七十七
七十八	七十八
七十九	七十九
八十	八十
八十一	八十一
八十二	八十二
八十三	八十三
八十四	八十四
八十五	八十五
八十六	八十六
八十七	八十七
八十八	八十八
八十九	八十九
九十	九十
九十一	九十一
九十二	九十二
九十三	九十三
九十四	九十四
九十五	九十五
九十六	九十六
九十七	九十七
九十八	九十八
九十九	九十九
百	百

ハ　電力雑音試験

一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
十三	十三
十四	十四
十五	十五
十六	十六
十七	十七
十八	十八
十九	十九
二十	二十
二十一	二十一
二十二	二十二
二十三	二十三
二十四	二十四
二十五	二十五
二十六	二十六
二十七	二十七
二十八	二十八
二十九	二十九
三十	三十
三十一	三十一
三十二	三十二
三十三	三十三
三十四	三十四
三十五	三十五
三十六	三十六
三十七	三十七
三十八	三十八
三十九	三十九
四十	四十
四十一	四十一
四十二	四十二
四十三	四十三
四十四	四十四
四十五	四十五
四十六	四十六
四十七	四十七
四十八	四十八
四十九	四十九
五十	五十
五十一	五十一
五十二	五十二
五十三	五十三
五十四	五十四
五十五	五十五
五十六	五十六
五十七	五十七
五十八	五十八
五十九	五十九
六十	六十
六十一	六十一
六十二	六十二
六十三	六十三
六十四	六十四
六十五	六十五
六十六	六十六
六十七	六十七
六十八	六十八
六十九	六十九
七十	七十
七十一	七十一
七十二	七十二
七十三	七十三
七十四	七十四
七十五	七十五
七十六	七十六
七十七	七十七
七十八	七十八
七十九	七十九
八十	八十
八十一	八十一
八十二	八十二
八十三	八十三
八十四	八十四
八十五	八十五
八十六	八十六
八十七	八十七
八十八	八十八
八十九	八十九
九十	九十
九十一	九十一
九十二	九十二
九十三	九十三
九十四	九十四
九十五	九十五
九十六	九十六
九十七	九十七
九十八	九十八
九十九	九十九
百	百

ロ　試験場端子雑音試験

一	一
二	二
三	三
四	四
五	五
六	六
七	七
八	八
九	九
十	十
十一	十一
十二	十二
十三	十三
十四	十四
十五	十五
十六	十六
十七	十七
十八	十八
十九	十九
二十	二十
二十一	二十一
二十二	二十二
二十三	二十三
二十四	二十四
二十五	二十五
二十六	二十六
二十七	二十七
二十八	二十八
二十九	二十九
三十	三十
三十一	三十一
三十二	三十二
三十三	三十三
三十四	三十四
三十五	三十五
三十六	三十六
三十七	三十七
三十八	三十八
三十九	三十九
四十	四十
四十一	四十一
四十二	四十二
四十三	四十三
四十四	四十四
四十五	四十五
四十六	四十六
四十七	四十七
四十八	四十八
四十九	四十九
五十	五十
五十一	五十一
五十二	五十二
五十三	五十三
五十四	五十四
五十五	五十五
五十六	五十六
五十七	五十七
五十八	五十八
五十九	五十九
六十	六十
六十一	六十一
六十二	六十二
六十三	六十三
六十四	六十四
六十五	六十五
六十六	六十六
六十七	六十七
六十八	六十八
六十九	六十九
七十	七十
七十一	七十一
七十二	七十二
七十三	七十三
七十四	七十四
七十五	七十五
七十六	七十六
七十七	七十七
七十八	七十八
七十九	七十九
八十	八十
八十一	八十一
八十二	八十二
八十三	八十三
八十四	八十四
八十五	八十五
八十六	八十六
八十七	八十七
八十八	八十八
八十九	八十九
九十	九十
九十一	九十一
九十二	九十二
九十三	九十三
九十四	九十四
九十五	九十五
九十六	九十六
九十七	九十七
九十八	九十八
九十九	九十九
百	百

ニ

| | | |

別表第四（第二条関係）

区分	試験の種類	項目	単位	金額
くず除品トリンチ製窯及材料業 ンダを製レクコ品業び料 試験物理	一 イ　気孔密度・吸水率 二　曲げ圧縮、見掛密度（かさ密度又は真密度）を含む。）又は測定方法 ロ　度ツプ	一に つき項目	二、三、八 〇	円
四 イ　粒度ふるい分け 三　摩耗、亀裂 一に つき項目	一に つき項目	三、二、七 〇	四、〇、二	
四 イ　粒度ふるい分け 三　摩耗、亀裂 一に つき項目	一に つき項目	四、〇、三 〇	三、一、二	

備考	試験の種類	項目	単位	金額
（略）	試験物理	一に つき項目	四、三、一 〇	円

別表第四（第二条関係）

区分	試験の種類	項目	単位	金額
くず除品トリンチ製窯及材料業 ンダを製レクコ品業び料 試験物理	一 イ　気孔密度・吸水率 二　曲げ圧縮、見掛密度（かさ密度又は真密度）を含む。）又は測定方法 ロ　度ツプ	一に つき項目	二、三、八 〇	円
四 イ　粒度ふるい分け 三　摩耗、亀裂 一に つき項目	一に つき項目	四、〇、三 〇	三、一、二	
四 イ　粒度ふるい分け 三　摩耗、亀裂 一に つき項目	一に つき項目	四、〇、三 〇	三、一、二	

備考	試験の種類	項目	単位	金額
（略）	試験物理	一に つき項目	四、三、一 〇	円

試験	焼成	イ　焼成ガスの上ト方〇・一メートル以下も未満のすき間に積めた容積が内容積の五パーセント以上となる使用試験	焼成	熱的試験	ロ　法　粒度測定法　自動測定　分けにつき
イ　焼成ガスの上ト方〇・一メートル以下も未満のすき間に積めた容積が内容積の五パーセント以上となる使用試験	一　焼成電気炉	一　焼成電気炉に一つき一項目	一　焼成電気炉に一つき一項目	一　熱膨張に一つき一項目	一　熱膨張に一つき一項目
一　焼成に一つき八、八、九	五、四、六	四　熱分析に一つき五、三、七	四　熱分析に一つき六、九、八	二　凍害試験（粘土がわら）に一つき一、八、八	二　凍害試験（粘土がわら）に一つき七、四、〇
二、三、四、五　〇	〇	一、二、三、四、五、六　〇	〇	一、二、三、四、五、六　〇	〇

試験	焼成	イ　焼成ガスの上ト方〇・一メートル以下も未満のすき間に積めた容積が内容積の五パーセント以上となる使用試験	焼成	熱的試験	ロ　法　粒度測定法　自動測定　分けにつき
イ　焼成ガスの上ト方〇・一メートル以下も未満のすき間に積めた容積が内容積の五パーセント以上となる使用試験	一　焼成電気炉に一つき一項目	一　焼成電気炉に一つき一項目	一　焼成電気炉に一つき一項目	一　熱膨張に一つき一項目	一　熱膨張に一つき一項目
一　焼成に一つき六、三、九	四、五、〇	四　熱分析に一つき五、三、七	四　熱分析に一つき一、八、八	二　凍害試験（粘土がわら）に一つき一、五、五	二　凍害試験（粘土がわら）に一つき一、五、〇
一、二　〇	〇	一、二、三、四、五、六　〇	〇	一、二、三、四、五、六　〇	〇

別表第五（第二条関係）

及び材料試験	区分	試験等の種類	項目	単位	金額
一　材料強度試験					
つき一体に					六、〇五二円

備考
（略）

	試験	項目	単位	金額
	溶出試験	耐酸試験		
		イ　ザインデントプローブ平面圧子による方法		
		ロ　イ　ザインデントプローブ平面圧子による方法以外の方法		
		ハ　ザイン商業デプス計による方法		
		ニ　ロ　立体メルトインデックス計による方法		
		ホ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ヘ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ト　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		チ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		リ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ヌ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ル　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ヲ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ワ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		カ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ヨ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		タ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		レ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ソ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ツ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ネ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ナ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ラ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ム　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ウ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ノ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		オ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ク　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ヤ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		マ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ケ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		フ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		コ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		エ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		テ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ア　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		サ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		キ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ユ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		メ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ミ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		シ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ヱ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ヒ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		モ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		セ　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ス　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
		ン　ロ　立体メルトインデックス計による方法以外の方法		
	溶出試験	耐酸試験		
		一　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		二　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		三　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		四　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		五　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		六　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		七　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		八　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		九　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇
		〇　つき一つ案に		一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇

別表第六（第二二条関係）

製品	区分	試験等の種類	項目	単位	金額
トリクロロエチレン	物理試験	実物	イ　ラキシロムが三重量の上のもの	一項につき	一、七八〇円
			ロ　ラキシロムが三重量の上のもの以外のもの	一項につき	一、四七〇円
コンクリート	物理試験	実物	イ　ラキシロムが三重量の上のもの	一項につき	二、八九〇円
			ロ　ラキシロムが三重量の上のもの以外のもの	一項につき	二、一四〇円

備考　（略）

別表第六（第二二条関係）

製品	区分	試験等の種類	項目	単位	金額
木材	性能試験	含水率測定	十本につき	一体に	七、六〇〇円
		断面試験	三　木質パネルせんにつき	一体に	一九、四〇〇円
			四　実大材の試験につき	一体に	一三、六〇〇円

備考　（略）

別表第七（第二二条関係）

区分	項目	単位	金額
本報告書の副本	一　和文	一通につき	三二〇円
二　（略）	（略）	（略）	（略）

別表第八（第二二条関係）

区分	項目	単位	金額
試料調製	定量分析	一試料につき	二、二四〇円

別表第六（第二二条関係）

製品	区分	試験等の種類	項目	単位	金額
トリクロロエチレン	物理試験	実物	イ　ラキシロムが三重量の上のもの	一項につき	二、八九〇円
			ロ　ラキシロムが三重量の上のもの以外のもの	一項につき	四、二一〇円
コンクリート	物理試験	実物	イ　ラキシロムが三重量の上のもの	一項につき	八、〇七〇円
			ロ　ラキシロムが三重量の上のもの以外のもの	一項につき	一一、四〇円

備考　（略）

別表第六（第二二条関係）

製品	区分	試験等の種類	項目	単位	金額
木材	性能試験	含水率測定	十本につき	一体に	九、二二〇円
		断面試験	三　木質パネルせんにつき	一体に	二二、七二〇円
			四　実大材の試験につき	一体に	一六、九二〇円

備考　（略）

別表第七（第二二条関係）

区分	項目	単位	金額
本報告書の副本	一　和文	一通につき	三八〇円
二　（略）	（略）	（略）	（略）

別表第八（第二二条関係）

区分	項目	単位	金額
試料調製	定量分析	一試料につき	二、五九〇円

附　則

１　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

２　この条例の施行の日前にあった試験等の依頼に係る手数料の額については、なお従前の例による。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十八号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（環境性能割の減免） 第百三十七条の三　（略） 2　前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第百三十四条第一項に規定する申告書を提出するときまでに、次に掲げる事項（前項第一号及び第三号に該当するものにあつては、第二号から第五号までを除く。）を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前項第二号に該当する自動車を取得した者は、規則で定める書類及び運転免許証その他の第五号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。 一～四　（略） 五　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限又は免許情報記録（道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。第百三十七条の十三第二項第四号において同じ。）の番号及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件 六～九　（略） 第百三十七条の十三　（略） 2　前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限まで	（環境性能割の減免） 第百三十七条の三　（略） 2　前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第百三十四条第一項に規定する申告書を提出するときまでに、次に掲げる事項（前項第一号及び第三号に該当するものにあつては、第二号から第五号までを除く。）を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前項第二号に該当する自動車を取得した者は、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。 一～四　（略） 五　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件 六～九　（略） 第百三十七条の十三　（略） 2　前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限まで

に、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもつてその税金を払い込むこととされているときに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証その他の第四号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。	に、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては県が発行する証紙をもつてその税金を払い込むこととされているときに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限又は免許情報記録の番号及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件	四　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件
五・六　（略）	五・六　（略）
3　（略）	3　（略）

附　則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第十九号

三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

第一条　三重県身体障害者総合福祉センター条例（昭和六十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（知事による管理） 第十一条　（略） 2　前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表第二に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。 3　第二十条から第二十二条まで及び別表第二の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十条から第二十二条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。 （利用料金の額） 第十八条　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 一～三　（略） 四　総合福祉センターの運動施設を利用しようとする者　別表第二に定める額 （利用料金の収入） 第十九条　（略） 2　前条第四号に規定する利用料金は、指定管理者が別表第二に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、	（知事による管理） 第十一条　（略） 2　前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表第二及び別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。 3　第二十条から第二十二条まで、別表第二及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十条から第二十二条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。 （利用料金の額） 第十八条　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 一～三　（略） 四　総合福祉センターの宿泊施設で宿泊しようとする者　別表第二に定める額 五　総合福祉センターの運動施設を利用しようとする者　別表第三に定める額 （利用料金の収入） 第十九条　（略） 2　前条第四号及び第五号に規定する利用料金は、指定管理者が別表第二及び別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとす

改正後	改正前
指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。	する。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。
別表第二　（略）	別表第三（第十一条、第十八条、第十九条関係） 区分：第二条第三号に規定する診療、処置等を受ける者及びその付添人 利用料金：一泊につき六〇円 別表第三　（略）

第二条　三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（事業） 第二条　総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。 一～四　（略） 五　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定を受けて行う同法第八条第八項に規定する通所リハビリテーションに関する事業 六　（略）	（事業） 第二条　総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。 一～四　（略） 五　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文又は同法第四十六条第一項の指定を受けて行う次の事業 イ　介護保険法第八条第四項の訪問看護に関する事業、同条第五項の訪問リハビリテーションに関する事業、同条第六項の居宅療養管理指導に関する事業及び同条第八項の通所リハビリテーションに関する事業 ロ　介護保険法第八条の二第三項の介護予防訪問看護に関する事業、同条第四項の介護予防訪問リハビリテーションに関する事業、同条第五項の介護予防居宅療養管理指導に関する事業及び同条第六項の介護予防通所リハビリテーションに関する事業 ハ　介護保険法第八条第二十四項の居宅介護支援に関する事業 六　（略）

（利用料金の額） 第十八条　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 一・二　（略） 三　総合福祉センターで第二条第五号に掲げる事業に係る介護サービスの提供を受けた者　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）に基づき算定した額 四　（略）	（利用料金の額） 第十八条　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 一・二　（略） 三　総合福祉センターで第二条第五号に掲げる事業に係る介護サービスの提供を受けた者　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）に基づき算定した額 四　（略）

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十一条、第十八条、第十九条関係）

一　運動場

区分		単位	利用料金						
		利用時	午前七時から午前八時まで	午前八時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後五時から午後六時まで	午前八時三十分から午後五時まで	午後一時から午後六時まで	午前八時三十分から午後六時まで
野球場	一面	一面	六四〇円	一、九〇〇円	二、五三〇円	六四〇円	四、四三〇円	三、一七〇円	五、〇六〇円
テニスコート	ハード	一面	三八〇円	一、二七〇円	一、五二〇円	三八〇円	二、七九〇円	一、九〇〇円	三、一七〇円

二　体育館

区分	利用料金						
	午前八時三十分から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後五時から午後九時まで	午前八時三十分から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前八時三十分から午後九時まで	
施設	一、五二〇円	二、〇三〇円	二、七九〇円	三、五五〇円	四、八一〇円	六、三三〇円	
冷暖房設備	二、五〇〇円（一時間当たり）						

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から

施行する。

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（土砂等の埋立て等の許可） 第九条　土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。 一～六　（略） 七　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事に伴う土砂等の埋立て等 八～十　（略） 十一　次条に規定する土砂等の埋立て等 （土砂等の埋立て等の届出） 第九条の二　次に掲げる土砂等の埋立て等（前条第一号から第十号までに掲げる土砂等の埋立て等を除く。）を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ、第十二条の二第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 一　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等（次号	（土砂等の埋立て等の許可） 第九条　土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。 一～六　（略） 七～九　（略）

及び第三号に掲げるものを除く。）

二　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第五条第一項各号に規定する工事に伴う土砂等の埋立て等

三　四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平地にする土砂等の埋立て

（土地の所有者の同意）

第十条　第九条の許可の申請をしようとする者（第十一条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

2　第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

3　第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

第十条の二　第九条の二の届出をしようとする者（第十一条の二において「届出予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定

（土地の所有者の同意）

第十条　前条の許可の申請をしようとする者（次条において「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第一項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

2　第十五条第一項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

3　第二十五条第一項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

めるところにより、当該届出に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該届出が、第十二条の二第一項の規定によるものである場合にあつては同項第一号から第十号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあつては同項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。	
2　第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。	
3　第二十五条の二第二項の承継の届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。	
（周辺地域の住民への周知）	（周辺地域の住民への周知）
第十一条　申請予定者は、当該許可の申請に先立つて、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、第十二条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。	第十一条　申請予定者は、当該許可の申請に先立つて、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、次条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。
2～4　（略）	2～4　（略）
第十一条の二　届出予定者は、当該届出に先立つて、規則で定めるところにより、埋立	

て等区域の周辺地域の住民に対し、第十二条の二第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、届出予定者は、その責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、届出書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該届出書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。	
2　説明会に係る届出の内容について、生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日から届出の日までの間に、当該届出予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。	
3　届出予定者は、第一項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。	
4　前三項の規定は、第十五条の二第一項の変更の届出をしようとする者について準用する。	
（申請等の手続）	（許可の申請の手続）
第十二条　第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	第十二条　第九条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	一　氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
二～十二　（略）	二～十二　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、第十一条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等	3　前二項の申請書には、第十条第一項の同意を得たことを証する書面、前条第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域

区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。	及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
4　（略）	4　（略）
第十二条の二　第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。	
一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
二　土砂等の埋立て等の目的	
三　埋立て等区域の位置及び規模	
四　管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名	
五　土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
六　埋立て等に使用される土砂等の量	
七　土砂等の埋立て等の期間	
八　埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画	
九　埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置	
十　土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	
十一　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
2　前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、第九条の二の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。	
一　前項（第六号を除く。）に掲げる事項	
二　年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量	
三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項	

3　前二項の届出書には、第十条の二第一項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第二項の意見書、同条第三項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4　知事は、第九条の二の届出を受けたときは、当該土砂等の埋立て等区域を管轄する市町長へ第一項又は第二項に掲げる事項を通知するものとする。

（許可の基準等）

第十四条　（略）

2　第九条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第五号及び第六号の規定は、適用しない。

3　（略）

（変更の許可等）

第十五条　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可（以下この条及び次条において「変更許可」という。）を受けなければならない。

2　変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）

二・三　（略）

3～5　（略）

（許可の基準等）

第十四条　（略）

2　第九条の許可の申請が、法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第五号及び第六号の規定は、適用しない。

3　（略）

（変更の許可等）

第十五条　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、知事の許可（以下この条及び第十六条において「変更許可」という。）を受けなければならない。

2　変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二・三　（略）

3～5　（略）

第十五条の二　第九条の二の届出をした者は、当該届出に係る第十二条の二第一項各

号又は第二項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。	
2　前項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。 一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 二　変更の内容及びその理由 三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
3　前項の届出書には、第十条の二第二項の同意を得たことを証する書面、第十一条の二第四項において準用する同条第二項の意見書及び同条第三項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。	
4　第九条の二の届出をした者は、第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で知事に届け出なければならない。	
（土地の所有者への通知） 第十六条　第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項を、同条第二項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項を書面で通知しなければならない。	（土地の所有者への通知） 第十六条　第九条の許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第十条第一項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第十一号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を、同条第二項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第一号から第四号までに掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）を書面で通知しなければならない。
2　前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第二項の規	2　前項の場合において、第九条の許可を受けた者は、当該許可に第十四条第三項の規

定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。	定により条件が付された場合にあっては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第十条第一項の同意をした土地の所有者に通知しなければならない。
3　変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る第十五条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに当該変更許可に第十五条第四項において準用する第十四条第二項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。	3　変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第十条第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第二項第一号及び第二号に掲げる事項（同項第一号の生年月日を除く。）並びに当該変更許可に前条第四項において準用する第十四条第三項の規定により条件が付された場合にあっては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。
4　第九条の許可を受けた者は、第十五条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。	4　第九条の許可を受けた者は、前条第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。
第十六条の二　第九条の二の届出をした者は、当該届出をした日後遅滞なく、第十条の二第一項の同意をした土地の所有者に、当該届出に係る第十二条の二第一項第一号から第十号までに掲げる事項を、書面で通知しなければならない。	
2　第十五条の二第一項の変更の届出をした者は、当該変更の届出をした日後遅滞なく、第十条の二第二項の同意をした土地の所有者に、当該変更の届出に係る第十五条の二第二項第一号及び第二号に掲げる事項を、書面で通知しなければならない。	
3　第九条の二の届出をした者は、第十五条の二第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。	
（土砂等の搬入の報告）	（土砂等の搬入の報告）
第十八条　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可又は	第十八条　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入

届出に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

2　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。

（土砂等管理台帳の作成）

第十九条　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

（土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告）

第二十条　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可又は届出に係る埋立て等に使用した土砂等の量（当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合又は当該届出が第十二条の二第二項の規定によるものである場合にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量）を知事に報告しなければならない。

（水質調査等）

第二十一条　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可又は届出に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。た

しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

2　第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。

（土砂等管理台帳の作成）

第十九条　第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

（土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告）

第二十条　第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量（当該許可の申請が第十二条第二項の規定によるものである場合にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量）を知事に報告しなければならない。

（水質調査等）

第二十一条　第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が

だし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。	認めるときは、この限りでない。
2　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可若しくは届出に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。	2　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと知事が認めるときは、この限りでない。
3　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可若しくは届出に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という。）に適合していないこと、又は当該許可若しくは届出に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。	3　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第二十六条第五項において「水質基準」という。）に適合していないこと、又は当該許可に係る土砂等が土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。
（標識の掲示等） 第二十二条　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可又は届出に係る埋立て等区域であって公衆の見やすい場所に、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	（標識の掲示等） 第二十二条　第九条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域であって公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
2　（略） （関係書類の閲覧等）	2　（略） （関係書類の閲覧等）

第二十三条　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等が施工されている間、当該許可に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過するまで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。

3　知事は、第九条の許可の申請があったときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。

（土砂等の埋立て等の完了等の届出等）

第二十四条　（略）

2　知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、

第二十三条　第九条の許可を受けた者又は第九条の二の届出をした者は、当該許可又は届出に係る埋立て等が施工されている間、当該許可又は届出に係る埋立て等に関してこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を管理事務所に備え置き、当該許可又は届出に係る埋立て等に関し土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2　第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等について、次条第二項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過するまで、第九条の二の届出をした者は、当該届出に係る埋立て等について、次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）をした日から五年を経過するまで、この条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第十九条の土砂等管理台帳を保存しなければならない。

3　知事は、第九条の許可の申請又は第九条の二の届出があったときは、遅滞なく、次条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）又は次条第四項において準用する同条第一項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。

（土砂等の埋立て等の完了等の届出等）

第二十四条　（略）

2　知事は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、

当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。	当該届出に係る土砂等の埋立て等が第十四条第一項第五号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項（第十五条第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
3　（略）	3　（略）
4　第一項の規定は、第九条の二の届出をした者について準用する。	
（地位の承継）	（地位の承継）
第二十五条　（略）	第二十五条　（略）
2　前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	2　前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
一　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	一　氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
二・三　（略）	二・三　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）
第二十五条の二　第九条の二の届出をした者の相続人その他の一般承継人又は同条の届出をした者から当該届出に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該届出に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、当該届出をした者が有していた同条の届出に基づく地位を承継する。	
2　前項の地位を承継した者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。	
一　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
二　第九条の二の届出をした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
三　前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項	
3　前項の届出書には、第十条の二第三項の	

同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4　相続人が被相続人の死亡後九十日以内に第二項の届出をした場合においては、被相続人の死亡の日からその届出をするまでは、被相続人がした第九条の二の届出は、その相続人がしたものとみなす。

（命令）

第二十六条　（略）

2　（略）

3　知事は、第二十四条第三項又は第二十七条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4・5　（略）

第二十六条の二　知事は、第九条の二又は第十五条の二第一項の規定に違反して届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

2　知事は、第九条の二の届出に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないこと又は埋立て等区域内の土壌が土砂基準に適合しないことを確認したときは、当該届出をした者に対し、その原因の調査その他当該届出に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

（命令）

第二十六条　（略）

2　（略）

3　知事は、第二十四条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4・5　（略）

（許可の取消し等）

第二十七条　知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するとき若しくは第九条の二の届出をした者が次の各号（第一号、第三号から第八号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	第二十七条　知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第一号、第五号から第七号まで及び第十号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。
一　（略）	一　（略）
二　偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をしたとき。	二　偽りその他不正の手段により第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。
三～七　（略）	三～七　（略）
八　第十四条第二項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。	八　第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
九　（略）	九　（略）
十　第二十六条及びこの項の規定による命令に違反したとき。	十　前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。
2　（略）	2　（略）
（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）	（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）
第二十八条　第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。	第二十八条　第十条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。
2　第十条又は第十条の二の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可若しくは第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号	2　第十条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第九条の許可又は第十五条第一項の変更許可の内容（第十条の同意をした場合におけるものに限る。次条第一項第一号において同じ。）と

において同じ。）又は第九条の二の届出若しくは第十五条の二第一項の変更の届出の内容（第十条の二の同意をした場合において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。	明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
第二十九条　（略）	第二十九条　（略）
第二十九条の二　知事は、第二十六条の二の規定により、必要な措置を講ずべきことを命じたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十条の二の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。 一　第二十八条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の二の届出又は第十五条の二第一項の変更の届出の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者 二　第二十八条第二項の規定による報告を怠った者 2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。	
（土砂等搬入禁止区域の指定） 第三十条　知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継	（土砂等搬入禁止区域の指定） 第三十条　知事は、埋立て等区域（三千平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継

続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法第十条第一項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条第一項の規定により指定された特定盛土等規制区域で行う土砂等の埋立て等については、この限りでない。	続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、六月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。
2～7　（略）	2～7　（略）
（公表）	（公表）
第三十四条　知事は、第二十六条、第二十六条の二又は第二十七条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。	第三十四条　知事は、第二十六条又は第二十七条第一項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。
2　（略）	2　（略）
（罰則）	（罰則）
第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	第三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一　（略）	一　（略）
二　第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者	二　第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者
三　偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若し	三　偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は

くは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者	第二十五条第一項の承認を受けた者
四　第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者	四　第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者
第四十条　第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	第四十条　第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第四十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一　第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者	第四十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一　第二十九条第二項の規定による命令に違反した者
二　（略）	二　（略）
第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第四十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一　第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　（略）	二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に第九条の許可を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可に係る期間が満了する日までの間は、なお従前の例による。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

3　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和六年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第三十九条の改正規定中

「

二　第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行ったとき。	二　第九条、第十五条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可、又は第二十五条第一項の承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者
三　偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき。	三　偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けた者
四　第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反したとき。	四　第二十六条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者

を

「

二　第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行ったとき。	二　第九条、第九条の二、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第二十五条第一項又は第二十五条の二第二項の規定に違反して、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けず、又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をせずに土砂等の埋立て等を行った者
三　偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けたとき又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をしたとき。	三　偽りその他不正の手段により、第九条の許可、第十五条第一項の変更許可若しくは第二十五条第一項の承認を受けた者又は第九条の二の届出、第十五条の二第一項の変更の届出若しくは第二十五条の二第二項の承継の届出をした者
四　第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反したとき。	四　第二十六条第一項から第四項まで又は第二十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

」

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十条の改正規定中

「

第四十条　第二十六条第五項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をし	第四十条　第二十六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は

た者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	百万円以下の罰金に処する。

を

第四十条　第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	第四十条　第二十六条第五項又は第二十六条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十一条の改正規定中

一　第二十九条第二項の規定による命令に違反したとき。	一　第二十九条第二項の規定による命令に違反した者

を

一　第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反したとき。	一　第二十九条第二項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者

に改める。

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

一　第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	一　第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

を

一　第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	一　第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に改める。

水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十一号

水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例等の一部を改正する条例

（水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第一条　水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（布設工事監督者の資格） 第三条　法第三十一条において準用する法第十二条第二項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二　学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（布設工事監督者の資格） 第三条　法第三十一条において準用する法第十二条第二項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） 二　学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、四年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

三　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	三　学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
四　短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	四　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
五　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	五　十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
六　高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	
七　十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実	

八　第一号又は第二号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の卒業者にあっては二年以上、第二号の卒業者にあっては三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第一号の卒業者にあっては一年以上、第二号の卒業者にあっては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	六　第一号又は第二号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号の卒業者にあっては一年以上、第二号の卒業者にあっては二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
九　外国の学校において、第一号から第六号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	七　外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
十　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	八　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
十一　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び	九　規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）	
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）
第四条　法第三十一条及び法第三十四条において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	第四条　法第三十一条及び法第三十四条において準用する法第十九条第三項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
一　前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については、修了した後）、同条第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については三年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	一　前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者
二　前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については、修了した後）、同条第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	二　前条第一号、第三号又は第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
三　（略）	三　（略）
四　前条第一号、第三号又は第五号に規定	四　前条第一号、第三号及び第四号に規定

する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については七年以上、同条第五号に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第一号に規定する学校の卒業者については五年以上、同条第三号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年以上、同条第四号に規定する学校の卒業者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
五　外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	五　外国の学校において、第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
六　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	六　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
七　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	七　規則で定めるところにより、第二号から前号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者
八　建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に	

改正後	改正前
2　一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」と、「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」と、同項第四号中「五年以上」とあるのは「二年六月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六月以上」と、同項第五号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の二分の一以上」と、同項第七号中「一年以上」とあるのは「六月以上」と、同項第八号中「三年以上」とあるのは「一年六月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	2　一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」と、同項第四号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、「九年以上」とあるのは「四年六箇月以上」と、同項第五号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の二分の一以上」と、それぞれ読み替えるものとする。

（水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（令和二年三重県条例第二十四号）を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 1　（略） 2　この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、第三条第十号及び第四条第七号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	附　則 1　（略） 2　この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第三条第八号の適用については、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水

に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。	道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例第四条第六号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十二号

三重県青少年健全育成条例及び差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部を改正する条例

（三重県青少年健全育成条例の一部改正）

第一条　三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（インターネット利用環境の整備） 第十八条の六　（略） 2　（略） 3　端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングソフトウェアに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。	（インターネット利用環境の整備） 第十八条の六　（略） 2　（略） 3　端末設備の販売、頒布又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングソフトウェアに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

（差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例の一部改正）

第二条　差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（令和四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特定電気通信役務提供者の責務） 第八条　特定電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次	（特定電気通信役務提供者の責務） 第八条　特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次

項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。	項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。
2　特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。	2　特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

三重県飲酒運転〇ゼロをめざす条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十三号

三重県飲酒運転〇ゼロをめざす条例の一部を改正する条例

三重県飲酒運転〇ゼロをめざす条例（平成二十五年三重県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（受診義務） 第九条　県内外において道路交通法第百十七条の二第一項第一号又は同法第百十七条の二の二第一項第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。 2～7　（略）	（受診義務） 第九条　県内外において道路交通法第百十七条の二第一号又は同法第百十七条の二の二第三号の違反行為をした県民（以下この条において「飲酒運転違反者」という。）は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し、当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。 2～7　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十四号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（県立学校職員の定数） 第三条　県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一　中学校 校長、教員及び養護教員　一五人 事務職員　一人 計　一六人 二　高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、八〇六人 事務職員及び技術職員　二四九人 その他の職員　五六人 計　三、一一一人 三　特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員　一、二二七人 栄養教諭及び学校栄養職員　一四人 事務職員　七一人 その他の職員　三人 計　一、三一五人 （市町立学校職員の定数） 第四条　市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員　五、八八二人 養護教員　三四六人 栄養教諭及び学校栄養職員　一〇五人	（県立学校職員の定数） 第三条　県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一　高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、八四六人 事務職員及び技術職員　二四九人 その他の職員　五六人 計　三、一五一人 二　特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員　一、二〇四人 栄養教諭及び学校栄養職員　一四人 事務職員　七三人 その他の職員　三人 計　一、二九四人 （市町立学校職員の定数） 第四条　市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員　五、八九七人 養護教員　三五〇人 栄養教諭及び学校栄養職員　一〇五人

事務職員　三六五人	事務職員　三六五人
計　六、六九八人	計　六、七一七人
二　中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	二　中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
校長及び教員　三、三四五人	校長及び教員　三、三四〇人
養護教員　一五一人	養護教員　一五〇人
栄養教諭及び学校栄養職員　三四人	栄養教諭及び学校栄養職員　三四人
事務職員　一七七人	事務職員　一七六人
計　三、七〇七人	計　三、七〇〇人

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十五号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第十五条　（略） 2　（略） 3　扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万九百円とする。 4～8　（略） （期末手当） 第二十三条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四　（略） 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」とする。 4～6　（略） （勤勉手当）	（扶養手当） 第十五条　（略） 2　（略） 3　扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。 4～8　（略） （期末手当） 第二十三条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一～四　（略） 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。 4～6　（略） （勤勉手当）

第二十四条　（略）	第二十四条　（略）
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
一　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額	一　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額
二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十八・七五、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額	二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五を乗じて得た額の総額
3～5　（略）	3～5　（略）

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第９条関係）

高　等　学　校　等　教　育　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	248,600	301,000	357,400	426,700
	2	202,500	250,200	302,800	358,800	428,500
	3	204,900	251,700	304,600	360,200	430,300
	4	207,100	253,200	306,400	361,600	431,900
	5	209,400	254,700	308,200	363,000	433,400
	6	211,800	256,000	310,000	364,300	434,900
	7	214,100	257,200	311,800	365,600	436,700
	8	216,400	258,400	313,500	366,900	438,500
	9	218,700	259,800	315,200	368,100	440,200
	10	221,100	261,000	317,000	369,600	442,000
	11	223,400	262,300	318,800	371,100	443,900
	12	225,700	263,600	320,600	372,500	445,700
	13	228,100	264,900	322,500	373,800	447,400
	14	230,300	266,800	324,300	375,300	449,300
	15	232,500	268,600	326,100	376,800	451,100
	16	234,700	270,400	327,800	378,200	453,000
	17	236,900	272,100	329,400	379,600	454,700
	18	238,800	274,300	331,300	381,100	456,500
	19	240,600	276,500	333,200	382,500	458,300
	20	242,400	278,700	335,100	383,900	460,100
	21	244,200	280,900	336,900	385,300	461,700
	22	245,600	283,100	338,900	386,800	463,400
	23	247,000	285,300	340,700	388,300	465,300
	24	248,400	287,400	342,500	389,700	467,000
	25	249,700	289,400	344,200	391,000	468,700
	26	251,000	291,300	345,900	392,500	470,300
	27	252,200	293,200	347,500	394,000	471,800
	28	253,400	295,000	349,100	395,500	473,300
	29	254,500	296,800	350,700	396,900	474,800
	30	255,700	298,700	352,000	398,400	476,100
	31	256,900	300,500	353,200	399,900	477,400
	32	258,100	302,200	354,400	401,400	478,700
	33	259,200	303,900	355,700	402,800	479,900
	34	260,500	305,700	357,300	404,400	480,600
	35	261,800	307,400	358,900	406,000	481,300
	36	263,100	309,000	360,400	407,500	482,000
	37	264,500	310,600	361,900	408,700	482,600
	38	265,900	312,300	363,500	410,100	483,300
	39	267,200	314,100	365,100	411,500	484,000
	40	268,500	315,800	366,600	412,800	484,700

	41	269,800	317,100	368,100	414,400	485,300
	42	270,800	319,000	369,700	415,800	486,000
	43	271,800	320,800	371,300	417,100	486,700
	44	272,700	322,500	372,800	418,500	487,400
	45	273,400	324,200	374,300	419,900	488,000
	46	274,200	326,100	375,900	421,200	
	47	275,000	327,800	377,500	422,700	
	48	275,800	329,500	379,000	424,200	
	49	276,600	331,200	380,500	425,800	
	50	277,400	333,000	382,000	427,200	
	51	278,100	334,800	383,500	428,800	
	52	278,900	336,500	384,900	430,300	
	53	279,700	338,200	386,300	432,000	
	54	280,500	339,500	387,800	433,500	
	55	281,300	340,800	389,200	435,100	
	56	282,100	342,100	390,600	436,700	
	57	282,800	343,600	392,100	438,200	
	58	283,400	345,200	393,700	439,700	
	59	284,200	346,700	395,300	440,900	
	60	285,100	348,300	396,700	442,100	
	61	285,900	349,800	397,900	443,300	
	62	286,500	351,400	399,300	444,600	
	63	287,300	353,000	400,700	445,800	
	64	288,000	354,500	402,000	447,000	
	65	289,000	356,000	403,200	448,100	
	66	289,800	357,600	404,400	449,300	
	67	290,600	359,200	405,700	450,500	
	68	291,300	360,700	407,000	451,700	
	69	292,000	362,200	408,300	452,900	
	70	292,800	363,800	409,600	454,100	
	71	293,600	365,400	411,000	455,300	
	72	294,300	366,900	412,200	456,500	
	73	295,000	368,400	413,400	457,600	
	74	295,700	370,000	414,800	458,200	
	75	296,400	371,600	416,200	458,700	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	76	297,000	373,100	417,500	459,200	
	77	297,600	374,600	418,700	459,700	
	78	298,300	376,000	419,900	460,300	
	79	299,000	377,400	421,200	460,800	
	80	299,600	378,700	422,600	461,300	
	81	300,200	380,000	423,900	461,800	
	82	300,900	381,400	425,100	462,400	
	83	301,600	382,800	426,100	462,900	
	84	302,300	384,100	427,300	463,400	

	85	303,000	385,200	428,500	463,900	
	86	303,800	386,600	429,600		
	87	304,500	387,900	430,800		
	88	305,200	389,200	431,800		
	89	305,900	390,400	432,900		
	90	306,800	391,700	433,900		
	91	307,600	392,800	434,900		
	92	308,400	394,000	435,900		
	93	308,900	395,200	436,800		
	94	309,700	396,300	437,600		
	95	310,500	397,500	438,400		
	96	311,300	398,700	439,200		
	97	312,000	400,100	439,900		
	98	312,800	401,100	440,300		
	99	313,600	402,100	440,700		
	100	314,300	403,100	441,100		
	101	315,100	404,000	441,500		
	102	316,000	405,000	441,800		
	103	316,900	406,100	442,100		
	104	317,700	407,200	442,300		
	105	318,300	407,900	442,600		
	106	319,100	408,800	442,900		
	107	319,900	409,700	443,200		
	108	320,700	410,600	443,400		
	109	321,400	411,400	443,600		
	110	321,800	412,200	443,900		
	111	322,200	413,000	444,200		
	112	322,700	413,800	444,400		
	113	323,200	414,400	444,600		
	114	323,600	415,100	444,900		
	115	324,100	415,800	445,200		
	116	324,500	416,500	445,400		
	117	325,000	417,100	445,600		
	118	325,500	417,600			
	119	325,900	418,000			
	120	326,400	418,300			
	121	326,900	418,600			
	122	327,300	418,900			
	123	327,800	419,200			
	124	328,300	419,400			
	125	328,900	419,600			
	126	329,200	419,900			
	127	329,500	420,200			
	128	329,800	420,400			

	129	330,000	420,600			
	130	330,300	420,900			
	131	330,600	421,200			
	132	330,800	421,400			
	133	331,000	421,600			
	134	331,200	421,900			
	135	331,400	422,200			
	136	331,700	422,400			
	137	332,000	422,600			
	138	332,200	422,900			
	139	332,500	423,200			
	140	332,800	423,400			
	141	333,000	423,600			
	142	333,200	423,900			
	143	333,500	424,200			
	144	333,700	424,400			
	145	334,000	424,600			
	146	334,200				
	147	334,500				
	148	334,800				
	149	335,000				
	150	335,200				
	151	335,500				
	152	335,800				
	153	336,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		241,300	281,900	311,000	339,400	424,700

備考　(一)　この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

(二)　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第９条関係）

中　学　校　・　小　学　校　教　育　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	221,600	301,000	326,700	416,400
	2	202,500	224,200	302,800	328,800	417,900
	3	204,900	226,700	304,600	330,900	419,400
	4	207,100	229,200	306,400	333,000	420,800
	5	209,400	231,700	308,200	335,000	422,100
	6	211,800	234,200	310,000	337,100	423,500
	7	214,100	236,700	311,800	339,200	424,900
	8	216,400	239,200	313,500	341,300	426,300
	9	218,700	241,700	315,200	343,300	427,700
	10	221,100	243,500	317,000	345,400	429,100
	11	223,400	245,200	318,800	347,500	430,500
	12	225,700	246,900	320,600	349,500	431,800
	13	228,100	248,600	322,500	351,500	433,100
	14	230,300	250,200	324,300	353,000	434,500
	15	232,500	251,700	326,100	354,500	435,900
	16	234,700	253,200	327,800	356,000	437,300
	17	236,900	254,700	329,400	357,400	438,500
	18	238,800	256,000	331,300	358,800	439,800
	19	240,600	257,200	333,200	360,200	441,000
	20	242,400	258,400	335,100	361,600	442,300
	21	244,200	259,800	336,900	363,000	443,400
	22	245,600	261,000	338,900	364,300	444,500
	23	247,000	262,300	340,700	365,600	445,700
	24	248,400	263,600	342,500	366,900	446,900
	25	249,700	264,900	344,200	368,100	448,200
	26	250,900	266,800	345,900	369,400	449,400
	27	252,000	268,600	347,500	370,600	450,400
	28	253,100	270,400	349,100	371,800	451,500
	29	254,300	272,100	350,700	373,000	452,700
	30	255,600	274,300	352,000	374,200	453,500
	31	256,800	276,500	353,200	375,400	454,300
	32	258,000	278,700	354,400	376,500	455,200
	33	259,100	280,900	355,700	377,600	456,100
	34	260,300	283,100	357,100	378,800	456,600
	35	261,500	285,300	358,500	380,000	457,100
	36	262,700	287,400	359,800	381,100	457,600
	37	263,900	289,400	361,100	382,200	458,100
	38	265,100	291,300	362,500	383,400	458,600
	39	266,300	293,200	363,900	384,600	459,100
	40	267,500	295,000	365,200	385,700	459,600

	41	268,700	296,800	366,500	386,800	460,100
	42	269,800	298,700	367,900	388,000	460,600
	43	270,900	300,500	369,200	389,200	461,100
	44	272,000	302,200	370,500	390,300	461,600
	45	273,000	303,900	371,800	391,400	462,100
	46	273,800	305,700	373,000	392,600	
	47	274,600	307,400	374,200	393,800	
	48	275,400	309,000	375,400	395,000	
	49	276,100	310,600	376,600	396,200	
	50	276,900	312,300	377,800	397,500	
	51	277,600	314,100	379,000	398,700	
	52	278,300	315,800	380,200	399,900	
	53	279,100	317,100	381,300	401,100	
	54	279,900	319,000	382,500	402,400	
	55	280,700	320,800	383,700	403,400	
	56	281,400	322,500	384,900	404,500	
	57	282,100	324,200	386,000	405,700	
	58	282,900	326,100	387,300	406,900	
	59	283,700	327,800	388,600	408,100	
	60	284,400	329,500	389,800	409,300	
	61	285,000	331,200	390,700	410,400	
	62	285,700	333,000	391,900	411,400	
	63	286,400	334,800	392,900	412,700	
	64	287,000	336,500	394,000	413,900	
	65	287,700	338,200	394,800	415,100	
	66	288,400	339,500	395,900	416,200	
	67	289,100	340,800	396,900	417,300	
	68	289,800	342,100	397,900	418,400	
	69	290,500	343,600	399,000	419,400	
	70	291,300	345,100	400,000	420,600	
	71	292,000	346,600	401,100	421,800	
	72	292,700	348,100	402,200	423,000	
	73	293,200	349,500	403,200	423,600	
	74	293,900	351,000	404,300	424,400	
	75	294,600	352,500	405,400	425,100	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	76	295,200	354,000	406,400	425,600	
	77	295,800	355,400	407,300	425,900	
	78	296,500	356,900	408,200	426,200	
	79	297,100	358,400	409,200	426,600	
	80	297,700	359,900	410,200	427,000	
	81	298,300	361,300	411,000	427,300	
	82	298,900	362,600	411,800	427,700	
	83	299,500	363,900	412,500	428,000	
	84	300,100	365,100	413,300	428,300	

	85	300,600	366,300	414,000	428,600	
	86	301,100	367,500	414,600	429,000	
	87	301,600	368,700	415,300	429,300	
	88	302,100	369,800	416,000	429,600	
	89	302,500	370,900	416,600	429,900	
	90	303,100	372,000	417,300	430,200	
	91	303,600	373,100	417,800	430,500	
	92	304,100	374,200	418,400	430,700	
	93	304,400	375,300	418,800	430,900	
	94	304,900	376,500	419,200	431,200	
	95	305,400	377,600	419,500	431,500	
	96	305,800	378,700	419,800	431,700	
	97	306,200	379,700	420,000	431,900	
	98	306,700	380,700	420,300	432,200	
	99	307,200	381,600	420,600	432,500	
	100	307,600	382,500	420,800	432,700	
	101	308,000	383,300	421,000	432,900	
	102	308,400	384,300	421,300		
	103	308,800	385,200	421,600		
	104	309,100	386,100	421,800		
	105	309,300	386,900	422,000		
	106	309,600	387,800	422,300		
	107	309,900	388,700	422,600		
	108	310,100	389,600	422,800		
	109	310,300	390,400	423,000		
	110	310,500	391,400	423,300		
	111	310,800	392,300	423,600		
	112	311,100	393,200	423,800		
	113	311,300	393,800	424,000		
	114	311,500	394,700	424,300		
	115	311,700	395,600	424,600		
	116	312,000	396,500	424,800		
	117	312,300	397,300	425,000		
	118	312,500	398,000			
	119	312,800	398,800			
	120	313,100	399,600			
	121	313,300	400,200			
	122	313,500	400,900			
	123	313,700	401,600			
	124	314,000	402,200			
	125	314,300	402,800			
	126		403,500			
	127		404,000			
	128		404,600			

	129		405,200			
	130		405,800			
	131		406,300			
	132		406,800			
	133		407,100			
	134		407,400			
	135		407,700			
	136		408,000			
	137		408,300			
	138		408,600			
	139		408,900			
	140		409,200			
	141		409,500			
	142		409,800			
	143		410,100			
	144		410,400			
	145		410,600			
	146		410,900			
	147		411,200			
	148		411,400			
	149		411,600			
	150		411,900			
	151		412,200			
	152		412,400			
	153		412,600			
	154		412,900			
	155		413,200			
	156		413,400			
	157		413,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		232,500	278,800	306,200	332,800	414,700

備考　（一）　この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

（二）　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第９条関係）

学　校　栄　養　職　員　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	261,300	306,300	343,900
	2	191,200	231,100	262,500	307,800	345,600
	3	193,400	232,500	263,600	309,300	347,300
	4	195,500	233,900	264,700	310,800	348,900
	5	197,600	235,200	265,800	312,300	350,500
	6	199,700	236,400	266,600	313,700	352,200
	7	201,800	237,400	267,400	315,100	353,800
	8	203,700	238,400	268,200	316,500	355,400
	9	205,600	239,500	269,000	317,800	357,000
	10	207,600	240,700	269,800	319,200	358,700
	11	209,600	242,000	270,600	320,600	360,400
	12	211,800	243,300	271,400	322,000	362,000
	13	213,500	244,600	272,200	323,400	363,500
	14	215,600	245,900	273,000	325,000	365,200
	15	218,000	247,200	273,800	326,500	366,800
	16	220,200	248,400	274,600	328,000	368,400
	17	222,500	249,600	275,400	329,500	370,000
	18	223,700	250,800	276,200	331,100	371,600
	19	224,900	252,000	277,000	332,600	373,200
	20	226,100	253,200	277,800	334,100	374,800
	21	227,300	254,300	278,600	335,600	376,400
	22	228,300	255,200	279,400	337,200	378,400
	23	229,300	256,000	280,200	338,700	380,400
	24	230,200	256,800	281,000	340,200	382,400
	25	231,200	257,600	281,800	341,700	383,800
	26	232,200	258,400	282,700	343,300	385,500
	27	233,100	259,200	283,600	344,900	387,200
	28	234,000	260,000	284,400	346,400	388,900
	29	234,900	260,800	285,200	347,700	390,600
	30	235,800	261,600	286,100	349,200	392,100
	31	236,700	262,400	287,000	350,700	393,600
	32	237,600	263,200	287,800	352,200	395,100
	33	238,400	264,000	288,600	353,700	396,400
	34	239,200	264,800	289,700	355,200	397,700
	35	240,000	265,500	290,700	356,700	399,000
	36	240,800	266,300	291,700	358,100	400,100
	37	241,600	267,200	292,700	359,500	401,200
	38	242,400	268,000	293,800	361,100	402,300
	39	243,200	268,800	294,800	362,600	403,400
	40	244,000	269,600	295,800	364,100	404,500

	41	244,600	270,400	296,800	365,300	405,300
	42	245,200	271,200	297,800	366,400	406,100
	43	245,800	272,000	298,800	367,600	406,900
	44	246,300	272,800	299,800	368,700	407,700
	45	246,800	273,500	300,800	369,700	408,100
	46	247,400	274,300	302,000	370,500	408,700
	47	247,900	275,100	303,100	371,500	409,200
	48	248,300	275,900	304,200	372,600	409,600
	49	248,700	276,600	305,300	373,600	410,000
	50	249,200	277,400	306,400	374,600	410,200
	51	249,700	278,100	307,500	375,600	410,500
	52	250,200	278,800	308,600	376,500	410,800
	53	250,500	279,500	309,700	377,300	411,100
	54	250,800	280,200	310,800	378,100	411,400
	55	251,100	280,900	311,900	379,000	411,700
	56	251,400	281,600	313,000	379,800	412,000
	57	251,700	282,300	314,000	380,300	412,200
	58	252,000	283,000	315,000	381,100	412,500
	59	252,300	283,700	316,000	381,900	412,800
	60	252,600	284,300	317,000	382,700	413,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	252,900	284,900	318,000	383,100	413,300
	62	253,200	285,600	319,000	383,800	413,600
	63	253,500	286,300	320,000	384,500	413,900
	64	253,800	286,900	320,900	385,100	414,200
	65	254,100	287,500	321,800	385,500	414,400
	66	254,400	288,200	322,600	386,000	
	67	254,700	288,900	323,300	386,600	
	68	255,000	289,500	324,000	387,200	
	69	255,300	290,100	324,600	387,600	
	70	255,600	290,800	325,300	388,100	
	71	255,900	291,500	325,900	388,600	
	72	256,100	292,100	326,500	389,100	
	73	256,300	292,700	327,100	389,700	
	74	256,600	293,200	327,300	390,200	
	75	256,900	293,600	327,800	390,800	
	76	257,100	294,000	328,300	391,400	
	77	257,300	294,400	328,900	391,900	
	78	257,600	294,700	329,400	392,400	
	79	257,900	295,000	329,900	392,900	
	80	258,100	295,300	330,300	393,400	
	81	258,300	295,600	330,900	393,700	
	82	258,600	295,900	331,400	394,200	
	83	258,900	296,200	331,800	394,600	
	84	259,100	296,500	332,300	395,000	

	85	259,300	296,700	332,800	395,400	
	86		296,900	333,200		
	87		297,100	333,400		
	88		297,300	333,700		
	89		297,700	334,100		
	90		297,900	334,500		
	91		298,100	334,800		
	92		298,300	335,100		
	93		298,700	335,400		
	94		298,900	335,600		
	95		299,100	336,000		
	96		299,400	336,300		
	97		299,700	336,500		
	98		299,900	336,800		
	99		300,100	337,100		
	100		300,400	337,400		
	101		300,700	337,600		
	102		300,900	337,900		
	103		301,100	338,200		
	104		301,400	338,400		
	105		301,700	338,600		
	106			338,800		
	107			339,200		
	108			339,400		
	109			339,600		
	110			340,000		
	111			340,400		
	112			340,800		
	113			341,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		195,800	222,400	250,900	290,100	331,200

備考　この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第９条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	264,100	290,100	312,600	337,800
	2	184,700	234,300	265,100	291,700	314,300	339,700
	3	186,000	235,800	266,100	293,200	316,000	341,500
	4	187,200	237,300	267,100	294,700	317,500	343,300
	5	188,400	238,800	268,100	296,200	318,900	345,000
	6	190,200	240,300	269,100	297,700	320,200	346,700
	7	191,800	241,800	270,100	299,100	321,500	348,300
	8	193,500	243,300	271,100	300,400	322,800	350,000
	9	195,200	244,800	272,100	301,600	324,100	351,600
	10	197,000	246,200	273,100	303,100	325,900	353,300
	11	198,700	247,600	274,100	304,600	327,700	354,900
	12	200,400	249,000	275,100	306,000	329,400	356,500
	13	202,100	250,200	276,100	307,400	331,100	358,000
	14	203,900	251,400	277,100	308,500	332,800	359,700
	15	205,700	252,600	278,100	309,500	334,500	361,300
	16	207,500	253,800	279,200	310,700	336,200	362,900
	17	208,900	254,900	280,200	311,900	337,800	364,500
	18	210,600	256,000	281,500	313,500	339,500	366,300
	19	212,300	257,100	282,800	315,100	341,200	367,800
	20	213,900	258,200	284,000	316,700	342,800	369,400
	21	215,500	259,200	285,300	318,200	344,300	370,800
	22	217,200	260,200	286,600	319,800	345,900	372,400
	23	218,900	261,200	287,800	321,400	347,500	374,000
	24	220,600	262,200	289,000	323,000	349,000	375,500
	25	222,300	263,200	290,100	324,500	350,400	377,400
	26	224,100	264,100	291,300	326,200	352,100	379,300
	27	225,500	265,000	292,600	327,800	353,700	381,200
	28	226,900	265,900	293,900	329,400	355,300	383,000
	29	228,300	266,700	295,200	330,800	356,500	384,500
	30	229,500	267,500	296,200	332,500	358,000	386,300
	31	230,600	268,300	297,200	334,200	359,500	388,000
	32	231,700	269,100	298,300	335,800	361,000	389,600
	33	232,800	269,800	299,400	337,000	362,700	391,300
	34	233,900	270,600	300,600	338,900	364,500	392,700
	35	235,000	271,400	301,700	340,600	366,200	394,100
	36	236,100	272,100	302,900	342,200	367,900	395,500
	37	237,200	272,800	304,100	343,700	369,300	396,900
	38	238,200	273,600	305,400	345,300	370,600	398,100
	39	239,200	274,400	306,700	346,900	371,800	399,300
	40	240,100	275,100	308,000	348,500	373,200	400,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	241,000	275,800	309,300	350,200	374,300	401,400
	42	241,900	276,600	310,600	352,000	375,200	402,600
	43	242,700	277,400	311,900	353,800	376,200	403,700
	44	243,500	278,100	313,200	355,600	377,300	404,800
	45	244,200	278,800	314,500	357,100	378,100	405,500
	46	244,800	279,500	315,800	358,500	379,000	406,200
	47	245,400	280,200	317,100	359,900	379,900	406,900
	48	246,000	280,900	318,200	361,300	380,700	407,600
	49	246,600	281,600	319,100	362,800	381,500	408,200
	50	247,200	282,300	320,400	363,600	382,300	408,800
	51	247,800	283,000	321,700	364,600	383,100	409,300
	52	248,300	283,700	323,000	365,600	383,800	409,700
	53	248,800	284,300	324,200	366,500	384,500	410,100
	54	249,200	285,000	325,500	367,600	385,200	410,300
	55	249,500	285,600	326,700	368,500	385,900	410,600
	56	249,800	286,300	327,900	369,500	386,600	410,900
	57	250,100	286,900	329,200	370,400	387,100	411,200
	58	250,400	287,600	330,300	371,100	387,700	411,500
	59	250,700	288,200	331,400	371,800	388,300	411,800
	60	251,000	288,900	332,500	372,400	389,000	412,100
	61	251,300	289,500	333,200	372,800	389,400	412,300
	62	251,600	290,200	334,100	373,400	390,000	412,600
	63	251,900	290,800	334,800	374,100	390,600	412,900
	64	252,200	291,300	335,600	374,800	391,100	413,200
	65	252,500	291,800	336,400	375,100	391,500	413,400
	66	252,800	292,400	336,800	375,800	392,100	413,700
	67	253,100	292,900	337,400	376,500	392,700	414,000
	68	253,400	293,500	338,100	377,100	393,200	414,300
	69	253,700	294,000	338,900	377,400	393,600	414,500
	70	254,000	294,500	339,600	377,900	394,100	414,800
	71	254,300	295,100	340,300	378,500	394,600	415,100
	72	254,600	295,700	340,900	379,100	395,200	415,300
	73	254,900	296,200	341,400	379,400	395,500	415,500
	74	255,200	296,700	342,000	380,000	395,900	415,800
	75	255,500	297,100	342,500	380,700	396,300	416,100
	76	255,800	297,400	343,100	381,300	396,700	416,300
	77	256,100	297,600	343,400	381,700	397,000	416,500
	78	256,400	297,900	343,900	382,200	397,300	416,800
	79	256,700	298,100	344,300	382,800	397,600	417,100
	80	257,000	298,400	344,700	383,300	397,800	417,300
	81	257,300	298,600	345,100	383,800	398,000	417,500
	82	257,600	298,800	345,600	384,400	398,300	417,800
	83	257,900	299,100	346,100	384,900	398,600	418,100
	84	258,200	299,300	346,600	385,200	398,800	418,300

	85	258,500	299,600	346,900	385,600	399,000	418,500
	86	258,800	299,900	347,300	386,100	399,300	
	87	259,100	300,200	347,700	386,500	399,600	
	88	259,400	300,500	348,100	386,900	399,800	
	89	259,700	300,800	348,400	387,300	400,000	
	90	260,000	301,100	348,800	387,800	400,300	
	91	260,300	301,400	349,200	388,200	400,600	
	92	260,600	301,800	349,600	388,600	400,800	
	93	260,900	302,000	349,800	388,900	401,000	
	94		302,200	350,200			
	95		302,500	350,600			
	96		302,900	351,000			
	97		303,100	351,200			
	98		303,400	351,600			
	99		303,800	352,000			
	100		304,200	352,300			
	101		304,400	352,600			
	102		304,700	353,000			
	103		305,000	353,400			
	104		305,300	353,800			
	105		305,500	354,300			
	106		305,800	354,700			
	107		306,100	355,100			
	108		306,400	355,500			
	109		306,600	356,000			
	110		307,000	356,400			
	111		307,400	356,700			
	112		307,700	357,000			
	113		307,900	357,500			
	114		308,100				
	115		308,400				
	116		308,800				
	117		309,000				
	118		309,200				
	119		309,500				
	120		309,800				
	121		310,200				
	122		310,400				
	123		310,700				
	124		311,000				
	125		311,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		194,800	222,300	262,800	282,500	297,700	323,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第二条　公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第十五条　（略） 2　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 二から七　（略） 3　扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万九百円とする。 4　扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を県委員会又はその委任を受けた者に届け出なければならない。 一　新たに扶養親族である要件を具備するに至つた者がある場合 二　扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は第	（扶養手当） 第十五条　（略） 2　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 一から六　（略） 3　扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万三千円、同項第二号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円とする。 4　扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。）

6　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族である要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一　扶養手当を受けている職員に更に第五項第一号に掲げる事実が生じた場合

二　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第五項の規定による届出に係るも

	の一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合
	三　職員の扶養親族である子で第五項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の届出その他扶養手当の支給に関し必要な事項及び扶養親族の認定に関し必要な事項は、規則で定める。	8　第二項に掲げる扶養親族の認定に関し必要な事項は、規則で定める。
（地域手当） 第十五条の二　（略）	（地域手当） 第十五条の二　（略）
2　地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　地域手当の月額は、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一・二　（略） 三　三級地　百分の十二 四　四級地　百分の八 五　五級地　百分の四（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・七）	一・二　（略） 三　三級地　百分の十五 四　四級地　百分の十二 五　五級地　百分の十 六　六級地　百分の六 七　七級地　百分の三（規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・七）
3　（略）	3　（略）
（住居手当） 第十五条の三　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	（住居手当） 第十五条の三　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
一　（略） 二　第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規	一　（略） 二　第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

則で定めるもの

2・3　（略）

（通勤手当）

第十六条　（略）

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が十五万円を超えるときは、支給単位期間につき、十五万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二　（略）

三　前項第三号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規

2・3　（略）

（通勤手当）

第十六条　（略）

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二　（略）

三　前項第三号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規

則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）については、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3　第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し（規則で定める基準を満たす場合に限る。）、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4～7　（略）

（管理職員特別勤務手当）

第二十二条の三　前条第一項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務をした場

則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）については、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3　第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4～7　（略）

（管理職員特別勤務手当）

第二十二条の三　前条第一項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合

合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額）とする。	3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　第一項に規定する場合　同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額	一　第一項に規定する場合　同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）
二　（略）	二　（略）
4・5　（略）	4・5　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第二十三条　（略）	第二十三条　（略）
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」とする。

4～6　（略）	4～6　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第二十四条　（略）	第二十四条　（略）
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
一　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五を乗じて得た額の総額	一　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額
二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額	二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十八・七五、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額
3～5　（略）	3～5　（略）
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）
第二十五条の四　第十条、第十一条及び第十五条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第二十五条の四　第十条、第十一条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第９条関係）

高　等　学　校　等　教　育　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	248,600	322,500	379,600	454,700
	2	202,500	250,200	324,300	381,100	456,500
	3	204,900	251,700	326,100	382,500	458,300
	4	207,100	253,200	327,800	383,900	460,100
	5	209,400	254,700	329,400	385,300	461,700
	6	211,800	256,000	331,300	386,800	463,400
	7	214,100	257,200	333,200	388,300	465,300
	8	216,400	258,400	335,100	389,700	467,000
	9	218,700	259,800	336,900	391,000	468,700
	10	221,100	261,000	338,900	392,500	470,300
	11	223,400	262,300	340,700	394,000	471,800
	12	225,700	263,600	342,500	395,500	473,300
	13	228,100	264,900	344,200	396,900	474,800
	14	230,300	266,800	345,900	398,400	476,100
	15	232,500	268,600	347,500	399,900	477,400
	16	234,700	270,400	349,100	401,400	478,700
	17	236,900	272,100	350,700	402,800	479,900
	18	238,800	274,300	352,000	404,400	480,600
	19	240,600	276,500	353,200	406,000	481,300
	20	242,400	278,700	354,400	407,500	482,000
	21	244,200	280,900	355,700	408,700	482,600
	22	245,600	283,100	357,300	410,100	483,300
	23	247,000	285,300	358,900	411,500	484,000
	24	248,400	287,400	360,400	412,800	484,700
	25	249,700	289,400	361,900	414,400	485,300
	26	251,000	291,300	363,500	415,800	486,000
	27	252,200	293,200	365,100	417,100	486,700
	28	253,400	295,000	366,600	418,500	487,400
	29	254,500	296,800	368,100	419,900	488,000
	30	255,700	298,700	369,700	421,200	
	31	256,900	300,500	371,300	422,700	
	32	258,100	302,200	372,800	424,200	
	33	259,200	303,900	374,300	425,800	
	34	260,500	305,700	375,900	427,200	
	35	261,800	307,400	377,500	428,800	
	36	263,100	309,000	379,000	430,300	
	37	264,500	310,600	380,500	432,000	
	38	265,900	312,300	382,000	433,500	
	39	267,200	314,100	383,500	435,100	
	40	268,500	315,800	384,900	436,700	

	41	269,800	317,100	386,300	438,200	
	42	270,800	319,000	387,800	439,700	
	43	271,800	320,800	389,200	440,900	
	44	272,700	322,500	390,600	442,100	
	45	273,400	324,200	392,100	443,300	
	46	274,200	326,100	393,700	444,600	
	47	275,000	327,800	395,300	445,800	
	48	275,800	329,500	396,700	447,000	
	49	276,600	331,200	397,900	448,100	
	50	277,400	333,000	399,300	449,300	
	51	278,100	334,800	400,700	450,500	
	52	278,900	336,500	402,000	451,700	
	53	279,700	338,200	403,200	452,900	
	54	280,500	339,500	404,400	454,100	
	55	281,300	340,800	405,700	455,300	
	56	282,100	342,100	407,000	456,500	
	57	282,800	343,600	408,300	457,600	
	58	283,400	345,200	409,600	458,200	
	59	284,200	346,700	411,000	458,700	
	60	285,100	348,300	412,200	459,200	
	61	285,900	349,800	413,400	459,700	
	62	286,500	351,400	414,800	460,300	
	63	287,300	353,000	416,200	460,800	
	64	288,000	354,500	417,500	461,300	
	65	289,000	356,000	418,700	461,800	
	66	289,800	357,600	419,900	462,400	
	67	290,600	359,200	421,200	462,900	
	68	291,300	360,700	422,600	463,400	
	69	292,000	362,200	423,900	463,900	
	70	292,800	363,800	425,100		
	71	293,600	365,400	426,100		
	72	294,300	366,900	427,300		
	73	295,000	368,400	428,500		
	74	295,700	370,000	429,600		
	75	296,400	371,600	430,800		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	76	297,000	373,100	431,800		
	77	297,600	374,600	432,900		
	78	298,300	376,000	433,900		
	79	299,000	377,400	434,900		
	80	299,600	378,700	435,900		
	81	300,200	380,000	436,800		
	82	300,900	381,400	437,600		
	83	301,600	382,800	438,400		
	84	302,300	384,100	439,200		

85	303,000	385,200	439,900			
86	303,800	386,600	440,300			
87	304,500	387,900	440,700			
88	305,200	389,200	441,100			
89	305,900	390,400	441,500			
90	306,800	391,700	441,800			
91	307,600	392,800	442,100			
92	308,400	394,000	442,300			
93	308,900	395,200	442,600			
94	309,700	396,300	442,900			
95	310,500	397,500	443,200			
96	311,300	398,700	443,400			
97	312,000	400,100	443,600			
98	312,800	401,100	443,900			
99	313,600	402,100	444,200			
100	314,300	403,100	444,400			
101	315,100	404,000	444,600			
102	316,000	405,000	444,900			
103	316,900	406,100	445,200			
104	317,700	407,200	445,400			
105	318,300	407,900	445,600			
106	319,100	408,800				
107	319,900	409,700				
108	320,700	410,600				
109	321,400	411,400				
110	321,800	412,200				
111	322,200	413,000				
112	322,700	413,800				
113	323,200	414,400				
114	323,600	415,100				
115	324,100	415,800				
116	324,500	416,500				
117	325,000	417,100				
118	325,500	417,600				
119	325,900	418,000				
120	326,400	418,300				
121	326,900	418,600				
122	327,300	418,900				
123	327,800	419,200				
124	328,300	419,400				
125	328,900	419,600				
126	329,200	419,900				
127	329,500	420,200				
128	329,800	420,400				

	129	330,000	420,600			
	130	330,300	420,900			
	131	330,600	421,200			
	132	330,800	421,400			
	133	331,000	421,600			
	134	331,200	421,900			
	135	331,400	422,200			
	136	331,700	422,400			
	137	332,000	422,600			
	138	332,200	422,900			
	139	332,500	423,200			
	140	332,800	423,400			
	141	333,000	423,600			
	142	333,200	423,900			
	143	333,500	424,200			
	144	333,700	424,400			
	145	334,000	424,600			
	146	334,200				
	147	334,500				
	148	334,800				
	149	335,000				
	150	335,200				
	151	335,500				
	152	335,800				
	153	336,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		241,300	281,900	311,000	339,400	424,700

備考　(一)　この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

(二)　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第９条関係）

中　学　校　・　小　学　校　教　育　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	221,600	322,500	351,500	438,500
	2	202,500	224,200	324,300	353,000	439,800
	3	204,900	226,700	326,100	354,500	441,000
	4	207,100	229,200	327,800	356,000	442,300
	5	209,400	231,700	329,400	357,400	443,400
	6	211,800	234,200	331,300	358,800	444,500
	7	214,100	236,700	333,200	360,200	445,700
	8	216,400	239,200	335,100	361,600	446,900
	9	218,700	241,700	336,900	363,000	448,200
	10	221,100	243,500	338,900	364,300	449,400
	11	223,400	245,200	340,700	365,600	450,400
	12	225,700	246,900	342,500	366,900	451,500
	13	228,100	248,600	344,200	368,100	452,700
	14	230,300	250,200	345,900	369,400	453,500
	15	232,500	251,700	347,500	370,600	454,300
	16	234,700	253,200	349,100	371,800	455,200
	17	236,900	254,700	350,700	373,000	456,100
	18	238,800	256,000	352,000	374,200	456,600
	19	240,600	257,200	353,200	375,400	457,100
	20	242,400	258,400	354,400	376,500	457,600
	21	244,200	259,800	355,700	377,600	458,100
	22	245,600	261,000	357,100	378,800	458,600
	23	247,000	262,300	358,500	380,000	459,100
	24	248,400	263,600	359,800	381,100	459,600
	25	249,700	264,900	361,100	382,200	460,100
	26	250,900	266,800	362,500	383,400	460,600
	27	252,000	268,600	363,900	384,600	461,100
	28	253,100	270,400	365,200	385,700	461,600
	29	254,300	272,100	366,500	386,800	462,100
	30	255,600	274,300	367,900	388,000	
	31	256,800	276,500	369,200	389,200	
	32	258,000	278,700	370,500	390,300	
	33	259,100	280,900	371,800	391,400	
	34	260,300	283,100	373,000	392,600	
	35	261,500	285,300	374,200	393,800	
	36	262,700	287,400	375,400	395,000	
	37	263,900	289,400	376,600	396,200	
	38	265,100	291,300	377,800	397,500	
	39	266,300	293,200	379,000	398,700	
	40	267,500	295,000	380,200	399,900	

	41	268,700	296,800	381,300	401,100	
	42	269,800	298,700	382,500	402,400	
	43	270,900	300,500	383,700	403,400	
	44	272,000	302,200	384,900	404,500	
	45	273,000	303,900	386,000	405,700	
	46	273,800	305,700	387,300	406,900	
	47	274,600	307,400	388,600	408,100	
	48	275,400	309,000	389,800	409,300	
	49	276,100	310,600	390,700	410,400	
	50	276,900	312,300	391,900	411,400	
	51	277,600	314,100	392,900	412,700	
	52	278,300	315,800	394,000	413,900	
	53	279,100	317,100	394,800	415,100	
	54	279,900	319,000	395,900	416,200	
	55	280,700	320,800	396,900	417,300	
	56	281,400	322,500	397,900	418,400	
	57	282,100	324,200	399,000	419,400	
	58	282,900	326,100	400,000	420,600	
	59	283,700	327,800	401,100	421,800	
	60	284,400	329,500	402,200	423,000	
	61	285,000	331,200	403,200	423,600	
	62	285,700	333,000	404,300	424,400	
	63	286,400	334,800	405,400	425,100	
	64	287,000	336,500	406,400	425,600	
	65	287,700	338,200	407,300	425,900	
	66	288,400	339,500	408,200	426,200	
	67	289,100	340,800	409,200	426,600	
	68	289,800	342,100	410,200	427,000	
	69	290,500	343,600	411,000	427,300	
	70	291,300	345,100	411,800	427,700	
	71	292,000	346,600	412,500	428,000	
	72	292,700	348,100	413,300	428,300	
	73	293,200	349,500	414,000	428,600	
	74	293,900	351,000	414,600	429,000	
	75	294,600	352,500	415,300	429,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	76	295,200	354,000	416,000	429,600	
	77	295,800	355,400	416,600	429,900	
	78	296,500	356,900	417,300	430,200	
	79	297,100	358,400	417,800	430,500	
	80	297,700	359,900	418,400	430,700	
	81	298,300	361,300	418,800	430,900	
	82	298,900	362,600	419,200	431,200	
	83	299,500	363,900	419,500	431,500	
	84	300,100	365,100	419,800	431,700	

	85	300,600	366,300	420,000	431,900	
	86	301,100	367,500	420,300	432,200	
	87	301,600	368,700	420,600	432,500	
	88	302,100	369,800	420,800	432,700	
	89	302,500	370,900	421,000	432,900	
	90	303,100	372,000	421,300		
	91	303,600	373,100	421,600		
	92	304,100	374,200	421,800		
	93	304,400	375,300	422,000		
	94	304,900	376,500	422,300		
	95	305,400	377,600	422,600		
	96	305,800	378,700	422,800		
	97	306,200	379,700	423,000		
	98	306,700	380,700	423,300		
	99	307,200	381,600	423,600		
	100	307,600	382,500	423,800		
	101	308,000	383,300	424,000		
	102	308,400	384,300	424,300		
	103	308,800	385,200	424,600		
	104	309,100	386,100	424,800		
	105	309,300	386,900	425,000		
	106	309,600	387,800			
	107	309,900	388,700			
	108	310,100	389,600			
	109	310,300	390,400			
	110	310,500	391,400			
	111	310,800	392,300			
	112	311,100	393,200			
	113	311,300	393,800			
	114	311,500	394,700			
	115	311,700	395,600			
	116	312,000	396,500			
	117	312,300	397,300			
	118	312,500	398,000			
	119	312,800	398,800			
	120	313,100	399,600			
	121	313,300	400,200			
	122	313,500	400,900			
	123	313,700	401,600			
	124	314,000	402,200			
	125	314,300	402,800			
	126		403,500			
	127		404,000			
	128		404,600			

	129		405,200			
	130		405,800			
	131		406,300			
	132		406,800			
	133		407,100			
	134		407,400			
	135		407,700			
	136		408,000			
	137		408,300			
	138		408,600			
	139		408,900			
	140		409,200			
	141		409,500			
	142		409,800			
	143		410,100			
	144		410,400			
	145		410,600			
	146		410,900			
	147		411,200			
	148		411,400			
	149		411,600			
	150		411,900			
	151		412,200			
	152		412,400			
	153		412,600			
	154		412,900			
	155		413,200			
	156		413,400			
	157		413,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		232,500	278,800	306,200	332,800	414,700

備考　（一）　この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

（二）　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第９条関係）

学　校　栄　養　職　員　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	265,800	317,800	363,500
	2	191,200	231,100	266,600	319,200	365,200
	3	193,400	232,500	267,400	320,600	366,800
	4	195,500	233,900	268,200	322,000	368,400
	5	197,600	235,200	269,000	323,400	370,000
	6	199,700	236,400	269,800	325,000	371,600
	7	201,800	237,400	270,600	326,500	373,200
	8	203,700	238,400	271,400	328,000	374,800
	9	205,600	239,500	272,200	329,500	376,400
	10	207,600	240,700	273,000	331,100	378,400
	11	209,600	242,000	273,800	332,600	380,400
	12	211,800	243,300	274,600	334,100	382,400
	13	213,500	244,600	275,400	335,600	383,800
	14	215,600	245,900	276,200	337,200	385,500
	15	218,000	247,200	277,000	338,700	387,200
	16	220,200	248,400	277,800	340,200	388,900
	17	222,500	249,600	278,600	341,700	390,600
	18	223,700	250,800	279,400	343,300	392,100
	19	224,900	252,000	280,200	344,900	393,600
	20	226,100	253,200	281,000	346,400	395,100
	21	227,300	254,300	281,800	347,700	396,400
	22	228,300	255,200	282,700	349,200	397,700
	23	229,300	256,000	283,600	350,700	399,000
	24	230,200	256,800	284,400	352,200	400,100
	25	231,200	257,600	285,200	353,700	401,200
	26	232,200	258,400	286,100	355,200	402,300
	27	233,100	259,200	287,000	356,700	403,400
	28	234,000	260,000	287,800	358,100	404,500
	29	234,900	260,800	288,600	359,500	405,300
	30	235,800	261,600	289,700	361,100	406,100
	31	236,700	262,400	290,700	362,600	406,900
	32	237,600	263,200	291,700	364,100	407,700
	33	238,400	264,000	292,700	365,300	408,100
	34	239,200	264,800	293,800	366,400	408,700
	35	240,000	265,500	294,800	367,600	409,200
	36	240,800	266,300	295,800	368,700	409,600
	37	241,600	267,200	296,800	369,700	410,000
	38	242,400	268,000	297,800	370,500	410,200
	39	243,200	268,800	298,800	371,500	410,500
	40	244,000	269,600	299,800	372,600	410,800

	41	244,600	270,400	300,800	373,600	411,100
	42	245,200	271,200	302,000	374,600	411,400
	43	245,800	272,000	303,100	375,600	411,700
	44	246,300	272,800	304,200	376,500	412,000
	45	246,800	273,500	305,300	377,300	412,200
	46	247,400	274,300	306,400	378,100	412,500
	47	247,900	275,100	307,500	379,000	412,800
	48	248,300	275,900	308,600	379,800	413,100
	49	248,700	276,600	309,700	380,300	413,300
	50	249,200	277,400	310,800	381,100	413,600
	51	249,700	278,100	311,900	381,900	413,900
	52	250,200	278,800	313,000	382,700	414,200
	53	250,500	279,500	314,000	383,100	414,400
	54	250,800	280,200	315,000	383,800	
	55	251,100	280,900	316,000	384,500	
	56	251,400	281,600	317,000	385,100	
	57	251,700	282,300	318,000	385,500	
	58	252,000	283,000	319,000	386,000	
	59	252,300	283,700	320,000	386,600	
	60	252,600	284,300	320,900	387,200	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	252,900	284,900	321,800	387,600	
	62	253,200	285,600	322,600	388,100	
	63	253,500	286,300	323,300	388,600	
	64	253,800	286,900	324,000	389,100	
	65	254,100	287,500	324,600	389,700	
	66	254,400	288,200	325,300	390,200	
	67	254,700	288,900	325,900	390,800	
	68	255,000	289,500	326,500	391,400	
	69	255,300	290,100	327,100	391,900	
	70	255,600	290,800	327,300	392,400	
	71	255,900	291,500	327,800	392,900	
	72	256,100	292,100	328,300	393,400	
	73	256,300	292,700	328,900	393,700	
	74	256,600	293,200	329,400	394,200	
	75	256,900	293,600	329,900	394,600	
	76	257,100	294,000	330,300	395,000	
	77	257,300	294,400	330,900	395,400	
	78	257,600	294,700	331,400		
	79	257,900	295,000	331,800		
	80	258,100	295,300	332,300		
	81	258,300	295,600	332,800		
	82	258,600	295,900	333,200		
	83	258,900	296,200	333,400		
	84	259,100	296,500	333,700		

	85	259,300	296,700	334,100		
	86		296,900	334,500		
	87		297,100	334,800		
	88		297,300	335,100		
	89		297,700	335,400		
	90		297,900	335,600		
	91		298,100	336,000		
	92		298,300	336,300		
	93		298,700	336,500		
	94		298,900	336,800		
	95		299,100	337,100		
	96		299,400	337,400		
	97		299,700	337,600		
	98		299,900	337,900		
	99		300,100	338,200		
	100		300,400	338,400		
	101		300,700	338,600		
	102		300,900	338,800		
	103		301,100	339,200		
	104		301,400	339,400		
	105		301,700	339,600		
	106			340,000		
	107			340,400		
	108			340,800		
	109			341,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円	円	円	円	円
		195,800	222,400	250,900	290,100	331,200

備考　この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第９条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	268,100	301,600	324,100	358,000
	2	184,700	234,300	269,100	303,100	325,900	359,700
	3	186,000	235,800	270,100	304,600	327,700	361,300
	4	187,200	237,300	271,100	306,000	329,400	362,900
	5	188,400	238,800	272,100	307,400	331,100	364,500
	6	190,200	240,300	273,100	308,500	332,800	366,300
	7	191,800	241,800	274,100	309,500	334,500	367,800
	8	193,500	243,300	275,100	310,700	336,200	369,400
	9	195,200	244,800	276,100	311,900	337,800	370,800
	10	197,000	246,200	277,100	313,500	339,500	372,400
	11	198,700	247,600	278,100	315,100	341,200	374,000
	12	200,400	249,000	279,200	316,700	342,800	375,500
	13	202,100	250,200	280,200	318,200	344,300	377,400
	14	203,900	251,400	281,500	319,800	345,900	379,300
	15	205,700	252,600	282,800	321,400	347,500	381,200
	16	207,500	253,800	284,000	323,000	349,000	383,000
	17	208,900	254,900	285,300	324,500	350,400	384,500
	18	210,600	256,000	286,600	326,200	352,100	386,300
	19	212,300	257,100	287,800	327,800	353,700	388,000
	20	213,900	258,200	289,000	329,400	355,300	389,600
	21	215,500	259,200	290,100	330,800	356,500	391,300
	22	217,200	260,200	291,300	332,500	358,000	392,700
	23	218,900	261,200	292,600	334,200	359,500	394,100
	24	220,600	262,200	293,900	335,800	361,000	395,500
	25	222,300	263,200	295,200	337,000	362,700	396,900
	26	224,100	264,100	296,200	338,900	364,500	398,100
	27	225,500	265,000	297,200	340,600	366,200	399,300
	28	226,900	265,900	298,300	342,200	367,900	400,300
	29	228,300	266,700	299,400	343,700	369,300	401,400
	30	229,500	267,500	300,600	345,300	370,600	402,600
	31	230,600	268,300	301,700	346,900	371,800	403,700
	32	231,700	269,100	302,900	348,500	373,200	404,800
	33	232,800	269,800	304,100	350,200	374,300	405,500
	34	233,900	270,600	305,400	352,000	375,200	406,200
	35	235,000	271,400	306,700	353,800	376,200	406,900
	36	236,100	272,100	308,000	355,600	377,300	407,600
	37	237,200	272,800	309,300	357,100	378,100	408,200
	38	238,200	273,600	310,600	358,500	379,000	408,800
	39	239,200	274,400	311,900	359,900	379,900	409,300
	40	240,100	275,100	313,200	361,300	380,700	409,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	241,000	275,800	314,500	362,800	381,500	410,100
	42	241,900	276,600	315,800	363,600	382,300	410,300
	43	242,700	277,400	317,100	364,600	383,100	410,600
	44	243,500	278,100	318,200	365,600	383,800	410,900
	45	244,200	278,800	319,100	366,500	384,500	411,200
	46	244,800	279,500	320,400	367,600	385,200	411,500
	47	245,400	280,200	321,700	368,500	385,900	411,800
	48	246,000	280,900	323,000	369,500	386,600	412,100
	49	246,600	281,600	324,200	370,400	387,100	412,300
	50	247,200	282,300	325,500	371,100	387,700	412,600
	51	247,800	283,000	326,700	371,800	388,300	412,900
	52	248,300	283,700	327,900	372,400	389,000	413,200
	53	248,800	284,300	329,200	372,800	389,400	413,400
	54	249,200	285,000	330,300	373,400	390,000	413,700
	55	249,500	285,600	331,400	374,100	390,600	414,000
	56	249,800	286,300	332,500	374,800	391,100	414,300
	57	250,100	286,900	333,200	375,100	391,500	414,500
	58	250,400	287,600	334,100	375,800	392,100	414,800
	59	250,700	288,200	334,800	376,500	392,700	415,100
	60	251,000	288,900	335,600	377,100	393,200	415,300
	61	251,300	289,500	336,400	377,400	393,600	415,500
	62	251,600	290,200	336,800	377,900	394,100	415,800
	63	251,900	290,800	337,400	378,500	394,600	416,100
	64	252,200	291,300	338,100	379,100	395,200	416,300
	65	252,500	291,800	338,900	379,400	395,500	416,500
	66	252,800	292,400	339,600	380,000	395,900	416,800
	67	253,100	292,900	340,300	380,700	396,300	417,100
	68	253,400	293,500	340,900	381,300	396,700	417,300
	69	253,700	294,000	341,400	381,700	397,000	417,500
	70	254,000	294,500	342,000	382,200	397,300	417,800
	71	254,300	295,100	342,500	382,800	397,600	418,100
	72	254,600	295,700	343,100	383,300	397,800	418,300
	73	254,900	296,200	343,400	383,800	398,000	418,500
	74	255,200	296,700	343,900	384,400	398,300	
	75	255,500	297,100	344,300	384,900	398,600	
	76	255,800	297,400	344,700	385,200	398,800	
	77	256,100	297,600	345,100	385,600	399,000	
	78	256,400	297,900	345,600	386,100	399,300	
	79	256,700	298,100	346,100	386,500	399,600	
	80	257,000	298,400	346,600	386,900	399,800	
	81	257,300	298,600	346,900	387,300	400,000	
	82	257,600	298,800	347,300	387,800	400,300	
	83	257,900	299,100	347,700	388,200	400,600	
	84	258,200	299,300	348,100	388,600	400,800	

	85	258,500	299,600	348,400	388,900	401,000	
	86	258,800	299,900	348,800			
	87	259,100	300,200	349,200			
	88	259,400	300,500	349,600			
	89	259,700	300,800	349,800			
	90	260,000	301,100	350,200			
	91	260,300	301,400	350,600			
	92	260,600	301,800	351,000			
	93	260,900	302,000	351,200			
	94		302,200	351,600			
	95		302,500	352,000			
	96		302,900	352,300			
	97		303,100	352,600			
	98		303,400	353,000			
	99		303,800	353,400			
	100		304,200	353,800			
	101		304,400	354,300			
	102		304,700	354,700			
	103		305,000	355,100			
	104		305,300	355,500			
	105		305,500	356,000			
	106		305,800	356,400			
	107		306,100	356,700			
	108		306,400	357,000			
	109		306,600	357,500			
	110		307,000				
	111		307,400				
	112		307,700				
	113		307,900				
	114		308,100				
	115		308,400				
	116		308,800				
	117		309,000				
	118		309,200				
	119		309,500				
	120		309,800				
	121		310,200				
	122		310,400				
	123		310,700				
	124		311,000				
	125		311,300				
定年再用短時間勤務職員 前任		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		194,800	222,300	262,800	282,500	297,700	323,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条　公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
附則	附則
1　（略）	1　（略）
（定義）	（定義）
2　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	2　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　暫定再任用職員　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。	一　暫定再任用職員　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
二　（略）	二　（略）
3　～　8　（略）	3　～　8　（略）
9　新条例第二十四条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項	9　新条例第二十四条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項

改正後	改正前
若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。	若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。
10　新条例第十条、第十一条及び第十五条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	10　新条例第十条、第十一条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
11・12　（略）	11・12　（略）

（公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条　公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則	附　則
1～3　（略）	1～3　（略）
（経過措置）	（経過措置）
4　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法	4　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法

附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。	附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第四条並びに附則第六項から第十項まで及び附則第十二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「第一条改正後給与条例」という。）第十五条第三項及び別表第一から別表第四までの規定は令和六年四月一日から、第一条改正後給与条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3　令和六年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、三重県教育委員会（以下この項、次項並びに附則第七項及び第十一項において「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下この項、次項並びに附則第七項及び第十一項において「人事委員会」という。）と協議して定める職員の、第一条改正後給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4　施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条改正後給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条改正後給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5　第一条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

6　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項において「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務

の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

7　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

8　切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与条例」という。）第十五条の規定の適用については、同条第二項中「六　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第二項の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは、「六　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万二千円」と、「する」とあるのは「とし、前項第七号に該当する扶養親族については、三千円とする」とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

9　切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与条例第十五条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

（再任用職員くのくき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

10　切替日以後に新たに給与条例第十条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）附則第二項第一号に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十七条の十の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定するくき地等学校の移転があった再任用職員について適用する。

（規則への委任）

11　附則第三項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

12　職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

（任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例）

第二十五条　任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十五条の四	第十条、第十一条、第十五条、第十五条の二及び第十七条の十	第十条、第十一条、第十五条、第十五条の二及び第十七条の十
（略）	（略）	（略）

（任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例）

第二十五条　任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第二十五条の四	第十条、第十一条、第十五条、第十五条の二及び第十七条の十	第十条、第十一条、第十五条、第十五条の二及び第十七条の十
（略）	（略）	（略）

附則別表第一

高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	

58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第二

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	

58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第三

学校栄養職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42

55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	
67	63	59	
68	64	60	
69	65	61	
70	66	62	
71	67	63	
72	68	64	
73	69	65	
74	70	66	
75	71	67	
76	72	68	
77	73	69	
78	74	70	
79	75	71	
80	76	72	
81	77	73	
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	
85	81	77	
86	82		
87	83		
88	84		
89	85		
90	86		
91	87		
92	88		
93	89		
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

附則別表第四

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十六号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条　公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）	（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十二・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）

第二条　公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）	（期末手当） 第六条　（略） 2　期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4　（略） （勤勉手当） 第七条　（略） 2　勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この条例のうち、第一条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

3　新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、新条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除）	（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除）
第九条の二　県委員会は、三歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。	第九条の二　県委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。
2　（略）	2　（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第十六条　介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、県委員会が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とす	第十六条　介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第十九条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、県委員会が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とす

ことが相当であると認められる場合における休暇とする。	る。
2・3　（略）	2・3　（略）
第十九条　（略）	第十九条　（略）
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）	
第十九条の二　県委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	
2　県委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。	
（勤務環境の整備に関する措置）	
第十九条の三　県委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
一　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施	
二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備	
三　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県人事委員会規則　第四号）第七条の七第一項に規定する時間外勤務制限開始日とする改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関す

る条例第九条の二第一項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十八号

三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例

三重県営松阪野球場条例（昭和五十年三重県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第十条、第十七条関係）

一　（略）

二　設備

区分			単位	金額（円）
ボードスコア	全部表示		一試合につき	三、〇〇〇
	得点及び判定のみ表示		一試合につき	一、五〇〇
冷風機	一台当たり		一時間につき	四〇〇

備考　冷風機を利用する時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。

改正前

別表（第十条、第十七条関係）

一　（略）

二　設備

区分		金額（円）
ボードスコア	全部表示	三、〇〇〇
	得点及び判定のみ表示	一、五〇〇

備考　金額は、一試合当たりの額とする。

附　則

1　この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前において、三重県営松阪野球場条例第二条第一項に規定する指定管理者から同条例第十七条第二項の規定によりこの条例による改正後の三重県営松阪野球場条例（以下この項において「改正後の条例」という。）別表に規定する区分により施行日以後の利用料金の承認の申請があった場合には、知事は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づき利用料金の承認を行うことができる。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第二十九号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第二条関係）

名称及び位置	診療科目	病床数（床）
（略）	（略）	（略）
三重県立一志病院（津市）	内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科	一般病床 四六
（略）	（略）	（略）

別表第三（第十二条関係）

区分	単位	金額（円）
一　特別室の使用	一日につき	
イ　消費税法別表第二第八号に係る場合		
（イ）～（ヘ）　（略）		（略）
ロ　（略）		（略）
二～四　（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第二条関係）

名称及び位置	診療科目	病床数（床）
（略）	（略）	（略）
三重県立一志病院（津市）	内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科	一般病床 四六 療養病床 三六
（略）	（略）	（略）

別表第三（第十二条関係）

区分	単位	金額（円）
一　特別室の使用	一日につき	
イ　消費税法別表第一第八号に係る場合		
（イ）～（ヘ）　（略）		（略）
ロ　（略）		（略）
二～四　（略）	（略）	（略）

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三十号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第一条　企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（扶養手当） 第四条　（略） 2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 二～六　（略） （住居手当） 第四条の三　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 一　（略） 二　第五条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第十条の二　（略） 2　前項に規定する場合のほか、前条の手当	（扶養手当） 第四条　（略） 2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） 二～五　（略） （住居手当） 第四条の三　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 一　（略） 二　第五条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払つているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第十条の二　（略） 2　前項に規定する場合のほか、前条の手当

の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）
第二十五条　第四条、第十一条及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第二十五条　第四条、第四条の三、第十一条、第十三条及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
2　（略）	2　（略）

（企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
1～3　（略）	1～3　（略）
4　新条例第四条、第十一条及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	4　新条例第四条、第四条の三、第十一条、第十三条及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条第一項の扶養親族については、第一条の規定による改正後の同条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三十一号

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第一条　病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（扶養手当） 第五条　（略） 2　前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 二～六　（略） （住居手当） 第七条　住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 一　（略） 二　第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第十五条　（略） 2　前項に規定する場合のほか、前条の手当	（扶養手当） 第五条　（略） 2　前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 一～五　（略） （住居手当） 第七条　住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 一　（略） 二　第九条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（管理者が定める住宅を除く。）を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの （管理職員特別勤務手当） 第十五条　（略） 2　前項に規定する場合のほか、前条の手当

を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間（週休日又は休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第二十八条　第五条、第十六条及び第二十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2　（略）	を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第二十八条　第五条、第七条、第十六条及び第二十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2　（略）

（病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 1・2　（略） 3　新条例第五条、第十六条及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附　則 1・2　（略） 3　新条例第五条、第七条、第十六条及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附　則

1　この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条第一項の扶養親族については、第一条の規定による改正後の同条例第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三十二号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例

三重県警察職員定員条例（昭和三十二年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定員） 第一条　三重県警察職員の定員は、次のとおりとする。 一　警察官 警視　一一三人 警部　二三六人 警部補及び巡査部長　一、七九七人 巡査　九四〇人 計　三、〇八六人 二　（略） 2～4　（略）	（定員） 第一条　三重県警察職員の定員は、次のとおりとする。 一　警察官 警視　一一三人 警部　二三五人 警部補及び巡査部長　一、七九三人 巡査　九三八人 計　三、〇七九人 二　（略） 2～4　（略）

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一　見　勝　之

三重県条例第三十三号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に廃止前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例（次項において「旧条例」という。）第六条第一項の規定による確認を受け、工事が施工されている宅地開発事業については、なお従前の例による。

3　この条例の施行前にした行為に係る旧条例第十三条、第十四条及び第十七条から第二十条までの規定の適用については、なお従前の例による。

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三十四号

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例の一部を改正する条例

三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例（令和二年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例	三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金条例
（設置）	（設置）
第一条　国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症、そのまん延防止のための措置及びコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受ける中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。	第一条　国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、新型コロナウイルス感染症、そのまん延防止のための措置及び原油価格・物価高騰の影響を受ける中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する費用の財源に充てるため、三重県新型コロナウイルス感染症・物価高騰対応中小企業者等金融支援臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。
附　則	附　則
1　（略）	1　（略）
（条例の効力）	（条例の効力）
2　この条例は、令和十一年三月三十一日までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。	2　この条例は、令和十一年三月三十一日までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る事業費の精算が完了した日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。
（処分の特例）	（処分の特例）

3　基金は、第一条に規定する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金又は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を国庫に返納する事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。	3　基金は、第一条に規定する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を国庫に返納する事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三十五号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条　三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第九条　（略）	第九条　（略）
2　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3　（略）	3　（略）

第二条　三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二条　議員報酬は、次のとおり毎月支給する。 議長　月額　百三万六千円 副議長　月額　九十一万四千円 議員　月額　八十四万三千円	第二条　議員報酬は、次のとおり毎月支給する。 議長　月額　百二万円 副議長　月額　九十万円 議員　月額　八十三万円
第九条　（略）	第九条　（略）
2　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその	2　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその

職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百七十二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3　（略）	3　（略）

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月の期末手当から適用する。

（期末手当の内払）

3　第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三十六号

三重県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

三重県議会個人情報保護条例（令和五年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第十二条第五項において「番号法」という。）第二条第九項に規定する特定個人情報をいう。 十・十一　（略） （利用及び提供の制限） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。）に関しては、第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	（定義） 第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　特定個人情報　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。 十・十一　（略） （利用及び提供の制限） 第十二条　（略） 2～4　（略） 5　保有特定個人情報（職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。）に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第三十条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第三十九条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて	第十二条第五項の規定により読み替えて

（略）	（略）	（略）
第三十九条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて	第十二条第五項の規定により読み替えて

第十七条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

２　一～九　（略）

前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一　次に掲げる個人情報ファイル

イ　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者

（略）	（略）	（略）	
		特定個人情報ファイルを記録されているとき。	法第二十九条第十項に規定する特定個人情報ファイル（番号法第二条第十四項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されるとき。
		作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第十四項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）を収集し、若しくは保管し、又は第三十一条の規定により特定個人情報ファイル（番号法第二条第十四項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）を利用するとき。	適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき。

第十七条　議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

２　一～九　（略）

前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一　次に掲げる個人情報ファイル

イ　議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者

（略）	（略）	（略）	
		特定個人情報ファイルを記録されているとき。	法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイル（番号法第二条第十四項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されるとき。
		作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第十四項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）を収集し、若しくは保管し、又は第二十一条の規定により特定個人情報ファイル（番号法第二条第十四項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）を利用するとき。	適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき。

に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ・ハ　（略）

ニ・ホ・ヘ　（略）

3　（略）

（開示請求権）

第十八条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手続）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止等請求権）

第三十九条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ロ・ハ　（略）

ニ・ホ・ヘ　（略）

3　（略）

（開示請求権）

第十八条　何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手続）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止等請求権）

第三十九条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止等」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一・二　（略）	一・二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（利用停止等請求の手続）	（利用停止等請求の手続）
第四十条　（略）	第四十条　（略）
3　2　（略）	2　（略）
3　議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3　議長は、利用停止等請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等請求をした者（以下この章において「利用停止等請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
（適用除外）	（適用除外）
第四十八条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。	第四十八条　保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。
（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）	（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）
第四十九条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	第四十九条　議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止等請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事　一見勝之

三重県条例第三十七号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一条から第二十五条　（略） 第二十六条　（代理人又は文書等による意見の陳述） 第二十六条の二から第二十九条　（略） 附則	目次 第一条から第二十五条　（略） 第二十六条　（代理人又は文書による意見の陳述） 第二十六条の二から第二十九条　（略） 附則
（意見を述べようとする者の申出） 第二十二条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六条において同じ。）であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。	（意見を述べようとする者の申出） 第二十二条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。ただし、案件に対する賛否を求めない案件にあっては、賛否に代え、意見の概要を申し出なければならない。
（代理人又は文書等による意見の陳述） 第二十六条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電磁的記録で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	（代理人又は文書による意見の陳述） 第二十六条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

発行　三　重　県

三重県津市栄町１丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/